

信義則の民法条文への具体化について

平田 勇人

1 はじめに

拙著『信義則とその基層にあるもの』において、わが国およびドイツ、そして CISG, UNIDROIT Principles, PECL における信義則理論に関する条文や学説を中心にして、信義則に基づく法的推論過程の分析ならびに、信義則の基層にあるものを検討した [1]。そして、これまでの研究で抽出してきた数多くの法命題の中で、重要法命題について以下に列挙してみたい。法命題 1 「信義則は、明示・黙示を問わず、すべての条文の但し書きの中に存在する」。法命題 2 「信義則は、明示・黙示を問わず、常に各条文に存在する特別規定である」。法命題 3 「一般条項による解決こそが、大陸法において具体的妥当性と、論理の整合性を調和しうる最も特色ある解釈方法である」。法命題 4 「信義則は、特別法的であれ、一般法的であれ、その形を法的トポスの形で現わしつつ、しかも形なき精神として、法解釈が間違った方向に向かないための、実践的かつ主体的な法解釈の指針として機能する」。法命題 5 「成文法と信義則とは相互に補完し合い、もし信義則がなければ成文法は機能不全に陥り、逆に成文法が充実していなければ信義則もその影響を受けるという表裏一体の関係にある」。法命題 6 「信義則はあるときは具体的事情に即して顕現し、またあるときは法律（民法・条約）全体について一般的に覆い被さってくる法の理念なのである」。法命題 7 「一般法的な信義則と特別法的な信義則のパラドックスは、『實際上、事案の解決に適

信義則の民法条文への具体化について

するものであれば、一般法的な信義則の適用の余地を残しておくべきである』というメタルールによって制御されることにより回避される」[2]。

信義則と比喩について、前掲法命題1で述べたように、信義則はすべての条文の中に明示・黙示を問わず、但し書きとして存在すると考えられる。信義則は成文法を紙幣に喩えると、紙幣の中に明示・黙示を問わず但し書きとして存在する「透かし」のような存在であり（「透かし理論」と呼ぶことにする）、「透かし」があることで紙幣は紙幣としてその役割を全うできるのであり、成文法と信義則は二にして一如のものであり、法を組成する二つの不可欠の構成要素と考えられるのである[3]。

こうした信義則の透かし理論を、今度は民法全体に投影したのが本稿の目的である。換言すれば、信義則が民法全体にどのように具体化されているのかを検討した。それでは具体的に各条文にどのように具体化されているかを見ていきたい。

2 信義則は民法条文にいかに投影・具体化されているか？

1条（基本原則：信義則・権利濫用） 第1条は前掲法命題1で述べたように、すべての条文の中に明示・黙示を問わず、但し書きとして存在すると考えられるが、以下の判例は、判例体系IDで、第1条以外のある特定の参照法令リストに載っていない。したがって、ここで二つだけは取り上げてみたい。

一つ目として、裁判所は損害賠償請求事件において「取引を開始し契約準備段階に入ったものは、一般市民間における関係と異なり、信義則の支配する緊密な関係にたち、後に契約が締結されたか否かを問わず、相互に相手方の人格、財産を害しない信義則上の義務を負うべきで、これに違反して相手方に損害を及ぼしたときは、契約締結に至らない場合でも契約責任としての損害賠償義務を認めるのが相当であるとし、建築途上のマンションの買受希望者が売主に自己の希望する設計を施工さ

せたが売買契約が不成立に終り売主に損害を与えた事案につき、該買受希望者に契約締結上の過失が認められる」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】 27490190 【裁判年月日等】 最三判昭 59・9・18 判時 1137 号 51 頁。【参照法令】 民法 1 条。

二つ目として、裁判所はゴルフクラブ会員権等存在確認請求事件において「事情変更の原則を適用するためには、契約締結後の事情の変更が、契約締結時の当事者にとって予見することができず、かつ、右当事者の責めに帰することのできない事由によって生じたものであることが必要である。自然の地形を変更してゴルフ場を造成したゴルフ場経営会社は、ゴルフクラブ入会契約締結後にゴルフ場ののり面が崩壊したとしても、事情変更の原則の適用に関しては、特段の事情のない限り、右崩壊について予見不可能であったとはいえず、また、これについて帰責事由がなかったということもできない。契約は一度締結したら、当事者は、その内容に拘束され守らなければならないのが当然であるが、契約当時の社会事情等が大きな変動が生じてしまい（たとえば、天災事変などで超インフレが生じたなど）、契約内容をそのまま履行することが真に公平に反すると考えられるような場合、その契約を破棄、または、内容を変更することができるという考え方をいう」と判示した（破棄自判）。【判例体系 ID】 28021213 【裁判年月日等】 最三判平 9・7・1 民集 51 巻 6 号 2452 頁。【参照法令】 民法 1 条。

ただし、上記判決にあるように、事情変更の原則は例外的なもので、裁判でも認められることはまれである。

11 条（保佐開始の審判） 裁判所は保佐開始申立却下審判に対する即時抗告事件において「統合失調症の慢性期にあり、自己の財産を管理するには常に援助が必要であると認められる本人について母が申し立てた保佐開始の審判を却下した原審判に対する即時抗告審において、本人は精神疾患のために、預金や障害年金を衝動的に浪費するおそれがあ

信義則の民法条文への具体化について

り、保佐を開始することは本人の保護に資するものであり、抗告人(母)が保佐人に対して本人の行動を監視する役割を期待しているようにうかがえるとしても、申立権の濫用と判断すべきではないとして、原審判を取り消し、保佐を開始するとともに保佐人を選任する」と判示した(取消, 認容)。【判例体系 ID】28130931【裁判年月日等】大阪高決平 18・7・28 家月 59 卷 4 号 111 頁。【参照法令】民法 11 条/13 条/876 条/家事審判法 9 条。

抗告人が保佐人に対して本人の行動を監視する役割を期待しているように見えても、申立権の濫用と判断すべきではないと判示されており、権利濫用・信義則が民法 11 条に投影されているといえよう。

21 条 (制限行為能力者の詐術) 裁判所は根抵当権設定登記抹消登記手続請求控訴事件において「被控訴人は、民法の準禁治産者の制度を経験的に熟知した上で、これを計画的に悪用し、自己が準禁治産者であることを秘して控訴人から本件借入れをし、控訴人との間で本件根抵当権設定契約を締結したともいえるものであり、このような被控訴人の行為が信義誠実の原則にもとるものであることは明らかであって、被控訴人の本件根抵当権設定契約についての取消権の行使は、権利の濫用に当たるといふべきであると控訴人が主張。これに対して、裁判所は本件根抵当権設定契約について、被控訴人が準禁治産者であることを理由として行った取消し意思表示はその効力を生じないものという外はなく、この点に関する控訴人の主張は理由がある」と判示した(原判決取消, 請求棄却)。【判例体系 ID】27814196【裁判年月日等】名古屋高判平 4・6・25 判時 1444 号 80 頁。【参照法令】民法 21 条。

控訴人が、信義則・権利濫用を援用しているが、裁判所はその理論構成を否定していないことから見て、民法 21 条に信義則が投影されているといえよう。

33条（法人の成立等） 裁判所は損害賠償請求事件において「泰道会の法人会員については、泰道会とは別個独立の法人格を主張することは正義、公平に反し法人格の濫用になり、泰道会の前記個人らと同一の不法行為責任を負う」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28091633【裁判年月日等】福岡地判平14・9・11判タ1148号222頁。

【参照法令】民法1条／33条／709条／710条。

正義・公平といった法価値が援用されており、民法33条に信義則が投影されていることがわかる。

90条（公序良俗） 裁判所は売買代金返還請求事件において「不動産業者Xと準学校法人Yとの間になされた土地売買契約につき、仮にX主張のように本件契約の決済日までに、約3分の1という地価の下落が認められるとしても、その下落幅は売買契約における給付の等価性を破壊するほど著しいものとまでいえないから、地価の暴落は予見しえないものであったなどX主張の諸事情を合わせ斟酌しても、契約を解除し全くの白紙の状態に戻してしまうことが信義誠実の原則によって要求されると評価するには足りないといわざるを得ない。そもそも契約が等価性を欠くものとして公序良俗に違反する、いわゆる暴利行為に当たるといえるのは、契約当事者の一方が、弱者的立場にある相手方の窮迫、軽率又は無経験に乗じて、相手方に著しく不利益な契約の合意を余儀なくさせた場合であるから、契約締結時を基準として、契約内容の客観的暴利性及び相手方の窮迫等に乗じたという主観的事情が認められなければならない」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】27828134【裁判年月日等】大阪地判平7・4・12判タ887号221頁。【参照法令】民法1条／90条。

公序良俗違反は、法政策的・倫理的観点から見て社会的に許容することができない法律行為を無効とする権限を裁判官に与えるための一般条項であるが、民法90条を巡って信義則も法的観点として裁判所が問

信義則の民法条文への具体化について
題としている点に注目したい。

92条（任意規定と異なる慣習） 裁判所は持分払戻請求本訴，土地建物明渡等請求反訴事件において「Xらの主張する払戻請求が容認されるときはYは倒産が避けられないなどの事情からして，Yにおいては脱退組合員に対する持分の払戻は脱退組合員の出資金額を上限とする旨の事実たる慣習ないし慣行が存在したものと認められるところ，Xらがする持分の払戻請求はY組合設立以来の慣行に反するものであって，殊にXらが長くYの理事又は幹事の職にあったものであることに鑑みると，Xらが本件訴訟において求める現実の出資額を超える部分の払戻請求は，信義に反し，権利を濫用するものであると認められる」と判示した（一部認容）。【判例体系ID】28011309【裁判年月日等】大阪地判平8・3・27判タ916号216頁。【参照法令】民法1条／92条／中小企業など協同組合報20条／21条／33条／51条。

現実の出資額を超える部分の払戻請求が，信義に反し，権利を濫用するとされており，民法92条は信義則を投影した条文であることがわかる

93条（心裡留保） 裁判所は求償金請求控訴事件において「Bは，A会社の代表取締役Eから，支店長のDが承知しD自らも名義貸しをする予定であることを聞かされたこともあって，B自らは何ら負担をしなくともよい関係にあるものと考え，本件の名義貸しに応じたものであることなどの本件消費貸借契約締結の経緯に鑑みると，C銀行においてBが契約当事者であることに基づいて本件消費貸借契約の履行を求めることは信義則上許容し難いところということができるのであり，C銀行を貸主，Bを借主として締結された本件消費貸借については，民法93条但し書きの規定を類推適用して，これを無効と認めるのが相当である」と判示した（控訴棄却，予備的請求棄却）。【判例体系ID】28050479【裁

判年月日等】大阪高判平 11・5・27 金判 1085 号 25 頁。【参照法令】民法 1 条／93 条／94 条。

本件消費貸借契約締結の経緯からみて、C 銀行において B が契約当事者であることに基つて本件消費貸借契約の履行を求めることが信義則上許容し難いとされており、民法 93 条に信義則が具体化されているといえよう。

95 条（錯誤） 裁判所は損害賠償請求事件において「一般に、契約締結の際に、契約当事者の一方が相手方の意思決定に対して重要な意義をもつ事実について信義則に反するような申立てを行い、相手方を契約関係に入らしめ、損害を生じさせた場合には、売買契約に伴う信義則上の義務に違反したのものとして、損害賠償責任を負うというべきである」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28080190【裁判年月日等】千葉地判平 14・7・12 判地自 250 号 89 頁。【参照法令】民法 1 条／95 条／555 条／709 条。

契約締結に際して重要な意義をもつ事実について信義則に反する申立てを行い、相手方の錯誤を誘因させることは信義則に反するとされ、民法 95 条にも信義則が投影されていることがわかる。

96 条（詐欺又は強迫） 裁判所は契約に基づく金員請求事件において「公正証書原本不実記載罪で告発すると告知するのは、仮に公正証書原本不実記載罪に当たる事実が存するとしても、害悪の告知すなわち強迫行為に当たると解されるが、その強迫行為がその目的及び手段からして違法でないと評価される場合には強迫とはならないと解される」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】28082212【裁判年月日等】津地判平 15・2・28 判タ 1124 号 188 頁。【参照法令】民法 96 条。

強迫も違法でなければならず、強迫の目的・手段から総合的に判断して、社会的に正当でないと評価される必要があり、このことは信義則

信義則の民法条文への具体化について

が民法 96 条に具体化されていることを示しているといえよう。

97 条（隔地者に対する意思表示） 裁判所は地位確認等請求事件において「銀行に雇用され、証券会社に出向中であつた労働者が万引きを理由とする退職勧奨に応じて行つた退職の意思表示の撤回を主張したことにつき、銀行は同人に対し、有給休暇があるので退職手続が済めば退職予定日まで出勤しなくてもかまわない旨伝えていたこと、銀行においては出向先において同人が自主退職に係る関係書類を作成するのを待つだけの状態となつていたこと、同人は欠勤を続け、留守番電話や妻への伝言による連絡要請にもかかわらず一切連絡をとろうとしなかつたこと、同人の妻に退職の手続や私物整理のため本人と連絡をとりたい旨が伝えられていたことからすると、同人は、撤回の以前に退職の承認があつたことを知り、又は知り得べき状態にあつたとして、信義則上、銀行による退職承認の意思表示が労働者に到達したものと同視すべきものと判断し、労働契約の合意解約を認める」と判示した(棄却)。**【判例体系 ID】** 28102385 **【裁判年月日等】** 東京地判平 17・10・7 労経速 1918 号 11 頁。

【参照法令】 民法 95 条／96 条／97 条／627 条／労働基準法。

本件労働者が、正当な理由もないのに、銀行による退職承認の意思表示の通知を拒否したことは信義則に反するとされており、民法 97 条にも信義則が投影されているといえる。

98 条（公示による意思表示） 裁判所は保証債務請求事件において「破綻した A 銀行の B 会社に対する貸付金債権の譲渡を受けた X が、B の連帯保証人 Y に対して、連帯保証契約に基づき連帯保証債務の履行を求めた事案について、A が B に対し債権譲渡通知をしようとしたが、B の所在が不明であり通知することができなかつたため、A が公示送達の手続により B に通知をした事情の下において、X が Y に対して前記債務の最終弁済日より約 3 年 6 か月後にはじめて連絡し、その約 6 か月後に

本訴請求に及んだとしても、Yの主張するような権利失効の原則により本訴請求が許されないものではなく、本訴請求が信義誠実の原則に反する事情は何ら認められない。民法（平成16年法律147号改正前）97条ノ2（改正後の98条）の趣旨によれば、意思表示ではない事実行為であっても、相手方に対する到達によって効力を生じさせる必要がある場合には、同条の規定を準用又は類推適用することが相当であるところ、債権譲渡通知は、いわゆる觀念の通知と理解されているが、相手方に対する到達によってその効力を生じさせる必要があり、公示による意思表示に関する同条が準用又は類推適用されると解するのが相当であり、そのように解しても債権者にも債務者にも特別に不利益を生じさせることはない」と判示した（請求認容）。【判例体系ID】28100519【裁判年月日等】東京地判平16・8・24金法1734号69頁。【参照法令】民法1条／98条／467条。

本件において、Yの主張するような権利失効の原則により本訴請求が許されないものではなく、本訴請求が信義則に反する事情は何ら認められないとされているが、権利失効の原則や、信義則に反する事情があるかどうか裁判所は考察していることがわかる。民法98条にも信義則が投影されているといえよう。

99条（代理行為の要件及び効果） 裁判所は貸金請求控訴事件において「代理人が自己の利をはかるため、本人を代理して弁済金を受領することは、代理人の権限濫用行為というべきであり、このことを熟知しながらあえてその代理人に弁済金を交付したものは、信義則上本人に対し弁済行為の有効なることを主張しえないものと解するのが相当である」と判示した（変更）。【判例体系ID】27441800【裁判年月日等】名古屋高判昭51・11・29判時851号195頁。【参照法令】民法1条／99条。

代理人の権限濫用行為が指摘されており、権利の濫用という観点か

信義則の民法条文への具体化について

ら、信義則が民法 99 条に投影されているといえよう。

101 条（代理行為の瑕疵） 裁判所は損害賠償等請求事件において「一 動機の錯誤の場合、民法 95 条の無効となるためには動機の表示が必要であるが、動機は代理人に表示されることで相手方に対して表示されているといえることができる。二 銀行支店長 A は支店内の事務の総括責任者であって、支店扱いの案件については銀行の営業に関する行為について代理権を有するから、動機は A に表示されることで、銀行に対して表示されているといえることができる。三 Y 1 生命保険会社の生命保険募集人は、B を代表者とする C 社であり、本件各変額保険契約中 Y 1 が保険者である契約については C 社が募集をし、Y 2 Y 3 各生命保険会社が保険者である契約については、Y 1 が取りまとめ役となり、Y 2 Y 3 は Y 1 の生命保険募集人である C 社から保険者の地位をもらう形で契約を締結するに至ったものであるが、Y 1 Y 2 Y 3 の保険契約締結手続の各担当者は、契約締結時まで X とは一面識もなく、自らは変額保険について何の説明も行っておらず、契約当日も短時間の間に契約書の作成事務を行ったのみであって、B による勧誘の成果をそのまま自己のものとし、B が確定していたとおりの保険契約者、被保険者、基本保険金額で契約を締結するに至って、Y 1 Y 2 Y 3 は、本件各変額保険契約についての保険者としての契約締結の実質的な判断を B にゆだねていたに等しいのであるから、X の本件各変額保険契約申込みの意思表示についての意思の欠缺、瑕疵に関する認識、過失等については、B が Y 1 Y 2 Y 3 の代理人である場合に準じ、B につきその事実の有無を決定するのが信義則に照らして相当であるというべきであり、X の動機は、B に対しても表示されているから、信義則上、Y 1 Y 2 Y 3 に対しても表示されていると解するのが相当である」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28011252【裁判年月日等】東京地判平 8・7・30 判時 1576 号 103 頁。【参照法令】民法 1 条／95 条／101 条／703 条。

Xの意思表示についての意思の欠缺、瑕疵に関する認識、過失等について、DがY1・Y2・Y3保険会社の代理人である場合に準じ、Dにつきその事実の有無を決定するのが信義則に照らし相当であるとされていることからわかるように、民法101条において信義則が具体化されているといえよう。

109条（代理権授与の表示による表見代理） 裁判所は立替金請求事件において「信販会社に対する立替払契約の申込につき自己の名義を使用して宝石の売買契約をすることを許し、その信販会社からの契約締結の意思の確認に対して肯定的応答をした者に民法109条および商法（平成17年法律87号改正前）23条（改正後14条）などの法理による責任が認められる。殊に本件においては、控訴人は、Aに対し自己名義の使用を許諾していた上、被控訴人からの契約締結意思の確認に対し、あたかも自己が本件立替払契約の申込者本人であるかのごとき応答をしたのであって、かかる者に対し名義使用許諾の責任を追及することが信義則または禁反言によって許されないものとはいえない」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】27806445【裁判年月日等】大阪地判昭63・9・22判時1320号117頁。【参照法令】民法109条／商法14条／23条／割賦販売法30条の4。

禁反言という信義則の個別的法命題を裁判所が判断の基礎にしていることから、信義則が民法109条に投影されていることは明らかである。

110条（権限外の行為の表見代理） 裁判所は土地建物根抵当権設定登記抹消登記請求、保証債務請求事件において「代理人が権限を越えて本人名義の契約書を作成し、これを相手方に差し入れることによって本人のための契約を締結した場合において、相手方が本人名義の右契約書は本人の意思に基づいて真正に作成されたものであると信じたとき

信義則の民法条文への具体化について

は、代理人の代理権限そのものを信じたものではないにしても、その信頼が取引上保護に値する点においては、代理人の代理権限を信じた場合と異なるから、相手方が右のように信じたことについて正当な理由があれば、民法110条の類推適用により本人はその責めに任ずるものと解される」と判示した（一部認容，一部棄却（20125号），棄却（16806号））。【判例体系ID】28061692【裁判年月日等】東京地判平12・8・31判時1751号97頁。【参照法令】民法99条／110条／703条／709条／715条。

取引における信頼保護を民法110条に関連づけている点で、信義則が本条文に投影されていることが窺える。

113条（無権代理） 裁判所は根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴，同反訴事件において「本人が無権代理行為の追認を拒絶した場合には，その後に無権代理人が本人を相続したとしても，無権代理行為が有効になるものではない。Aの長男であるBがAの意思に基づくことなくその代理人としてYらとの間で本件物件につき根抵当権設定契約等を締結したところ，その後Bの子であるXらが無権代理人Bを相続し，次いで本人Aを相続したとしても，既にAがYらに対し本件各登記の抹消登記手続を求める訴えを提起し追認を拒絶したものと見える以上その追認拒絶の効果に影響はなく，XらがAを相続したからといって，本件無権代理行為が当然に有効になるものではない。そして，前記事実関係の下においては，その他にXらが右追認拒絶の効果を主張することが信義則に反すると解すべき事情があることはうかがわれぬ」と判示した（破棄自判）。【判例体系ID】28031946【裁判年月日等】最二判平10・7・17民集52巻5号1296頁。【参照法令】民法113条／896条。

Bの無権代理行為の追認拒絶の効果，Xらが主張すること自体は信義則に反しないとされていることからわかるように，民法113条に信義則が投影されているといえよう。

117条（無権代理人の責任） 裁判所は根拠当権設定登記抹消登記
 手続請求、同反訴請求控訴事件において「無権代理人が本人を相続し、
 あるいは、いったん無権代理人を相続した者がその後本人を相続するこ
 とにより本人と代理人の資格が同一人に帰するに至った場合には、信義
 則上、本人が自ら法律行為をしたのと同様な法律上の地位を生じ、もは
 や本人の資格において無権代理行為の追認を拒絶する余地はなく、無権
 代理行為は当然に有効になるものであるから、本人が訴訟上の攻撃防御
 方法のなかで追認拒絶の意思を表明していると認められる場合であって
 も、その訴訟継続中に本人と無権代理人の資格が同一人に帰するに至っ
 た場合、無権代理行為は当然に有効になる」と判示した（控訴棄却）。【判
 例体系ID】27826645【裁判年月日等】大阪高判平6・2・22民集52
 卷5号1357頁。【参照法令】民法1条/99条/117条/896条/922条
 /925条。

本人と代理人の資格が同一人に帰するに至った場合に、本人が自ら
 法律行為をしたのと同様な法律上の地位を生じる根拠が信義則にあると
 されており、民法117条に信義則が投影されている。

119条（無効な行為の追認） 裁判所は不当利得本訴、各同反訴請
 求控訴事件において「社会保険庁が、支払通知等を行うための葉書に貼
 付する支払通知書等貼付用シールを指名競争入札により発注したが、右
 入札に際し業者Yらの間で談合が行われ、これに基づいて入札が行われ
 た結果、Yらとの間で本件シールの製造契約が締結された場合におい
 て、社会保険庁は、談合発覚後、Yらに対して本件シールの納入を求め
 る一方で、価格の見直しを求め、支払済みの代金については一部返還を
 求めているものであるから、その経過からして、無効な契約が追認され
 たということではできず、新規の随意契約が締結されたとみることもし
 できない。そして、入札を無効とするのは国民全体の利益を確保するた
 めであるから、Xの契約担当官が談合を容認していたとしても談合による入

信義則の民法条文への具体化について

札を有効とすべき理由にはならず、信義則違反や禁反言の法理は国民全体と入札者との間で適用すべきものであって、国民全体に対して信義に反する行為をしたのはむしろYらであるから、この点を取り違えたYの前記主張は採用できない」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】28061140【裁判年月日等】東京高判平13・2・8判時1742号96頁。【参照法令】民法1条／91条／119条／703条／商法514条／私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律1条／7条の2／会計法29条の3／予算決算及び会計令71条／76条。

信義則違反や禁反言の法理は、国民全体と入札者との間で適用すべきものとされ、国による契約無効の主張は信義則や禁反言の違反に当たらないとされており、民法119条が信義則を具体化していることを示している。

127条（条件が成就した場合の効果） 裁判所は供託金還付請求権確認請求事件において「否認権行使を免れるための停止条件付債権譲渡担保契約において停止条件成就時に譲渡通知がなされた場合には、債権譲受人は、信義則上、譲渡人の破産管財人に対して同契約が停止条件付であることを主張できず、破産法（平成16年法律75号改正前）74条1項の期間は同契約締結時から起算すべきである」と判示した（請求認容）。【判例体系ID】28091043【裁判年月日等】東京地判平15・9・12判時1853号116頁。【参照法令】民法1条／127条／466条／467条／破産法164条／破産法〔旧〕72条／74条。

否認権行使を免れるためという信義則にもとる行為がなされた場合は、信義則上、譲渡人は破産管財人に対して同契約が停止条件付であることを主張できないとの判断から窺えるように、民法127条に信義則が投影されていることは明らかである。

130条（条件の成就の妨害） 裁判所は執行文付与に対する異議事

件において「甲乙間の和解調書には、乙が櫛歯ピンを付着した部分かつらを製造販売しない旨及び乙がこれに違反した場合には甲に対し違約金を支払う旨の記載がある場合において、甲が第三者を介して積極的に乙を右和解条項に違反するよう誘発したときは、条件の成就によって利益を受ける当事者たる甲が故意に条件を成就させたものというべきであるから、民法130条の類推適用により、乙は、和解条項の条件が成就していないものとみなすことができる。そして、原審は、被上告人のかつら販売会社に条件成就に該当する行為があったが、本件においては上告人が条件成就を主張することは信義則に反し許されないと判断して、被上告人らの請求を認容」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27819951【裁判年月日等】最三判平6・5・31民集48巻4号1029頁。【参照法令】民法130条。

信義則の個別的法命題の一つとして、自ら法を尊重するものだけが、法の救済を受けるというクリーンハンズの原則があるが、民法130条にはこの原則が投影されているといえよう。

134条（随意条件） 裁判所は預託金返還請求事件において「預託金会員制ゴルフクラブの入会契約について、バブル経済崩壊を背景としてゴルフクラブの取締役会と理事会においてなされた10年の預託金据置期間をさらに10年間延長する旨の決議と承認が、純粹随意条件を規定する条文の趣旨と事情変更の原則が適用されえないことから無効である」と判示した（認容）。【判例体系ID】28032859【裁判年月日等】東京地判平10・7・27判時1656号103頁。【参照法令】民法134条。

刻々と変動する現代経済社会の中で、ゴルフ会員権の時価が預託金の額面を常に上回るとの見通しが外れたからといって、事情変更の原則が適用される余地はないとの裁判所の判断からも窺えるように、信義則の個別的法命題の一つである事情変更の原則が民法134条に組み込まれていることがわかる。

信義則の民法条文への具体化について

135条（期限の到来の効果） 裁判所は請負代金請求事件において「建物の建築・設計等を業とする会社であるXは、Yから建物の設計及び建築確認業務を請け負い、その後、同建物の建築実施設計図書一式の作成を請け負い、同設計図書に係る請負代金の支払時期を『建物着工時』と合意していたところ、Xが同設計図書一式を作成し提供したにもかかわらず、Yが資金調達ができないとして建物建築に着手していない事情の下において、同契約は、停止条件を付したのではなく、不確定期限を付したものであるから、右事情のように建築工事の着手が社会通念上実現しないことが確定した場合には、代金支払の期限が到来したものととして、XのYに対する請負代金請求が認められる。他に、本件全証拠によっても、原告が本件請負契約に基づく代金の支払を求めることについて信義則に反する事情を認めるに足りる証拠はないというほかない」と判示した（認容）。【判例体系ID】28062499【裁判年月日等】東京地判平13・1・31判タ1071号190頁。【参照法令】民法135条/632条。

原告が本件請負契約に基づく代金支払を求めることにつき、信義則に反する事情を認めることはできないとの裁判所の判断からわかるように、民法135条にも信義則が投影されていることがわかる。

137条（期限の利益の喪失） 裁判所は期限の利益存在確認、貸金請求事件において「Xは、Y銀行から順次4口（貸付け1から貸付け4までの4口）の貸付けを受けたが、各貸付けには、(1)借主が貸付けに係る当該債務の分割金の支払を遅延し、Yから書面による督促を受けても、次の約定支払日までに元金(遅延損害金を含む)の支払をしなかったとき、(2)借主が、貸付けに係る当該債務以外の銀行取引上の債務について期限の利益を喪失し、かつ、銀行が、当該債務全額の支払を請求したときは、いずれも期限の利益を喪失する旨の約定があった事情の下で、Xは貸付け1及び貸付け2に係る各債務について期限の利益を喪失したが、貸付け3及び貸付け4に係る各分割金債務については、期限の

利益喪失後も弁済を続けていたところ、2年数か月が経過した段階で、YがXに対し、貸付け3及び貸付け4に係る残金全額につき一括支払を請求する旨の通知書を送付してきたため、XがYに対して訴訟を提起し、Yが貸付け3及び貸付け4に係る残債務全額について一括支払請求をして期限の利益を喪失させることは、信義則に反し、権利濫用に当たり許されないとして、貸付け3及び貸付け4に係る各債務について期限の利益を喪失していないことの確認を求めた場合について、Xの信用悪化の事情が継続している状況の下においては、Yが貸付け3及び貸付け4について前記約定に基づき期限の利益を喪失させて債務者に対してその全額の返済を請求することは、信義則に反し、権利濫用に当たり許されないということとはできない」と判示した（一部棄却、一部破棄自判）。

【判例体系ID】28111137【裁判年月日等】最三判平18・4・18日金判1242号10頁。【参照法令】民法1条／137条。

期限の利益の喪失を巡って、裁判所が信義則ならびに権利濫用を引用していることから、民法137条においても信義則・権利濫用が具体化していることがわかる。

145条（時効の援用） 裁判所は残業代金請求事件において「XがY1社及び転籍後のY2社（Y1のグループ企業）に対して、雇用契約上の法定時間外労働に対する割増賃金の未払があるとしてその支払等を請求した事件において、Y1及びY2が消滅時効を援用した場合に、Y1及びY2において、当該債務の承認の事実が認められず、また、これまで一切消滅時効の援用を主張してこなかったとしても信義則上時効の援用が許されないものと認められないときには、提訴の2年以上前に支払期限の到来した割増賃金債務については時効援用により消滅する」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28110117【裁判年月日等】名古屋地判平17・8・5労判902号72頁。【参照法令】民法1条／145条／623条／労働基準法37条／115条。

信義則の民法条文への具体化について

信義則上、時効の援用が許されないものと認められないときには、提訴の2年以上前に支払期限の到来した割増賃金債務については時効援用により消滅するとされており、時効の援用に際して信義則が判断基準の一つになっており、民法145条にも信義則が投影されていることを示している。

146条（時効の利益の放棄） 裁判所は預金返還事件において「Xが金融機関Yに対して預金残金の支払を請求したのに対し、Yが同預金は既に払い戻されていると抗弁するとともに、同払戻請求権は10年の経過により時効により消滅していると抗弁した事案において、YがXに対し、「通帳に払戻の記載がないにもかかわらず残金がなくなってしまっている点について調査をし、残っている預金については払戻しに応じる」との意向を伝えている場合において、それは、Yの調査によって預金が残っていることが確認できたときには、あえて時効を援用せずに、「残っている預金」として預金の払戻しに応ずるとの意思から対応したものであるから、Yの調査によってXの預金が残っていることが確認できなかった本件については、Yが時効援用の利益を放棄したと認めることはできず、また、Yによる時効の援用が信義則に反するということができない」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】28081870【裁判年月日等】東京地判平15・3・5金判1171号37頁。【参照法令】民法1条／146条。

Yの調査でXの預金が残っていることが確認できなかったため、Yが時効援用の利益を放棄したと認めることはできず、Yによる時効の援用が信義則に反しないとされており、民法146条において信義則が投影されているといえよう。

147条（時効の中断事由） 裁判所は損害賠償請求事件において「Xが平成9年11月17日にY1運転の自動車による交通事故によって傷害

を負い、その後、同11年7月13日に本訴前調停が成立し（それに基づき、後遺障害に基づく損害を除くすべての損害につき支払がなされた。）、同月29日に病院において本件事故による後遺障害の症状固定と診断され、同12年8月3日にXの被害者請求により自賠責保険会社から後遺障害慰謝料の支払がなされた経緯の下で、Xが、その後遺障害慰謝料の支払を受けてから4年後の平成16年に、Y1及び任意保険会社Y2に対して、不法行為を理由に、後遺障害による逸失利益の請求をした事案において、後遺障害による損害についての消滅時効は、後遺障害の症状固定の診断がなされた時から進行し、本件調停においては後遺症の損害賠償については別途協議するとの約定がなされたのみで、その損害賠償額等具体的記載がなく確定した権利となったものではないことから、時効期間が10年に伸長されることはなく、また、Xの自賠責保険会社に対する「被害者請求」やそれに基づく自賠責保険会社の「支払」は、Xの本件請求権についての時効中断事由としての「請求」や「承認」には該当せず、さらに、本件ではY1・Y2の消滅時効の援用が信義誠実の原則に反するとは認められないから、Xの本件請求は、時効により消滅する」と判示した（主位的請求却下、予備的請求棄却）。【判例体系ID】28110054【裁判年月日等】名古屋地判平16・12・24交民37巻6号1765頁。【参照法令】民法1条／147条／149条／156条／166条／174条の2／709条／724条／自動車損害賠償保障法16条。

Xの自賠責保険会社に対する被害者請求や、それに基づく自賠責保険会社の支払が、Xの本件請求権についての時効中断事由としての請求や承認には該当しないとの判断と平行して、Y1・Y2の消滅時効の援用が信義則に反するとは認められないと、信義則が判断基準としてあげられており、民法147条においても信義則が投影しているといえよう。

149条（裁判上の請求） 裁判所は遅延損害金請求事件において「前訴の控訴審において原告らが一審判決で認容された遅延損害金請求の一

信義則の民法条文への具体化について

部に係る訴えを請求の減縮によって取下げ、後訴においてその遅延損害金部分を請求した場合、請求の減縮が訴訟指揮に従った結果であり、被告もこれを認識でき、前訴係属中減縮部分についても債務の任意履行を求める意思を表示していた等の事情のあるときは、後訴の請求は信義則に反するものとはいえない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28062464【裁判年月日等】那覇地判平12・5・11訟月47巻11号3235頁。【参照法令】民法149条／民事訴訟法114条／135条／262条。

前訴原告らが、前訴各事件において請求の減縮をしたのは、早期の判決言渡しを目指す裁判所の訴訟指揮に従った結果であり、被告もこの事情を認識でき、前訴原告らは、前訴係属中、右減縮部分についても債務の任意履行を求める意思を表示していたと解されること等の事実を照らせば、原告らの本件請求は、禁反言に触れるところはなく、訴訟上の信義則に違反するものとも認められないとされ、訴訟上の信義則・禁反言が民法149条に投影されていることがわかる。

153条（催告） 裁判所は保険金請求事件において「XがY保険会社に対し駐車中の自動車が盗難に遭ったとして車両保険契約に基づいて保険金を請求した事案の下で、Yが、本件事故が発生したとされるのは平成13年1月29日ないし30日であるところXの本訴提起時である同15年7月16日には2年間の消滅時効期間が経過しているとして時効を援用した場合において、Xが平成13年1月30日にYの代理店に本件事故を通知し、その後YからXに対する調査が行われたが、その間XはYに対し何回かにわたり保険金の支払を催促したり、問い合わせをしたにもかかわらず、その都度Yから調査中なのでもう少しと待つようにと言われ続け、結局、同15年4月25日になってYから保険金不払の旨の通知がされた場合に、裁判外で債務履行の催告を受けた者が請求権の存否について猶予を求めたときには、民法153条の6か月の期間はその者か

ら回答がされるまで進行しないものと解されるところ、Xの本訴提起はYの保険金不払通知から6か月以内になされているので、Xの前記催告は時効中断の効力を生じたものと認められ、Yが時効を援用することは、信義則に反して許されない」と判示した（認容）。【判例体系ID】28101381【裁判年月日等】大阪地判平16・6・29判タ1180号287頁。【参照法令】民法1条／153条／商法629条。

裁判外で債務履行の催告を受けた者が請求権の存否について調査するため猶予を求めた場合には、民法153条所定の6か月の期間は、その者から何分の回答がされるまで進行しないものと解するのが相当である（最二判昭43・2・9民集22巻2号122頁参照）。裁判所もこれを本件に当てはめて、民法153条所定の6か月の期間は、原告による数次にわたる催告のいずれについても、被告代理人によって正式に支払をしない旨の通知がされた平成15年4月25日まで進行しなかったものと解し、本件契約の保険金請求について、被告が消滅時効を援用することは、少なくとも信義則に反して許されないとしているが、このことからわかるよう、民法153条に信義則が投影されているといえよう。

156条（承認） 裁判所は各ビデオ化使用料請求控訴事件において「テレビ放送用アニメ作品が放送後にビデオ化されて販売されたため、当該アニメ作品の声優Xらが出演契約を締結していた音声制作会社Y1及びY1に音声部門の制作を委託した動画制作会社Y2に対してビデオ化使用料などの支払を請求した事案において、Y1及びY2が消滅時効を援用した場合について、Xのビデオ化使用料請求権は、1年の短期消滅時効にかかる「芸人の賃金」ではなく5年の消滅時効にかかる通常の商事債権であり、同債権は実際にビデオ化され販売に供された時から消滅時効が進行するところ、Y1は、Xらに対して文書をもって前記ビデオ化使用料支払債務が発生した可能性のあること、及びその場合にはXらに対し同支払債務を負担することを認め、その支払を現実化させるた

信義則の民法条文への具体化について

めにY 2との間で交渉するように通知していたときには、同通知は債務の承認に当たるから同債務の時効は中断し、また、既に時効が完成した債務については時効の援用権を放棄し、あるいは信義則上、時効援用権を喪失したものと認められ、さらに、Y 2が一審において本件債務自体については争わない態度を示していたにもかかわらず、突如、控訴審において同債務につき消滅時効を援用することは、信義則上許されない」と判示した（一部変更、一部控訴棄却）。【判例体系ID】28100779【裁判年月日等】東京高判平16・8・25判時1899号116頁。【参照法令】民法1条/145条/156条/166条/174条/423条/民事訴訟法2条/157条。

Yが原審で争っていなかったビデオ化使用料率について一部否認の主張に転じる行為は、原審における弁論準備手続等による争点整理を覆し、個別の事実関係を一から争おうとすることになり著しく信義に反するとの裁判所の判断からもわかるように、民法156条にも信義則が投影されていると見ることができよう。

158条（未成年者又は成年被後見人と時効の停止） 裁判所は損害賠償請求事件において「XがY（国）に対し、ドミニカ共和国への移住政策の遂行過程における情報提供義務違反等により国家賠償法に基づき損害賠償請求をした事件において、同損害賠償請求権につき20年の除斥期間の経過している場合に、時効停止に関する規定（民法158条）の法意から除斥期間制度の適用の結果が著しく正義、公平の理念に反すると認められる特段の事情が認められないときには、Xの同請求権は、除斥期間の経過によって消滅する」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28111512【裁判年月日等】東京地判平18・6・7判時1937号3頁。【参照法令】民法1条/158条/415条/709条/724条/国家賠償法1条。

時効停止に関する規定（民法158条）の法意から除斥期間制度の適用の結果が著しく正義、公平の理念に反すると認められる特段の事情が

認められないときには、Xの同請求権は、除斥期間の経過によって消滅するとの裁判所の判断の中で、正義・公平の理念に言及されている。このことから、民法158条にも信義則が投影されていることが読み取れよう。

162条（所有権の取得時効） 裁判所は所有権移転登記手続請求事件において「国から国有財産であるいわゆる赤道の譲与を受けた市が、同地を時効取得したと主張する者の対抗要件（登記）の欠缺を主張することが信義則に違反すると認めることはできない」と判示した（棄却）。

【判例体系ID】28132035【裁判年月日等】名古屋地判平19・3・20判地自294号77頁。【参照法令】民法1条／162条／177条／国有財産特別措置法5条。

裁判所は本件赤道について、本件譲与による国から市への本件赤道の所有権の移転が、原告（甲株式会社）の主張するような形式上のものにすぎないと解することはできないとし、本件取得時効による本件赤道の所有権の取得について、被告（市）が原告の対抗要件の欠缺を主張することが信義則に反しないとしているが、このことから民法162条が信義則を投影しているとみることができる。

166条（消滅時効の進行等） 裁判所は地位確認等請求事件において「Y会社の就業規則等の変更不同意であった従業員X1・X2ら（15名）がYに対して定年退職までの賃金差額分等の支払を求めて訴えを提起した（第2次訴訟及び第3次訴訟）のに対して、Yが第3次訴訟の原告X2らについては、訴訟提起の2年前以前の分の賃金差額については消滅時効が成立しているとしてこれを援用した事案において、平成7年3月に提起された第2次訴訟は、同8年7月以降、これに先行する第1次訴訟が終結するまで事実上審理が停止されており、第2次訴訟の原告であるX1らについては、第1次訴訟（最高裁平成12年9月7日判

信義則の民法条文への具体化について

決にて終結：最一判平 12・9・7 民集 54 卷 7 号 2075 頁)の結果に従って解決するとの意図を当事者双方が有していたと推認されるところ、第 3 次訴訟の原告である X 2 らについても同様であると考えerことは不合理ではないこと、また、第 3 次訴訟が第 1 次訴訟終結後 2 か月ほどで提訴されていることを考慮すると、第 3 次訴訟の原告である X 2 らを権利の上に眠っていた者と評価するのは相当ではなく、Y の消滅時効の援用は、信義則に反し許されない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28101601【裁判年月日等】青森地判平 17・3・25 判タ 122 2 号 191 頁。【参照法令】民法 1 条／145 条／166 条／労働基準法 89 条／115 条。

「権利の上に眠るものは保護に値せず」という法格言の考え方が、民法 166 条以下の消滅時効制度に具体化されていることを裁判所が認めているが、この法格言は権利失効の原則を指しているといえよう。

167 条（債権等の消滅時効） 裁判所は求償金請求事件において「公平の理念から認められる共同不法行為者間における求償権の実質は不当利得返還請求権であるとして、その消滅時効期間は 10 年（民法 167 条 1 項）である」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28101237【裁判年月日等】東京地判平 16・5・24 交民 37 卷 3 号 648 頁。【参照法令】民法 1 条／167 条／404 条／703 条／719 条。

ここでは、公平の理念が問題とされているが、それは信義則が民法 167 条に投影されていることを示している。

173 条（2 年の短期消滅時効） 裁判所は売買代金請求事件において「ミンクコート 155 枚について、A→Y→X→A→X→Y の順で売買契約が締結されたところ、右の最後の XY 間の売買につき X が Y に対し売買代金の支払を求めて訴えを提起したのに対し、Y が 2 年の消滅時効（民法 173 条 1 号）を援用した場合において、右各取引は金融利益を得

ることが図られ売買対象物の引渡しを前提としていないことから典型契約としての売買契約とすることには違和感があるが、当事者の選択した法的形態に従い、その消滅時効期間は売買に基づく債権についての2年と解すべきであるところ、YがXから代金の請求を受けた際、第三者Bを巻き込み、BにYとの多額の取引が成立すると信じさせて多額の金員をXに支払わせ、Xに右XY間の売買代金の支払であると誤解させて請求の矛先をかわしたこと等の事情の下においては、Yの消滅時効の援用は信義則に違反するものとして許されない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28020984【裁判年月日等】東京地判平8・7・1判時1598号122頁。【参照法令】民法1条/145条/173条。

裁判所は、原告が権利濫用を主張していることに対して、被告は本訴において権利を行使しているものではなく、原告の主張の真意は、消滅時効の主張が本件事情の下では許容されるべきでないというにあり、信義則違反の主張をも含むと解し、信義則に反し許されないと判示しているが、権利濫用と信義則を峻別している点で興味深い判例である。したがって民法173条に信義則が投影されているといえよう。

174条（1年の短期消滅時効） 裁判所は不当利得返還請求控訴事件において「ホテル施設利用料金の過払いによる不当利得返還請求権には民法174条4号の適用はない。控訴人らは、本訴請求にかかる過払金返還請求権は、民法174条4号に定める旅店の宿泊料に関する債権であるから同法条による消滅時効が完成した旨主張する。しかし、右法条という旅店の宿泊料債権とは、旅店の営業者が顧客に対して有する宿泊契約上の宿泊料債権を指称するものであって、本件ホテル施設利用料金の過払いによる不当利得返還請求権が右法条という旅店の宿泊料債権そのものに該当しないことは多言を要しない。また、これを同法条という旅店の宿泊料に関する債権と同視して同法条に定める短期消滅時効を認めなければならない合理的な根拠は見出し難く、右短期消滅時効を認めな

信義則の民法条文への具体化について

かったからといって、このことが控訴人ら主張のように宿泊料債権につき短期消滅時効が認められているのに対比し公平を失するものとも思われない。そうすると、本件不当利得返還請求権につき消滅時効が完成したとする控訴人らの抗弁は採用することができない」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】 27441785 【裁判年月日等】 東京高判昭 51・9・20 東高民時報 27 卷 9 号 214 頁。【参照法令】 民法 174 条。

公平という観点から裁判所が判断していることから、信義則が民法 174 条に投影されていることがわかる。

177 条（不動産に関する物権の変動の對抗要件） 裁判所は所有権移転登記手続等請求控訴事件において「都市計画法 40 条に基づき宅地開発地域内の公園用地が、開発業者ではなく、地方公共団体に帰属しているにもかかわらず、開発業者の債権者らが地方公共団体への所有権移転登記が経由されていないのに乗じてこれを買ひ受け、所有権移転登記等を取得した場合には、その買受人等は、背信的悪意者に該当し、地方公共団体の登記の欠缺を主張する正当な利益を有するものではなく、地方公共団体に対して所有権移転登記をしなければならない」と判示した（取消自判）。【判例体系 ID】 28092416 【裁判年月日等】 東京高判平 16・8・31 判タ 1169 号 250 頁。【参照法令】 民法 1 条／177 条／都市計画法 40 条。

裁判所は、民法 177 条にいう第三者とは、当事者もしくはその包括承継人以外の者であり、物権変動に係る登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者をいい、背信的悪意者はこれに該当しないと指摘したうえで、控訴人が権利行使を全く怠っていたというわけではなく、被控訴人ら主張のような事情をもって、控訴人の本訴請求が信義則に反るとか、権利の濫用であって許されないなどとはいえないとし、このことから民法 177 条に信義則が投影されていることが読み取れる。

198条（占有保持の訴え） 裁判所は工作物撤去等請求事件において「Y1は、自らが購入した一団の土地の一部に自宅建物を建築し、Y2も、同じ頃、その土地の一部に自宅建物を建築したが、その際、Yらは、前記一団の土地のうち南側に位置する二筆の土地で形成される通路上の土地（本件土地）が建築基準法42条2項所定の道路（二項道路）の一部であることによって接道義務を満たすものとして建築確認を得、当該道路敷地部分につき非課税措置まで得ていながら、Xらが隣接土地に転居し、本件道路を通行するようになるや否や、これが二項道路ではないと主張することは、本件道路周辺の建物所有者との関係において著しく正義に反し、信義則上許されない」と判示した（破棄差戻し）。【判例体系ID】28110838【裁判年月日等】最一判平18・3・23裁時1408号9頁。【参照法令】民法1条／2条／198条／日本国憲法13条／建築基準法42条。

本件道路周辺の建物所有者との関係において著しく正義に反し、信義則上許されないと判断されていることからわかるように、正義、信義則といったものが民法198条に投影されているといえよう。

199条（占有保全の訴え） 裁判所は建築工事禁止仮処分命令申立事件において「眺望及び日照の良さを売り物にしてマンションを分譲したマンション業者が、その南側に右眺望及び日照を阻害する建物を建築する行為は、自ら形成した買主らの信頼を害し、かような建物を建築しないという信義則上の義務に反するもので、しかも、その背信性が著しいとして、未完成部分の建築工事続行の差止めが認められる」と判示した（一部認容、一部却下）。【判例体系ID】27828821【裁判年月日等】仙台地判平7・8・24判時1564号105頁。【参照法令】民法1条／199条／709条／民事保全法23条／建築基準法56条の2／都市計画法8条／9条。

ここでも、自ら形成した信頼を害し、信義則上の義務に反し、その

信義則の民法条文への具体化について

背信性が問われており、民法 199 条においても信義則が投影されているといえよう。

206 条（所有権の内容） 裁判所は損害賠償請求事件において「敷地所有者の承諾を得ずダムや林道がつくられたことによる、ダム設備の取去、ダム敷地の明渡請求及び 2 か所の林道敷地の他の 1 か所の明渡請求が、ダム及び林道の公共性、社会性から、権利濫用に当たるとして許されないとし、林道敷地の他の 1 か所の明渡請求については明渡しを求める部分が不特定であるとしてこれを却下する」と判示した（一部認容、一部却下、一部棄却）。【判例体系 ID】28010290【裁判年月日等】佐賀地判平 7・11・24 判時 1584 号 132 頁。【参照法令】民法 1 条／206 条／709 条／722 条。

ダム及び林道の公共性、社会性の観点から、権利濫用にあたるかどうか考えられており、民法 206 条においても信義則が投影されているといえる。

210 条（公道に至るための他の土地の通行権） 裁判所は占有使用妨害禁止仮処分命令申立事件において「私道敷地の所有者・共有者 X が、産業廃棄物最終処分場への産業廃棄物の搬入路等として利用する Y に対して、所有権又は共有持分権に基づく妨害排除又は妨害予防請求権を被保全権利として占有使用妨害禁止仮処分を申し立てたのに対し、Y が、本件処分場の設備工事期間中の本件通路の通行に対し、X から何ら異議が述べられなかったこと、他の業者にはダンプの通行を認めていることなどを理由に権利濫用に当たると主張したという事案について、本通路をめぐる X らと Y との紛争の経過、本件通路の開設・管理の経緯、本件通路が必要不可欠とまでは認められないこと、搬入路として大型貨物自動車で継続的に通行することになれば通路部分のみならず X ら所有又は共有地の非通路部分にまで損傷が及ぶことが予想されることな

どの疎明事実を照らし、XらがYの本件通路の通行の禁止を求めることが権利濫用に該当するとまでいうことはできない」と判示した（却下）。

【判例体系 ID】28042780【裁判年月日等】大分地決平 11・3・29 判タ 1011 号 278 頁。【参照法令】民法 1 条／210 条／民事保全法 23 条。

疎明事実等によれば、その他に債務者が主張する事情を考慮しても、債権者らが本件仮処分により債務者の本件通路の通行の禁止を求めることが、権利濫用に該当するとまでいうことはできないとされ、民法 210 条に権利濫用が投影されていることがわかる。

211 条 裁判所は通行権確認等請求控訴事件において「囲繞地通行権に基づく通行場所の変更を認めるべき事情変更があったとは認められないとして、既存通路について囲繞地通行権に基づく通行妨害排除請求が認められる」と判示した（原判決取消，請求認容）。【判例体系 ID】28070974【裁判年月日等】東京高判平 13・4・26 判タ 1085 号 219 頁。【参照法令】民法 210 条／211 条／民事訴訟法 114 条／135 条／建築基準法 42 条／43 条。

本件において、袋地の所有者・利用者にとって必要であり、かつ、囲繞地のために損害が最も小さいものとして、いったん特定の通行場所が定まり、長期間使用されていたとしても、その後、袋地や囲繞地の利用に変更が生じた場合には、事情変更により通行場所の変更が認められる可能性があるとして、事情変更の有無について検討された結果、本件程度の事情変更では、未だ囲繞地通行権に基づく通行場所の変更を認めるべき事情変更があったものとは認められないとされた。こうしたことから、信義則の個別的法命題の一つである事情変更の原則が民法 211 条に投影されていることがわかる。

223 条（境界標の設置） 裁判所は構築物取去土地明渡請求控訴事件において「北海道地方費財産取扱規定 28 条所定の境界査定がなされ

信義則の民法条文への具体化について

たものとは認めることはできないが、北海道庁内務部長と隣地所有者との間で、境界確定のための公法上の契約が結ばれたと認められ、公法契約の性質及び信義則上控訴人はこれに反する主張をなしえないものというべきである」と判示した（新請求棄却）。【判例体系 ID】27813277【裁判年月日等】札幌高判平4・4・21判タ795号174頁。【参照法令】民法223条／国有財産法10条。

当裁判所は、右境界を形式的に確定するとしても、境界線の性状及び各土地の形状も簡明であり、その配分方法も公平に適うことから相当と判断しており、民法223条に信義則が投影されていると見ることができ。

234条（境界線付近の建築の制限） 裁判所は境界確定請求事件において「Yは、その建物を民法234条に違反して建築しているのであるから、特段の事情の認められない限りXに対してこれによる賠償をなすべきであるが、信義則上、およそ法的救済を求めんとするものは自ら潔き手をもって来るべし、という要請があると解すべきところ、原告であるX自身も同条に違反しているのであるから、Xの賠償請求は、信義則に反することとなる」と判示した（一部認容）。【判例体系 ID】27804408【裁判年月日等】大阪地判昭63・9・28判時1321号138頁。【参照法令】民法1条／234条。

信義則上「およそ法的救済を求めんとするものは自ら潔き手をもって来るべし」という要請があると裁判所がいうように、クリーンハンズの原則に関連した事例であり、民法234条は信義則の個別的法命題の一つであるクリーンハンズの原則が投影されている。

242条（不動産の付合） 裁判所は損害賠償請求事件において「水路敷に埋設された排水管につき、埋設時点において水路敷の所有者である国が付合により取得したものとされた事例。被告らは、原告から本件

排水管の所有者について照会を受けた際、本件水路が建設省所管の国有財産であること、旧国鉄が所定の手続を経ずに自己名義に登録したものであることの回答をするとともに、その後も、被告らにおいて、本件排水管を撤去しうる状態にするため、本件水路の付替え工事を行い、所定の所管換の手続を行っていることが認められるのである。こうしたことにかんがみると、本件排水管に関する被告らの原告に対する対応が信義則に違反するものであったということとはできない」と判示した(棄却)。

【判例体系ID】28070615【裁判年月日等】東京地判平12・3・29判地自223号77頁。【参照法令】民法242条／国有財産法9条／国有財産法施行令6条／建設省所管国有財産取扱規則3条。

本件排水管に関する被告らの原告に対する対応が、信義則に違反するものであったとは言えないとされており、民法242条にも信義則が投影されているといえよう。

249条(共有物の使用) 裁判所は駐車場専用使用権確認請求控訴

(656号, 668号)、同各附帯控訴事件(121号, 130号, 131号等)において「一般にマンションの分譲においては、分譲後、多数の区分所有者により一種の共同体が構成され、共用部分や共有物である敷地につき共同使用の関係が成立するのであり、右の共同体ないし共同使用関係においては、構成員間の権利義務の公平かつ公正な配分、調整が図られるべきことが最も重要な要請であるといえるから、分譲者は、分譲後において区分所有者間に不公平を生じ、ひいては区分所有者の共同体の維持運営に困難をきたす原因となるような分譲方法をとってはならないという信義則上の義務があるというべきであり、分譲者の不適当な販売方策のために購入者らが将来にわたってマンションの共用部分等の円滑な共同利用を妨げられるおそれがある場合には、そのような販売方策として行われた駐車場専用使用権の分譲という行為の法的適合性を許容する解釈を採用すべきではないと考えられる」と判示した(一部変更(656号)。

信義則の民法条文への具体化について

一部却下・一部棄却（668号）、棄却（121号、130号、131号等））。【判例体系ID】28010216【裁判年月日等】福岡高判平7・10・27民集52巻7号1678頁。【参照法令】民法249条／252条／建物の区分所有等に関する法律13条／15条／18条／30条／31条。

本件では、分譲後に区分所有者間で不公平を生じ、区分所有者の共同体の維持運営に困難をきたす原因となるような分譲方法をとってはならないという信義則上の義務が指摘されており、民法249条においても信義則が投影されているといえるであろう。

252条（共有物の管理） 裁判所は駐車場専用使用権確認請求控訴（656号、668号）、同各附帯控訴事件（121号、130号、131号等）において「特定の駐車区画の独占的使用の対価として支払われる金銭、すなわち、専用使用料は、共有物の使用に伴う共有者間の利得と損失の清算金の性質を有し、近隣地価や固定資産税の変動その他の事情変更に応じて、同じく共有持分の過半数の意思により変更することができる」と解すべきこととなる」と判示した（一部変更（656号）、一部却下・一部棄却（668号）、棄却（121号、130号、131号等））。【判例体系ID】28010216【裁判年月日等】福岡高判平7・10・27民集52巻7号1678頁。【参照法令】民法249条／252条／建物の区分所有等に関する法律13条／15条／18条／30条／31条。

駐車場専用使用料は、近隣地価や固定資産税の変動その他の事情変更に応じて、同じく共有持分の過半数の意思により変更できると解されており、信義則の個別的な法命題の一つである事情変更の原則が民法252条に投影されているといえよう。

256条（共有物の分割請求） 裁判所は土地共有物分割請求事件において「共有持分を譲り受けた特定承継人Xの共有物分割請求を許すと、Yは前主との債権的合意によって使用することができていた駐車場

への通路を失うことになるという酷な結果を招くことになるが、原則として共有関係は何時でも解消できるものとされていること、分割禁止の契約をすることはできるがその期間は5年を超えることができないとされており、しかも不動産についてはその旨の登記をしなければ共有物の特定承継人に対抗できないものとされているのであって、こうした結果もやむを得ないところであって、その他本件全証拠によるも、Xの分割請求が信義則に反し許されないとする特別の事情は認められない」と判示した（認容）。【判例体系ID】27813733【裁判年月日等】東京地判平3・10・25判時1432号84頁。【参照法令】民法1条／177条／254条／256条／不動産登記法59条／不動産登記法〔旧〕39条の2。

Xの分割請求が信義則に反し許されない特別の事情は認められないとされていることからわかるように、民法256条にも信義則が投影されている。

258条（裁判による共有物の分割） 裁判所は共有物分割請求事件において「成田空港用地内の空港会社と空港建設反対派の共有地を対象とする空港会社から提起された全面的価格賠償方式による共有物分割請求訴訟について、共有物分割請求をすることは強制的な私的収用であるとはいえ、空港建設の実態等に共有物分割請求を妨げる事由があるとは認められず、共有物分割後の土地利用の実効性いかんにより共有物分割請求権の行使が否定されるものではないことのほか、空港建設反対派を困惑、動揺させ、重圧を加えることその他の不当な目的で提訴したことをうかがわせる事情は認められず、訴権の濫用に当たらない」と判示した（認容）。【判例体系ID】28111857【裁判年月日等】千葉地判平18・6・28判時1967号45頁。【参照法令】弁護士法72条／民法258条／667条／668条／676条／民事訴訟法2条。

原告である空港会社と被告らである空港建設反対派とが共有していた空港用地の共有物分割請求訴訟において、原告は、新空港建設に必要な

信義則の民法条文への具体化について

不可欠な土地であるとして訴えを提起したものであり、被告らを困惑・動揺させ、重圧を加えることその他の不当な目的で提訴した事情は認められず、訴えの提起は権利の濫用に当たらないとされており、民法 258 条においても信義則・権利の濫用が投影されているといえよう。

266 条（地代） 裁判所は建物取去土地明渡請求事件において「法定地上権の地代について、所有権者は、まず地上権者と協議をし、協議が整わない場合には地代確定請求訴訟によるべきであって、右の手続を踏まずに直ちに法定地上権の消滅請求をすることは、地上権者の地代不払意思が明らかである等の特段の事情のない限り、許されないと解すべきである」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】 28020644 【裁判年月日等】 東京地判平 8・6・21 判タ 938 号 132 頁。【参照法令】 民法 266 条／388 条。

被告が地代の供託を開始したのは、原告が本訴を提起した後であり、右の供託が被告の地上権者としての誠実性を示すものともいえないと裁判所は判断しているが、このことからわかるように、民法 266 条においても信義則が投影しているといえるであろう。

280 条（地役権の内容） 裁判所は通行権確認等請求控訴事件において「通路所有者が原告らの通行に異議を唱えることなく、それを黙認していたことおよび右通路の維持・管理費用の負担を原告らに求めていることなどの事情において、右通路を承役地とする通行のための地役権が黙示的に設定されたと認められた事例。本件土地に対する通行権を主張することが信義則に反するとは到底いえない」と判示した（変更、請求認容）。【判例体系 ID】 27807588 【裁判年月日等】 東京地判平 2・2・27 判時 1366 号 65 頁。【参照法令】 民法 210 条／213 条／280 条。

控訴人らの本訴請求をもって信義則に反する権利の行使であるということではできず、権利の濫用であるとの被控訴人の主張は理由がないと

されていることからわかるように、民法 280 条は信義則が投影されたものといえよう。

302 条（占有の喪失による留置権の消滅） 裁判所は各占有回収請求控訴事件において「マンションの新築工事を請け負った建築業者が、その請負代金を担保するため、当該マンションの任意に選定された 11 戸を留置・占有することとし、各室に 3 本ずつあった鍵を引き渡さないで全部保有していたところ、その後、販売活動の必要から鍵 3 本のうちの 1 本が施主に交付され、各戸の購入者がそれぞれ入居するに至った場合において、建築業者は、鍵 1 本の交付によって自らの留置権の効力を失わせたのだから、既に所有権を取得した入居者に対して占有回収を請求することは許されない」と判示した（控訴棄却）。【判例体系 ID】28071545【裁判年月日等】東京高判平 14・2・5 判時 1781 号 107 頁。【参照法令】民法 302 条。

被控訴人らは、所有権に基づいて、本件各室の鍵を取り替えて、本件各室に入居したのであるから、控訴人が取得した新たな占有権に基づいて占有回収請求をしても、これによって被控訴人らの本権に基づく占有を転覆させるのは信義則上相当でない」と裁判所が考えているように、民法 302 条には信義則が投影されているといえよう。

346 条（質権の被担保債権の範囲） 裁判所は不当利得請求事件において「X 会社が、Y 銀行から融資を受け、それを保険料として会社の役員が役員終身保険に加入し、右借入金を担保するため、銀行に対し保険金請求権及び解約返戻金請求権等に質権を設定したが、その質権設定承認請求書に、被担保債権につき X 会社が「現在負担し、又将来負担する取引上の一切の債務の担保」と記載されており、これに基づいて Y 銀行が解約返戻金等を他債務の弁済に充当した場合において、(1)右記載の内容、位置、活字の大きさ、契約締結を担当した会社の社員の経歴等に

信義則の民法条文への具体化について

照らして、X会社は、右質権が本件借入金以外の債務についても担保するものであることを少なくとも認識すべきであった、(2)右文言の内容は、金融機関による担保の設定方法として一般的な内容であり、特段X会社に不利益なものではない、(3)X会社は他銀行との間においても同額の取引があったなどからすると、本件保険はY銀行から強く勧誘されたため加入したのであり、本件借入金以外の債務まで担保することにつき何らの説明がなく話合いがなされたことはなかったのであって、本件質権が本件借入金以外の債務をも担保するものであるとのY銀行の主張は信義則に反し許されない、とのX会社による主張は認められない」と判示した(棄却)。**【判例体系ID】28030923【裁判年月日等】東京地判平9・10・15金判1041号41頁。【参照法令】民法1条／346条／362条／703条／709条。**

被告が本件質権が本件借入金以外の他の一切の債務を担保する旨主張することが信義則に反するものでないことは明らかであると裁判所が判断しているように、民法346条にも信義則が投影されている。

364条(指名債権を目的とする質権の對抗要件) 裁判所は損害賠償請求事件において「原告は、被告が本件承諾をしたことにより、原告の同意なくして担保を減少させてはならない契約上もしくは信義則上の義務を負担した旨主張する。原告のかかる主張は、本件承諾請求書の本件制限条項に依拠するものである。しかしながら、本件制限条項の趣旨は、質権設定者の権利行使に制約を課することによって質権の安定を図ろうとするところにあると解され、その限りでは右条項の合理性を肯認することができるものの、それが当然に第三債務者たる保険会社に損害賠償義務を認めるところまでの効果をもち得るものとは解し得ない。すなわち、前記説示のとおり、本件承諾の基本的な位置づけは、あくまで對抗要件として理解されるべきであり、特段の事情のない限り、これを超えて承諾者である第三債務者に何らかの義務を負担するというところ

まで、本件制限条項から直ちに導くことはできないというべきである」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】28081663【裁判年月日等】東京地判平13・1・19判タ1119号187頁。【参照法令】民法364条／709条。

原告は、被告が本件承諾をしたことにより、原告の同意なくして担保を減少させてはならない契約上もしくは信義則上の義務を負担した旨主張しているが、裁判所は第三債務者たる保険会社に損害賠償義務を認めるまでの効果はないと判示しており、民法364条にも信義則が投影していることがわかる。

369条（抵当権の内容） 裁判所は通行妨害禁止等、通行地役権設定登記手続請求控訴事件において「通行地役権が設定されていた土地について抵当権が設定された場合に、通行地役権の負担を交換条件として当該土地の担保価値の増加という利益を得たことから、抵当権者が右通行地役権に登記のないことを自己の有利に援用して、通行地役権を否定することは、公平の原則に反し許されず、通行地役権者は登記なくして抵当権者に対抗することができる」と判示した（原判決取消、請求一部認容）。【判例体系ID】27827264【裁判年月日等】東京高判平6・9・29判タ876号180頁。【参照法令】民法177条／280条／369条／民事執行法59条／62条。

本件においては、公平の原則によって判断されており、信義則が民法369条において投影されていることがわかる。

372条（留置権等の規定の準用） 裁判所は債権差押命令に対する執行抗告事件において「抵当権者Aが物上代位によって債務者Bの第三債務者C（Bのグループ企業）に対する転賃料債権に対して差押えをしたという場合について、BはAのCに対する不動産購入にかかる融資は過剰なものであり、Bは右不動産をCから買い取りCの借入債務を肩代

信義則の民法条文への具体化について

わりしバブルの値下がりによって多額の負債を被ったなどからして、右差押えは信義則違反あるいは権利の濫用であると主張するが、Aが融資を勧めたとしてもB・Cはこれを了承したうえで融資を受けていたことなどからすると、Aの右差押えが信義則違反あるいは権利の濫用であるということとはできない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28032978 【裁判年月日等】大阪高決平10・3・12金法1526号56頁。【参照法令】民法1条/372条。

本件においては、相手方が詐害行為としてその取消を求め、また転賃料に対し物上代位による差押えをなすことが信義則違反あるいは権利の濫用であるということとはできないと裁判所が判断しており、民法372条においても信義則・権利濫用の法理が投影されているといえよう。

379条（抵当権消滅請求） 裁判所は不動産競売開始決定に対する執行異議申立事件において「抵当権設定登記後その不動産の共有持分権を取得した者の持分の滌除は、民法の予定する範囲を超えて、共有持分権者（第三取得者）を不当に保護する結果となるので、一部の共有持分権者の滌除権の行使は無効である。抵当権者の1人が、右の無効な持分権の滌除を承認しても、他に滌除を受けるべき抵当権者がいる場合は、滌除が右承認により有効となることはない」と判示した（異議申立却下）。【判例体系ID】27811753【裁判年月日等】東京地決平2・9・1金法1275号67頁。【参照法令】民法379条/民事執行法185条。

裁判所が、信義則違反はむしろ三者共謀して滌除の申し出をしながら、内二者について滌除金額の提供をしなかった申立人側にあるというべきであり、これに比し、右三者が滌除金額を提供するものと誤信して承諾した相手方には、信義則違反は存しないというべきであると判断していることからわかるように、民法379条においても信義則が投影されている。

383条（抵当権消滅請求の手続） 裁判所は土地・建物競売申立事件において「第三取得者が滌除の通知をするに当たり添付すべき不動産登記簿謄本は、登記官が法令に則って作成した謄本であることを要し、私人の作成した単なる写しでは足りない。なぜなら、私人の作成した写しが登記簿の原本を正写したもののか否かは債権者に不明であるから、債権者は、滌除申立てを承諾するか増価競売を請求するかを判断するにあたり、登記簿原本又は登記官が法令に則って作成した謄本を確認する負担を負わせられることになるが、その判断のために債権者に与えられた期間が1か月に過ぎないことからすれば、このような負担を債権者に負わせることは相当ではない」と判示した（却下）。【判例体系ID】27811934【裁判年月日等】東京地決平4・3・5判タ791号256頁。【参照法令】民法383条／民事執行法185条。

滌除の通知に不動産登記簿謄本の添付を要するのは、不動産登記簿を確認する必要があるためである。ところが、民法383条2号の登記簿謄本は、登記官が法令に則って作成したものであることを要し、単なる写しでは足りない。滌除の申出を承諾するか否かを判断するために債権者に与えられている期間がわずか1か月であることも考慮すると、このような負担を債権者に負わせることは相当でない裁判所は見ており、公平の観念がそこに見受けられ、民法383条に信義則が投影されていることがわかるであろう。

388条（法定地上権） 裁判所は建物取去土地明渡請求事件において「土地及び地上建物の所有者が、建物は取り壊す予定であったため土地のみについて抵当権を設定し、抵当権者も右土地を更地価格で担保の評価をしていた場合において、その事情を知りながら、執行妨害の目的で建物の所有権を取得し、土地につき地上権設定仮登記をした建物所有者のする非正常な短期賃借権あるいは法定地上権の主張が、権利の濫用に当たる」と判示した（認容）。【判例体系ID】28021161【裁判年月日

信義則の民法条文への具体化について

等】大阪地判平8・10・28判時1607号92頁。【参照法令】民法1条／388条／民事執行法58条／62条／71条／79条／184条。

被告の主張する短期賃借権は濫用的なものであって保護に値しないし、被告は本件土地が更地価格で担保評価されたことを知りながら、執行妨害目的で本件建物を買い受けたのであり、このような者が法定地上権を主張することは権利の濫用にあたりと裁判所が考えるように、民法388条にも信義則・権利濫用が投影されているといえよう。

389条（抵当地の上の建物の競売） 裁判所は競売申立一部却下決定に対する執行抗告事件において「土地及び地上建物に対する抵当権が設定された後、旧建物が取り壊されて新建物が建築され、これにつき土地の抵当権者のために新たに抵当権が設定されないまま第三者に新建物の所有権が移転した場合には、新建物のために法定地上権は成立せず、右抵当権者は、民法389条に基づく一括競売の申立てをすることができる」と判示した（一部取消差戻）。【判例体系ID】27829066【裁判年月日等】大阪高決平7・9・13判時1576号49頁。【参照法令】民法388条／389条／民事執行法58条／62条／71条／79条／184条。

抵当権設定者の一方的な建物取り壊し行為とその後の建物新築行為により、新築建物につき、抵当権の設定がないのに、法定地上権が成立すると解すると、抵当権者に不測の損害を被らせることになって不当であり、かかる結果は、抵当権設定者と抵当権者間の当初の抵当権設定契約における双方の合理的意思にも反するし、かかる場合に抵当権設定者が新築建物につき法定地上権の成立を主張すること自体信義則に反して許されないと裁判所が判断しており、民法389条に信義則が投影しているといえよう。

398条（抵当権の目的である地上権等の放棄） 裁判所は建物取去土地明渡請求控訴事件において「借地上の建物所有権と土地の賃借権の

譲受人が地主に対する抗弁として、建物買取請求権を行使した後に、地主との間で右請求を撤回し、当該建物を取去して土地を明渡す旨の裁判上の和解を成立させた場合に、右撤回をもって買取請求権行使の結果、土地所有者に対して当該建物についての賃借権を取得した者に対抗できないと解すべきことは信義誠実の原則に照らしても当然である」と判示した（取消）。【判例体系 ID】 27441203 【裁判年月日等】 東京高判昭 44・6・10 東高民時報 20 卷 6 号 131 頁。【参照法令】 民法 1 条／398 条／538 条／民事訴訟法 156 条／267 条／借地法 10 条／借家法 1 条／借地借家法 14 条／31 条。

地主との間で請求を撤回し、当該建物を取去して土地を明渡す旨の裁判上の和解を成立させた場合に、右撤回をもって買取請求権行使の結果、土地所有者に対して当該建物についての賃借権を取得した者に対抗できないのは信義則に照らしても当然であるとの裁判所の判断からわかるように、民法 398 条にも信義則が投影されている。

398 条の 2（根抵当権） 裁判所は譲受債権請求事件において「Y らが銀行から融資を受けるに当たり、その所有不動産に根抵当権を設定したところ、同債権を譲り受けた X が、Y らに対し貸付金の返還を求めたのに対し、Y らが物的有限責任のほか、銀行が本件物件の売却先との交渉中、他に本件物件を売却しないことを要請したため、他へ高額で売却する機会を失ったなどとして、信義則違反の抗弁を主張して、本件物件売却後の残債務の支払を拒絶した場合につき、他に高額で買受けの申出をしてきた者がいたとの証拠がなく、そのような買受申出人がいたにもかかわらず、銀行が売却をしないように働きかけた形跡もないこと、売却交渉が破談になったことについて銀行の責任を問うことは困難であること等の事情の下では、Y らの主張には理由がない」と判示した（請求認容）。【判例体系 ID】 28052382 【裁判年月日等】 東京地判平 12・4・28 金判 1103 号 32 頁。【参照法令】 民法 1 条／398 条の 2／587 条。

信義則の民法条文への具体化について

ここでも信義則違反が問題とされており、民法 398 条の 2 にも信義則が投影しているといえよう。

398 条の 8（根抵当権者又は債務者の相続） 裁判所は建物根抵当権設定登記等抹消登記請求事件において「Xの父であるA所有の建物にAを債務者Yを債権者とする根抵当権が設定され、その後Aの死亡による相続が開始し、合意及びその登記がなされないまま6か月が経過したため、相続開始時に遡及して元本が確定した場合であっても、Xが、当該根抵当権がYのXに対する債権を有効に担保するものであることを前提にしてYとの間に債務者変更契約、極度額変更契約等を締結してYから融資を受けたなどの事情の下では、その後になって、Xが本件根抵当権につき元本の確定及びその確定債権額の完済による無効を主張して根抵当権設定登記の抹消登記手続を求めることは信義則に反し許されない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28052001【裁判年月日等】東京地判平11・7・29金法1589号56頁。【参照法令】民法1条／398条の8／398条の9。

根抵当債務者が死亡して相続開始後6か月以上経過後に、同根抵当権が相続人に対する債権を有効に担保するものであることを前提に、債務者変更契約等を締結して融資を受け、被相続人の債務を弁済したのに、今度は同根抵当権は相続開始時に遡って元本確定し、債権は完済されたとして、根抵当権設定登記の抹消手続を求めることは信義則に反するとの裁判所の判断からもわかるように、民法 398 条の 8 にも信義則が投影されている。

398 条の 22（根抵当権の消滅請求） 裁判所は不動産競売開始決定取消決定に対する執行抗告事件において「根抵当権の実行としての不動産競売において、売却許可決定の後で代金納付前に、不動産の第三取得者が極度額に相当する金額を供託し、民法 398 条の 22 による根抵当権

の消滅請求をしたことを理由として、競売開始決定に対する執行異議を申立てることは、信義則に反し許されない」と判示した（一部取消、認可）。【判例体系ID】27811272【裁判年月日等】札幌高決平4・2・28判時1415号106頁。【参照法令】民法1条／398条の22／民事執行法11条／72条／76条／182条／183条／184条／188条。

供託額が最低売却価格の3分の1にも満たない額でありながら、供託時期は抵当権実行通知を受けて1年半以上も経ていたことなどから、信義則に反したものとして排斥されると裁判所が判断しているように、民法398条の22にも信義則が投影されていることがわかるであろう。

404条（法定利率） 裁判所は貸金請求上告事件において「約定の分割金の支払を怠り、期限の利益を喪失したとして、貸金元金及び遅延損害金の一括弁済を求める貸金業者の請求が、権利濫用ないし信義則違反に該当しないとする原審の判断には審理不尽の違法があるとして原判決を破棄する」と判示した（破棄差戻）。【判例体系ID】28130408【裁判年月日等】大阪高判平18・7・21判時1953号144頁。【参照法令】民法1条／404条／民事訴訟法312条／325条。

制限超過部分の利息支払を怠った場合に期限の利益を失う旨の特約は、利息制限法1条1項の趣旨に反して無効であるとされ、貸金業者の期限の利益の喪失を前提とする貸金の一括請求につき、権利濫用ないし信義則違反に該当するとされており、民法404条にも権利濫用ないし信義則が投影しているといえるであろう。

412条（履行期と履行遅滞） 裁判所は請負代金請求事件(4441号)、損害賠償請求事件(801号)において「建築請負契約の目的物が工事途中でも瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度等にかんがみ信義則に反すると認められるときを除き、その瑕疵への対応が適切になされるまでは、履行期が到来した報酬についてもそ

信義則の民法条文への具体化について

の支払を拒むことができ、これについての履行遅滞の責任を負わない」と判示した（請求棄却（4441号）、一部認容、一部棄却（801号））。【判例体系ID】28141846【裁判年月日等】名古屋地判平19・9・21判タ1273号230頁。【参照法令】民法1条／412条／415条／416条／533条／543条／632条。

瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度等に基づいて信義則に反するか否かを判定するとともに、瑕疵修補の要請に応じることなく5年以上の長期にわたって工事が中断されたときは、社会通念上、当該請負契約が履行不能になったものと判示されており、民法412条においても信義則が投影されているといえよう。

413条（受領遅滞） 裁判所は損害賠償等請求上告事件において「硫黄鉱区の採掘権を有する甲が鉱石を採掘して乙に売渡す硫黄鉱石売買契約において、甲は、乙に対し、右契約の存続期間を通じて採掘する鉱石の全量を売渡す約定があったなどの事情がある場合には、信義則上、乙には、甲が右期間内に採掘した鉱石を引取る義務があると解すべきである」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27000593【裁判年月日等】最一判昭46・12・16民集25巻9号1472頁。【参照法令】民法1条／413条／415条／555条。

従来は、買主は目的物の引渡しを請求する権利を有するが、これを受領する義務はないとされており、買主が受領せずとも債務不履行にはならないとされていた。しかし本件において最高裁は、契約の存続期間を通じて採掘する鉱石の全量を売渡す約定があったなどの特別な事情がある場合に限ってではあるが、信義則上、引取義務を認め、買主が引取を拒絶した場合に債務不履行責任が認められると判示した。このことから、民法413条において信義則が投影されているといえよう。

415条（債務不履行による損害賠償） 裁判所は保育所廃止処分取

消等、損害賠償請求控訴事件、追加的併合申立事件において「大阪府大東市が「大東市立保育園条例の一部を改正する条例」（平成14年大東市条例23号）の制定によって保育所を廃止した場合において、住民らが本件廃止処分は違法であるとして損害賠償を請求した訴えにつき、市は本件保育所の廃止・民営化に際して本件保育所で保育に当たっていた保育士のうち数名を少なくとも1年間は新保育所に派遣するなどの十分な配慮をすべき信義則上の義務（公法上の契約に伴う付随義務）を負っていたと解すべきであるが、実際に行った引継ぎは約3か月に過ぎなかったことなどによると市は債務不履行による損害賠償責任を負うとして、原告1世帯につき慰謝料30万円及び弁護士費用3万円（計33万円）を認容する」と判示した（原判決一部変更、一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28112142【裁判年月日等】大阪高判平18・4・20判地自282号55頁。【参照法令】民法415条／児童福祉法24条／33条の4。

市は保育所の廃止・民営化に際して、保育士のうち数名を少なくとも1年間は新保育所に派遣するなどの十分な配慮をすべき信義則上の義務（公法上の契約に伴う付随義務）を負うと判示されており、民法415条においても信義則が投影されているといえよう。

416条（損害賠償の範囲） 裁判所は損害賠償請求事件において「被監査会社が監査契約に違反して粉飾決算を行いながら、その管財人が監査人の責任を追及するということは、過失相殺の被害者側の過失の事情にはなり得ても、クリーンハンズの原則に反して請求そのものが許されないということにはならない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28141373【裁判年月日等】大阪地判平20・4・18判時2007号104頁。【参照法令】民法1条／95条／96条／415条／416条／418条／644条／会社法330条／396条／423条／金融商品取引法24条の4／証券取引法21条／22条／24条／株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律9条／10条／民事再生法66条。

信義則の民法条文への具体化について

本件において、管財人からの債務不履行に基づく損害賠償請求は認容されたものの、粉飾決算が会社の故意によって行われたことを理由として8割の過失相殺がなされたのであるが、信義則の個別的法命題の一つであるクリーンハンズの原則が引用されており、民法416条においても信義則が投影されているといえよう。

418条（過失相殺） 裁判所は損害賠償請求控訴事件において「陳旧性心筋梗塞の既往症があり、合併症として高脂血症に罹患し、健康管理規程の要注意（C）に指定されていた労働者が急性心筋虚血により死亡した事案につき、使用者側は第一審において過失相殺の主張をしない旨表明していたにもかかわらず、控訴審において過失相殺の主張をすることは、訴訟上の信義則に反するものであるから許されない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28111743【裁判年月日等】札幌高判平18・7・20労判922号5頁【参照法令】民法404条／418条／709条／710条／722条／民事訴訟法2条／労働基準法。

原審において、裁判所からの求釈明に応じて過失相殺の主張をしない旨答えていた場合に、控訴審において過失相殺に関する規定の類推適用を主張することは訴訟上の信義則に反して認められないとされているが、本件においては訴訟上の信義則が民法418条に投影されているといえよう。

420条（損害額の予定） 裁判所は手付金返還（本訴）、損害賠償（反訴）請求控訴事件において「マンションの売買における違約金特約が損害賠償額の予定であるとしても、約定の内容が当事者にとって著しく苛酷であったり、損害賠償の額が不当に過大である場合には公序良俗に反し、また、公序良俗に反しないまでも、信義誠実の原則により、その約定の一部を無効とし、その額を減額できるとして、売主が買主に対し違約金として請求できるのは、違約金特約による728万円（売買代金額の

2割)ではなく、信義則上、手付金の200万円に加えて200万円である」と判示した(一部変更(本訴)、一部控訴棄却(反訴))。【判例体系ID】28150135【裁判年月日等】福岡高判平20・3・28判時2024号32頁。【参照法令】民法1条/420条/557条/宅地建物取引業法38条。

約定の内容が当事者にとって著しく苛酷であり、損害賠償の額が不当に過大である場合は公序良俗に反し、また、公序良俗に反しないまでも、信義則により、その約定の一部を無効とし減額できると裁判所が判示しているところから見ると、民法420条にも信義則が投影しているといえよう。

424条(詐害行為取消権) 裁判所は貸金等請求控訴事件(1672号)、同附帯控訴事件(3228号)において「A社が、債権者Xに対する巨額の債務のため経営が行き詰まり、営業を廃止するに当たり、営業用財産や商標権等を姉妹会社Y社に譲渡した場合につき、Y社は本件財産譲渡により、実質的に企業体としてのA社自体を承継したものと認められるから、正規に合併手続がとられた場合や、営業譲渡がなされて商号が統用される場合などとの均衡に照らしても、Y社がA社との別人格性を主張し、その債務の承継のみを否定することは信義則に反し、許されるものではない」と判示した(原判決一部変更)。【判例体系ID】28060657【裁判年月日等】大阪高判平12・7・28金判1113号35頁。【参照法令】民法1条/33条/424条/会社法3条/商法54条。

債権者が、財産譲渡を根拠に法人格の否認を主張して債務の履行を求めながら、他方でこれを詐害行為として取消しを主張するのは矛盾し許されないと判示されており、信義則の個別的法命題の一つである禁反言(矛盾挙動の禁止)が民法424条に投影されているといえよう。

427条(分割債権及び分割債務) 裁判所は保管金支払請求事件において「使用者の不当労働行為(性別及び組合活動を理由とする賃金、

信義則の民法条文への具体化について

等級格付等の差別) 是正を求める争議団が使用者との和解協議により得た解決金は、和解協定書中に「当事者」と表記された9名の構成員に帰属するから、直接受領した構成員に対し他の構成員が有する解決金の一部の請求権は分割債権であり、配分額の合意が成立しなかった場合には、民法427条の趣旨及び当事者間の衡平にかんがみ、特段の事情がない限り帰属額は平等と解するのが相当である」と判示した(認容)。【判例体系ID】28130393【裁判年月日等】横浜地判平18・1・26労判927号44頁。【参照法令】民法427条/646条/667条/民事訴訟法135条/労働組合法。

民法427条の趣旨及び当事者間の衡平にかんがみ、特段の事情がない限り帰属額は平等と解するのが相当であると判示されているが、衡平・平等の原則が引用されており、民法427条においても信義則が投影されているといえよう。

446条(保証人の責任等) 裁判所は連帯保証債務履行請求事件において「被上告人の上告人に対する保証債務の履行請求は、上告人が同社の代表取締役就任した当時の同社の経営状況、就任の経緯、被上告人の同社に対する金員貸付けの条件、上告人は本件保証契約の締結を拒むことが事実上困難な立場にあったことなどをも考慮すると、権利の濫用に当たり許されない」と判示した(破棄自判)。【判例体系ID】28160228【裁判年月日等】最二判平22・1・29裁時1501号1頁。【参照法令】民法1条/446条。

上告人が代表取締役に就任した当時の経営状況、就任の経緯、被上告人の同社に対する金員貸付けの条件、上告人が保証契約締結を拒否することが困難であったこと等を考慮して、権利の濫用から本件履行請求は認められなかったが、このことから民法446条に信義則が投影していることがわかる。

447条（保証債務の範囲） 裁判所は貸金請求事件において「XのAに対する融資につきYが保証するに当たり、期限の利益を喪失した日の翌日から起算して1年を経過した場合には、保証人は履行責任を免れるとの特約がなされている場合において、Yは、Xの保証債務の履行請求に対して、抗弁として、債権差押えにより期限の利益を喪失し、その後1年を経過したことを理由に保証債務につき免責を受けたと主張するが、該債権差押えはその後取り下げられ、X・Y双方が該差押えによる期限の利益の当然喪失はないものであるとの了解の下に行動をとっている本件にあつては、Yが前記特約により保証免責の主張をすることは禁反言ないしは信義則に反し許されないと解するのが相当である」と判決した（請求一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28061900【裁判年月日等】東京地判平13・3・23金判1124号54頁。【参照法令】民法1条／447条／特定新規事業実施円滑化臨時措置法6条。

Yが前記特約により保証免責の主張をすることは禁反言ないしは信義則に反し許されないと判示されていることから、民法447条に禁反言や信義則が投影しているといえよう。

448条（保証人の負担が主たる債務より重い場合） 裁判所は保証債務請求事件において「AのBに対する貸金債権を譲り受けたXが、Bの保証人Yに対し保証債務の履行を求めたのに対し、Yにおいて、Bがその破産申立てにより貸金債務の期限の利益を喪失しており、保証債務の約定除斥期間を経過しているので保証債務を免れると主張した事案について、AY間の信用保証契約においては、期限の利益喪失の日を含む貸金債権の最終履行期限後2年の経過後は、保証債務の履行を請求できないとの定めがあるところ、同約定は除斥期間であり、Bが破産の事実を債権者AないしXに告げず、また、Bが主債務の弁済を続けた結果、AないしXが同事実を覚知していなかったという事情があったとしても、保証債務の約定除斥期間の始期については、破産申立てによる貸金

信義則の民法条文への具体化について

債務の期限の利益喪失時であり、Yが約定除斥期間の経過を主張することは、信義則に反するものではない」と判示した(棄却)。【判例体系ID】28080673【裁判年月日等】東京地判平14・12・18判時1821号35頁。【参照法令】民法1条／448条。

債権者が覚知しなかった主債務者の破産申立てによる期限の利益喪失を保証人が主張し、約定除斥期間の経過による保証債務の消滅を主張することは信義則に反しないと判示されていることからわかるように、民法448条にも信義則が投影されているといえよう。

454条(連帯保証の場合の特則) 裁判所は各求償金請求控訴事件において「主債務者であるA会社の代表取締役として、不明朗な決算処理を行い、債務を膨らませてA会社を倒産させたYが、連帯保証人のひとりとしてA会社の債務を弁済したからといって、同族会社であるA会社の事情を説明されないまま物上保証及び連帯保証をした第三者であるBないしその相続人であるXらに対し、求償権を行使することは信義則に反し、権利の濫用として認められない」と判示した(一部変更)。【判例体系ID】28051827【裁判年月日等】東京高判平11・11・29判時1714号65頁。【参照法令】民法1条／454条／465条。

こうした不誠実な求償権の行使は信義則・権利濫用から認められないと判示されているように、民法454条にも信義則が投影されていることがわかる。

459条(委託を受けた保証人の求償権) 裁判所は求償金請求控訴事件において「委託を受けた連帯保証人は、主債務者のために債権者に対し主債務の消滅時効を援用する善管注意義務を有し、その保証委託契約において、たとい保証人の事前通知義務を免除する特約があっても、保証人において容易に行使できる消滅時効等の抗弁を債権者に対し主張する責務を軽減する効果を有するものではないから、この善管注意義務

を怠ったときは、信義則上代位弁済に基づく求償をすることができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28042674【裁判年月日等】東京高判平11・5・25金判1078号33頁。【参照法令】民法145条／454条／459条／463条。

委託を受けた連帯保証人は、主債務者のために債権者に対し主債務の消滅時効を援用する善管注意義務を有し、この義務を怠ったときは、信義則上代位弁済に基づく求償をすることができないと判示されていることからわかるように、民法459条にも信義則が投影されているといえよう。

463条（通知を怠った保証人の求償の制限） 民法459条で引用した同じ判例（求償金請求控訴事件）において裁判所は「委託を受けた連帯保証人は、主債務者のために債権者に対し主債務の消滅時効を援用する善管注意義務を有し、その保証委託契約において、たとい保証人の事前通知義務を免除する特約があっても、保証人において容易に行使できる消滅時効等の抗弁を債権者に対し主張する責務を軽減する効果を有するものではないから、この善管注意義務を怠ったときは、信義則上代位弁済に基づく求償をすることができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28042674【裁判年月日等】東京高判平11・5・25金判1078号33頁。【参照法令】民法145条／454条／459条／463条。

ここでも民法463条において信義則が投影されていることがわかる。

465条（共同保証人間の求償権） 裁判所は求償金請求事件において「連帯保証人の一人が代位弁済後、主債務者から右弁済額の一部の支払を受けた場合にあっては、右弁済者はその残額につき他の共同保証人に対し、その負担部分の割合に応じてのみ求償することができる」と判示した（一部認容）。【判例体系ID】27405160【裁判年月日等】東京地

信義則の民法条文への具体化について

判昭 54・10・30 判タ 422 号 122 頁。【参照法令】民法 465 条。

連帯保証人が代位弁済後、主たる債務者から代位者に対して代位弁済金額の一部が支払われた場合に、弁済者はすでに債権者に代位しているので、あたかも主たる債務者から債権者に弁済されたのと同様に右一部弁済により主たる債務者の債務金額もそれだけ減少し、共同保証人の負担部分もまた減少すると解するのが相当であると判示した上で、もしこのように解しないと、主たる債務者の無資力により弁済を受けられない場合の危険を代位弁済をした連帯保証人以外の連帯保証人だけに負担させることになって、連帯保証人間の公平が損なわれるからと裁判所は考えている。このことから、信義則が民法 465 条に投影しているといえよう。

465 条の 2（貸金等根保証契約の保証人の責任等） 裁判所は保証債務請求事件において「保証期間及び限度額の定めなき包括根保証契約にあつては、契約締結に至る事情、当該取引業界の一般的慣行、債権者と主たる債務者の具体的な取引態様及び経緯、債権確保に関する債権者の注意程度など一切の事情を斟酌し、信義則に基づき、保証人の責任を合理的な範囲に限定すべきである」と判示した（請求一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28110874【裁判年月日等】東京地判平 17・10・31 金法 1767 号 37 頁。【参照法令】民法 1 条／465 条の 2。

2004（平成 16）年の民法改正により、保証人が自然人である場合の包括根保証契約（厳密には、極度額の定めのない貸金等根保証契約）は無効とされるに至った〔民法 465 条の 2〕。そのため、個人が保証人となる貸金等債務の根保証については、今後は、限定根保証しか存在しえなくなった。本件において、保証期間及び限度額の定めなき包括根保証契約においては、契約締結に至る事情、取引業界の一般的慣行、具体的な取引態様及び経緯、債権確保に関する債権者の注意程度など一切の事情を斟酌して、信義則に基づいて判断されることからわかるように、

民法 465 条の 2 においても信義則が投影されているといえよう。

466 条（債権の譲渡性） 裁判所は否認権行使請求事件において「停止条件付債権譲渡契約について、その対抗要件としての譲渡の通知は条件成就後になされることを要するとしつつ、債権譲受人が債権譲渡に停止条件を付したことに破産法（平成 16 年法律 75 号改正前）74 条の否認を潜脱する目的が認められるときには、債権譲受人は、信義則上、停止条件が付されていることをもって破産管財人に主張できないとして、同条に基づく債権譲渡の通知の否認が認められる」と判示した（請求認容）。【判例体系 ID】28080705【裁判年月日等】大阪地判平 14・9・5 判タ 1121 号 255 頁。【参照法令】民法 1 条／127 条／466 条／467 条／破産法 72 条／74 条／164 条／破産法〔旧〕72 条／74 条。

貸金業者が否認権の行使を免れる脱法的目的をもって締結した停止条件付債権譲渡契約に基づく債権譲渡通知は、信義則上、権利変動から 15 日を超えてなされたものであることになり、かつ、その時点で、貸金業者は支払停止について悪意であったものであるから、同債権譲渡通知は旧破産法 74 条 1 項により否認することができると判示されていることからわかるように、民法 466 条においても信義則が投影されているといえよう。

467 条（指名債権の譲渡の対抗要件） 裁判所は譲受債権請求事件において「金融機関の貸金債権が譲渡された場合に、名宛人として連帯保証人（主たる債務者たる会社の代表者）のみが記載されただけの通知をもって、主たる債務者に対する対抗要件とみることはできないが、主たる債務者による対抗要件欠如の抗弁は信義則上許されない」と判示した（認容）。【判例体系 ID】28110949【裁判年月日等】東京地判平 17・6・7 判時 1922 号 92 頁。【参照法令】民法 1 条／467 条。

被告らが本件通知書の受領から長期間が経過した本件訴訟の段階に

信義則の民法条文への具体化について

なって、上記のような本件通知書の名宛人の記載という多分に形式的な点だけを問題として対抗要件の抗弁を主張することは、被告らのこれまでの言動と矛盾し、原告の上記信頼にも反するというべきであるから、信義則に反するものとして許されないと判示されているが、民法 467 条において信義則の個別的法命題の一つである禁反言（矛盾挙動の禁止）の原則が投影されているといえよう。

468 条（指名債権の譲渡における債務者の抗弁） 裁判所は根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴、貸金請求反訴事件において「賭博の勝ち負けによって生じた債権が譲渡された場合においては、債務者が異議をとどめずに債権譲渡を承諾したときであっても債務者に信義則に反する行為があるなどの特段の事情のない限り、債務者は、債権の譲受人に対してその債権の発生に係る契約の公序良俗違反による無効を主張してその履行を拒むことができる」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】28022345【裁判年月日等】最三判平 9・11・11 民集 51 卷 10 号 4077 頁。
【参照法令】民法 90 条／468 条。

債務者に信義則に反する行為がない限り、債務者は、債権の譲受人に対して公序良俗違反による無効を主張してその履行を拒むことができるということは、次のように言い換えることができる。すなわち、「債務者が信義則に反する行為をしていれば、公序良俗違反を盾に履行拒絶ができない」と。したがって、民法 468 条にも信義則が投影されていることがわかるであろう。

478 条（債権の準占有者に対する弁済） 裁判所は不当利得金返還請求事件において「被相続人の預金債権を X とともに共同相続した Y が、X の法定相続分については何ら受領権限がないのに全額払戻しを受けたため、X が Y に対し、不当利得返還請求権に基づいて自己の相続分相当額の支払を求めたところ、Y が、本件預金を払い戻した金融機関に

は払戻しについて過失があるから、前記払戻しは民法 478 条の返済として有効とはいえず、X が本件金融機関に対して相続分に相当する預金債権を有していることに変わりはなく、X には不当利得返還請求権の成立要件である「損失」が発生していないとして争った事案において、Y が、X 相続分の預金について自ら受領権限があるものとして本件金融機関から払戻しを受けておきながら、X の提起した本件訴訟において、一転して、本件金融機関に過失があるとして、自らが受けた前記払戻しが無効であると主張して争うことは、信義誠実の原則に反して許されないとして、X の不当利得返還請求を認めた原判決が維持される」と判示した(上告棄却)。**【判例体系 ID】 28092692 【裁判年月日等】 最三判平 16・10・26 判時 1881 号 64 頁。【参照法令】 民法 1 条／478 条／703 条／899 条。**

金融機関から自らの相続分を超えた預金金額の払戻しを受けた者が、他の共同相続人からの相続分の支払請求に対しては、金融機関に過失があり、民法 478 条の適用がない以上、不当利得上の損失が発生していないと主張することは、信義則上許されないと判示されており、民法 478 条にも信義則が投影されているといえよう。

486 条（受取証書の交付請求） 裁判所は保険金請求事件において「自動車保険において、保険料の分割特約がある場合、分割保険料の支払の遅滞によって保険会社が保険金支払義務を免れうる「保険休止状態」が生じた後において、この状態を終了させる要件としての遅滞分割保険料の支払が保険事故の発生前になされたことの主張・立証責任は被保険者が負担するのであるが、保険者またはその代理人が民法 486 条の義務を懈怠し遅滞分割保険料等を受領した日時を記載しない弁済受領書を交付した場合には、保険者は、右義務の懈怠が故意または過失に基づくものでないといえない限り、遅滞分割保険料等の支払の日時につき主張立証責任を負う被保険者の立証を妨害したこととなるものというべきであり、これにより被保険者が陥る立証上の不利益に基づき保険者が利

信義則の民法条文への具体化について

益を得ることになるのは、公平の観念に照らして許されるべきものではない」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】27807517【裁判年月日等】東京地判平2・7・24判時1364号57頁。【参照法令】民法1条／486条／商法629条／649条／民事訴訟法224条。

本件において、遅滞分割保険料等の支払の日時につき主張立証責任を負う被保険者の立証を保険者が妨害する結果となることにより、被保険者が陥る立証上の不利益に基づき保険者が利益を得るのは、公平の観念に照らして許されるべきものではないと判示されていることからわかるように、信義則が486条に投影されているといえよう。

493条（弁済の提供の方法） 裁判所は損害賠償請求事件において「債務弁済の申入れが口頭による弁済の提供として効果があるのは、全額の弁済の申入れ、ないし信義則上これと同視できる場合に限られ、債務の一部に相当する金額の支払申出だけでは、弁済提供の効果は認められず、遅延損害金の発生を否定できない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28011050【裁判年月日等】大阪地判平7・4・24交民28巻2号658頁。【参照法令】民法1条／493条／709条／722条。

債務弁済の申入れが口頭による弁済の提供として効果があるのは、全額の弁済の申入れ、ないし信義則上これと同視できる場合に限り、と判示されており、民法493条にも信義則が投影されているといえよう。

494条（供託） 裁判所は請求異議事件において「賃借人が賃貸人の指定銀行口座に賃料及び管理費を振込送金したものの、右送金にかかる金銭が賃貸人の口座に入金されず、賃借人の銀行口座に戻された場合には、右振込金の返金は賃貸人による取引銀行への受領拒絶の依頼に基づくものと推認されるから、賃借人による弁済供託はその効力を有する。被告による右供託金取戻請求権の差押命令及び転付命令の取得は、

右供託に係る賃料及び管理費の受領を拒んだ被告自身によるものであるから、一般の供託金取戻請求権の差押・転付命令の確定の問題とは異なり、これによって供託の効力が失われるものと解するのは、信義誠実の原則に反するものというべきである」と判示した(認容)。【判例体系 ID】27825497【裁判年月日等】東京地判平6・1・26判タ853号273頁。【参照法令】民法494条／民事執行法35条。

供託の効力が失われると解するのは信義則に反すると判示されており、民法494条にも信義則が投影されているといえよう。

496条（供託物の取戻し） 裁判所は損害賠償請求事件において「借地人に対する賃貸人たる土地所有者の賃料不払を理由とした契約解除に基づく建物収去・土地明渡し、未払賃料及び賃料相当損害金の支払を求める訴訟において、借地人に融資をし建物に抵当権を設定していた銀行が補助参加したところ、建物収去・土地明渡しの請求が認容されたが、補助参加した銀行が第三者として弁済供託したことを理由として未払賃料及び損害金については請求が棄却された場合に、補助参加した銀行が控訴審口頭弁論終結後に供託金の取戻しをした行為は、訴訟上の信義則に照らし原告らの権利を侵害するものであり過失があるものと認められる」と判示した(請求一部認容)。【判例体系 ID】28052209【裁判年月日等】東京地判平11・7・30金法1591号67頁。【参照法令】民法1条／496条／709条／民事訴訟法2条／135条。

本件において、補助参加した銀行が控訴審口頭弁論終結後に供託金の取戻しをした行為は、訴訟上の信義則の観点から原告らの権利を侵害すると判示されており、訴訟上の信義則が民法496条に投影しているといえよう。

504条（債権者による担保の喪失等） 裁判所は詐害行為取消、求償金請求事件において「債権者が、債権の一部弁済を受けた際、共同担

信義則の民法条文への具体化について

保となっている不動産の一部に対する根抵当権を放棄したとしても、残存担保不動産の価格等に照らし残債権の担保として十分であると判断される場合には、債権者が担保保存義務免除特約の効力を主張しても、信義則に反するとは認められない」と判示した(上告棄却)。**【判例体系 ID】28020789【裁判年月日等】最一判平8・12・19金法1482号77頁。【参照法令】民法1条/504条。**

債権者である被上告人の行為は、金融取引上の通念から見て合理性を有し、連帯保証人である上告人が担保保存義務免除特約の文言にかかわらず正当に有し、又は有し得べき代位の期待を奪うものとはいえないから、被上告人が右特約の効力を主張することは信義則に反しないと判示したことからわかるように、民法504条においても信義則が投影しているといえよう。

505条(相殺の要件等) 裁判所は損害賠償請求事件において「建物新築工事請負契約の目的物に瑕疵が存在した場合において、請負人の請負代金請求に対し、注文者が、瑕疵修補に代えて、当該瑕疵に基づく損害賠償請求権を自働債権として相殺の抗弁を主張することは、瑕疵の程度、契約当事者の交渉態度等にかんがみ、信義則に反しない」と判示した(一部認容、一部棄却)。**【判例体系 ID】28110393【裁判年月日等】大阪地判平17・4・26判タ1197号185頁。【参照法令】民法1条/505条/632条/634条。**

本件において、瑕疵の程度、契約当事者の交渉態度等にかんがみ、信義則に反しないと判示されていることからわかるように、民法505条にも信義則が投影されているといえる。

506条(相殺の方法及び効力) 裁判所は売掛金等請求事件において「珈琲などの製造・加工・販売等を目的とするXが、かつてXの子会社であったが、XとAとの間のM&A契約によりAの子会社となったY

らに対して、珈琲等の売買代金を請求する訴えを提起したところ、Yらが、当初、訴えの利益がないとしてXの請求を争っていたが、中間判決によりこれが認められなかったことから、中間判決後に、Aの子会社BがXに対して有する自動販売機のコラム使用料債権を譲り受け、同譲受債権を自働債権として、対当額をもって相殺する旨の抗弁を主張したという事案について、相互に債権債務を有する当事者は、互いの資力とは無関係にその対当額において債権債務関係を解消できるものと信頼しているものであり、相殺制度はこのような当事者間の信頼を保護し、公平性を確保することを趣旨とするものであると解されるどころ、Yは、前記本案前の抗弁が中間判決で認められなかったことから、その後になってBから譲り受けた債権を自働債権として相殺の主張をするに至ったもので、かかる債権譲受け及び相殺の主張は、本件訴訟における敗訴判決を免れることを主眼としており、相殺制度の趣旨を逸脱してなされたものであって、信義則に違反し権利の濫用として認められない」と判示した（認容）。【判例体系ID】28090055【裁判年月日等】神戸地判平15・7・25判時1843号130頁。【参照法令】民法1条／505条／506条。

敗訴判決を免れることを主眼とした相殺の主張は、当事者間の信頼を保護し、公平性を確保するという相殺制度の趣旨を逸脱したものであって、信義則に違反し権利の濫用として認められないと判示されているように、民法506条にも信義則・権利濫用が投影されているといえよう。

508条（時効により消滅した債権を自働債権とする相殺） 裁判所は土地建物根抵当権設定登記抹消登記等請求事件において「不法行為に基づく損害賠償請求権が存在し、時効完成後も貸金請求権との相殺が本来可能である場合、前訴において、損害賠償請求権を自働債権とする相殺の主張が、同一債権につき既判力ある2個の裁判を求めるものであるとして排斥されたにすぎないときは、後訴において損害賠償請求権を自

信義則の民法条文への具体化について

働債権とする相殺の主張が制限されるのは妥当でなく、相手方の応訴の負担を考慮しても、相殺の主張が信義則に反するとはいえない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28140827【裁判年月日等】東京地判平18・12・4判時1996号37頁。【参照法令】民法508条／民事訴訟法114条。

本件相殺の主張を認めなければ、原告は本来民法508条により可能であるはずの相殺をすることができず、ひいては被告に対する損害賠償請求権の行使の機会を奪われることになって被告が不当な利得を得ることになること、そして被告の従業員による不法行為が認められるにもかかわらず、原告の相殺の主張が制限されることは公平の観点からも妥当でないこと等からすれば、被告の応訴の負担を考慮してもなお本件相殺の主張を認めることが相当であり、このことが信義則違反を構成することはないと判示されているが、公平の観念、信義則が、民法508条に投影されていることがわかる。

510条（差押禁止債権を受働債権とする相殺の禁止） 裁判所は損害賠償請求事件において「Xの勤務先Aからの給与はY銀行とAとの給与振込契約に基づきXの普通預金口座に振込みを受けて支給されていたところ、Xに対してカードローン貸金残債権をもつYが、Xの受任弁護士から債務の整理を受任したとの通知を受け右預金口座に保全登録をかけて後、Aから振込資金の支払を受けXの右預金口座への給与振込みをしたうえでなした相殺の意思表示は、その時期、意図、態様を民事執行法152条1項、民法510条、破産法104条2項の趣旨に照らすと、支払停止後の債務者の最低限の生活保持の趣旨及び支払停止後の任意整理の過程における債権者間の衡平の趣旨に反し、相殺の担保的機能を期待する合理的な理由に欠けXに対する関係においても権利の濫用であって許されない」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】27827530【裁判年月日等】札幌地判平6・7・18判時1532号100頁。【参照法令】民法

1条/505条/510条/709条。

債権者間の衡平の趣旨に反し、相殺の担保的機能を期待する合理的な理由に欠けXに対する関係においても権利の濫用であって許されないと判示されているように、民法510条においても権利濫用・信義則が投影されているといえよう。

513条（更改） 裁判所は土地所有権移転登記等抹消登記手続請求事件において「当事者の一方が本契約の一たりとも違背したときは何らの催告を要せず即時解除することができる旨の特約を含む農地買主の地位を譲り受ける契約において、譲受人の不履行の金額は代金総額の約5パーセントにすぎず、本件において譲渡人には右残代金の支払がなければ契約全体として目的を達しなくなるというような事情はなんら認められず、右特約はその文言からしておよそどんな些細な違約があろうと直ちに全体を解除できるというほどに強い効果を持たせる趣旨で規定されたものとは解しえないから、譲渡人が右代金の未払いによって右譲渡契約の全部を解除することは信義則上認め難いというべきである」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】27809331【裁判年月日等】東京地判平3・3・22判タ765号212頁。【参照法令】民法1条/513条/農地法3条。

譲渡人が右代金の未払いによって右譲渡契約の全部を解除することは信義則上認め難いと判示されており、民法513条においても信義則が投影されているといえよう。

521条（承諾の期間の定めのある申込み） 裁判所は慰謝料等請求事件において「対話者間の契約の申込みは、後日改めて承諾するか否かの返答をする旨の合意があるなどの特別な事情がない限り、原則として、対話が終了するまでの間に承諾することができるものと解されるが、申込みの内容が重大な案件であり、承諾する側が熟慮を要するよう

信義則の民法条文への具体化について

な場合には、信義則に照らし、承諾するか否かを考慮するに必要な相当期間内に承諾をすれば、申込みに対応した合意が成立するというべきであり、その期間を過ぎた場合には、もはや承諾をすることができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28111119【裁判年月日等】東京地判平18・3・27 労経速1934号19頁。【参照法令】民法1条／521条／524条／709条／労働基準法。

申込みの内容が重大であり、承諾する側が熟慮を要する場合には、信義則に照らし、承諾するか否かを考慮するに必要な相当期間内に承諾をすれば合意が成立すると判示されていることからわかるように、民法521条にも信義則が投影している。

522条（承諾の通知の延着） 学説において、民法522条は、被申込者が、通信手段を信頼して承諾の通知をした場合に、通信手段の側の事故等で、延着が生じ、それを申込者が、消印等で知りうる場合には、申込者に、信義則上、延着を通知すべき義務が生じるのであり、それに反して、申込者が延着通知を怠った場合には、民法は、信義則違反の効力として、承諾は、延着しなかったものとみなして、契約の成立が認められるとされている〔4〕。

民法522条に関連する条文で信義則を問題とする民事判例は、本稿執筆時点では見当たらなかったが、次の判例が参考になるであろう。すなわち、裁判所は譲受債権等請求控訴事件において「本件責任条項及びその発展形態である保障制度規約の適用会員がカードを受領している場合は新規、更新いずれのときも右規定が適用されるのはいうまでもないが、カードが右両場合に何らかの事情により会員に到達せず、会員不受領のまま、その間に、カードの不正利用により損害が生じたときの責任分担についても、右規約に準じて、ないしはその類推適用により、責任分担が決定されるのが公平である。すなわち、＜1＞カードの不着による会員のカード不受領の状況、＜2＞会員の故意または重大な過失の有

無、＜3＞会員と不正利用者の関係、＜4＞不正利用の時期等の事情を考慮したうえでその責任分担を決定すべきである。具体的には次の基準によるべきである。(1)会社はカードの重要性に鑑み、カードを簡易書留郵便により会員の届出住所に送付している。したがって、現在のわが国の郵便制度を前提とする限り、簡易書留郵便は当該住所に配達され、会員がカードを受領できるのが通常である。もし、会員が届出住所を変更しながら届出を怠っている場合にも、転居先へ配達されるか、あるいは転居先不明で会社へ返送されることになるから、会社が送付したカードが会員本人以外の者に渡るのはごく例外的な事態である。そのような例外的な事態が起り得るケースとしては、＜1＞郵便中の盗難等の事故によるケース、＜2＞会員が不在のため郵便局員が差し入れた不在配達通知書を盗んだ第三者が会員に代わってカードを受領した場合、＜3＞会員の家族・同居人がカードを受領しながら会員に手渡していない場合が考えられる。これらのケースのうち＜1＞＜2＞に該当し、カードを会員が受領しない間に、第三者にカードを不正に利用され損害を生じた場合には会員にその責任を負わせるのは公平に反する。したがって、この場合には会社がその損害を負担すべきである」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】27804447【裁判年月日等】大阪高判平1・1・26判時1330号54頁。【参照法令】民法91条/97条/郵便法45条/46条。

本件は民法522条と直接関連性はないが、公平に反するため会社が損害を負担すべきであると判示している点で、信義則が投影しているといえよう。

533条（同時履行の抗弁） 裁判所は売買代金請求事件において「目的物がAからB、Y、X、Cへと順次転売されるいわゆる介入取引において、XがYの売買代金請求に対し、目的物引渡しとの同時履行の抗弁権を行使することが、XY間で売買契約が締結された経緯やこれに関する取引担当者の言動等によっても、公平の原則に照らし著しく不合理で

信義則の民法条文への具体化について

あると解すべき事情はなく、右抗弁権の行使が訴訟上の信義則に反し許されないとはいえない」と判示した（認容）。【判例体系 ID】28081545 【裁判年月日等】東京地判平14・3・20判タ1118号164頁。【参照法令】民法1条／533条／555条／民事訴訟法2条。

同時履行の抗弁権を行使することが、公平の原則に照らし著しく不合理であると解すべき事情はなく、右抗弁権の行使が訴訟上の信義則に反し許されないとはいえないと判示されており、民法533条にも信義則が投影しているといえる。

536条（債務者の危険負担等） 裁判所は未払賃金等請求事件において「労働者の賃金を一部カットして帰休制を実施する場合、就業規則の不利益変更に応用される法理に準じてその合理性を判断すべきであり、組合と真剣かつ公正な方法で誠実に交渉せず、実施状況も実施計画とかけ離れたものであったという事情があれば、その実施は合理的なものとはいえず、民法536条2項にいう「債権者ノ責ニ帰スヘキ事由」が存在するものといわなければならない。現実に勤務したり有給休暇届を提出したり労務の受領を拒否された上賃金カットされた労働者らには賃金請求権がある」と判示した（認容）。【判例体系 ID】28061282 【裁判年月日等】横浜地判平12・12・14労判802号27頁。【参照法令】民法536条／労働基準法。

使用者が労働組合と真剣かつ公正な方法で誠実に交渉せず、帰休制の実施に合理性が認められない場合、被用者は民法536条2項本文によって賃金請求権を失わないと判示されていることからわかるように、民法536条にも信義則が投影されている。

537条（第三者のためにする契約） 裁判所は契約金請求控訴事件において「不動産の売主が第三者に対する自己の債務を担保する趣旨で買主に対して代金を直接第三者に支払うことを委託し、買主がこれを承

諾して代金の一部を支払ったときは、その後に売主が支払委託を取消したとしても、買主は第三者のためにする契約の法理に照らし第三者に対する残金の支払義務を免れることができない」と判示した（取消、請求認容）。【判例体系 ID】 27404801 【裁判年月日等】 東京高判昭 52・11・29 東京高民時報 28 卷 11 号 313 頁。【参照法令】 民法 468 条／537 条／538 条／651 条。

本件においては、第三者が受益の意思を表明した後においては要約者と諾約者の合意だけによって受益者の享受し得べき利益を覆滅できないとする信義誠実および公平の原則に則った第三者のためにする契約の効力に関する法理に照らし容認することができないと判示されており、民法 537 条においても信義則が投影しているといえよう。

540 条（解除権の行使） 裁判所は仮処分異議上告事件において「解除権を有する者が久しきに亘りこれを行使せず、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至ったため、その後にこれを行使することが信義誠実に反すると認められるような特段の事由がある場合には、右解除は許されないと解するのが相当である。土地賃借権の無断譲渡を理由とする賃貸借契約解除の意思表示が、譲渡後 7 年半を経過した後になされたものであり、その間賃借人において自己の賃借権を主張して現占有者に対する訴を提起していたなどの事実があっても、解除権の行使は、前項にいう特段の事由がある場合に当たらない」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】 27002976 【裁判年月日等】 最三判昭 30・11・22 民集 9 卷 12 号 1781 頁。【参照法条】 民法 1 条／540 条／541 条／612 条。

久しきに亘り権利者が解除権を行使せず、相手方においてその権利はもはや行使されないものと信頼すべき正当の事由を有するに至った場合、その後に解除権を行使することは信義誠実に反すると判示されており、民法 540 条においても信義則（本件の場合はその個別的法命題の一

信義則の民法条文への具体化について

つである失権の原則)が投影されているといえるであろう。

541条 (履行遅滞等による解除権) 裁判所は手付金返還請求控訴事件において「本件売買契約における売主は、契約締結に際し仲介者が住宅ローン手続が多少遅れることがありうる旨述べたのに対して仕方がない旨答えていること、銀行の担当者から手続は遅れているが必ず実行する旨の連絡を受けたほか、支払期日の1週間ぐらい前に仲介者からまだローンが下りてこないのを待ってほしい旨の申入れを受けたがこれを拒絶する意思を示さなかったこと、このことから買主は期限の猶予を得たものとの考えから期日を徒過した後も引続き鋭意ローンの手続を進め、売主もこのことを知っていたとみられることなど判示事情の下では、解除につき催告不要の特約があるとはいえ、売主が買主の履行遅滞を理由として何ら催告することなく本件売買契約を解除することは信義則上許されないものと解するのが相当である」と判示した(取消)。**【判例体系ID】27405906【裁判年月日等】東京高判昭58・1・31判時1072号101頁。【参照法令】民法1条/541条。**

催告不要の特約があるとはいえ、売主が買主の代金債務の履行遅滞を理由として何らの催告をすることなく売買契約を解除することは信義則上許されないと判示されたことからわかるように、民法541条においても信義則が投影しているといえよう。

545条 (解除の効果) 裁判所は建物退去土地明渡請求上告事件において「土地所有者と借地人との間で借地契約が合意解除されても、借地人の所有する右借地上的建物に居住する建物賃借人に、その効果を對抗しえないことは、信義誠実の原則上明らかである」と判示した(棄却)。**【判例体系ID】27002050【裁判年月日等】最一判昭38・2・21民集17巻1号219頁。【参照法令】民法1条/545条/借家法1条/借地借家法31条/35条。**

土地賃貸人と賃借人との間において土地賃貸借契約を合意解除しても、土地賃貸人は、特別の事情がない限り、その効果を地上建物の賃借人に対抗できないとの判断において、信義則が引用されていることから、民法 545 条においても信義則が投影されているといえるであろう。

549 条（贈与） 裁判所は宅地開発協力金等返還請求控訴事件において「宅地開発を計画した X が、市や地元水利権者である Y らに宅地開発協力金等の名目で金員を支払った後、工事廃止の届出をして、Y らに同金員の返還を求めた場合につき、本件協力金の支払に係る贈与契約の目的が達成されなかったのは、専ら X 側の事情によるものであり、Y ら側に何の責任もないことは明らかであること、Y らが本件開発事業が行われることを予想して諸施設等の整備を行い、本件協力金から諸費用を支出していること等の事情の下では、X が贈与契約の目的の不到達を理由に Y らに対し本件協力金の返還を求めるのは、信義則に反し許されない」と判示した（控訴棄却、予備的請求棄却）。【判例体系 ID】28050667【裁判年月日等】東京高判平 11・9・22 判時 1698 号 77 頁。【参照法令】民法 1 条／549 条／703 条／地方財政法 4 条の 5／27 条の 4／地方税法 703 条の 3／都市計画法 32 条。

X が贈与契約の目的の不到達を理由に、Y らに対し本件協力金の返還を求めるのは、信義則に反して許されないと判示されていることから、民法 549 条においても信義則が投影しているといえる。

553 条（負担付贈与） 裁判所は土地所有権持分移転登記等請求控訴事件において「贈与者の老後の面倒をみさせる等のためになした贈与が、受贈者において、老齢に達した贈与者を扶養し、円満な養親子関係を維持し、その恩愛に背かないことを義務とする負担付贈与である」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】27404746【裁判年月日等】東京高判昭 52・7・13 判時 869 号 53 頁。【参照法令】民法 553 条。

信義則の民法条文への具体化について

受贈者において、老齢に達した贈与者を扶養し、円満な養親子関係を維持し、その恩愛に背かないことを義務とする負担付贈与であると判示されていることから、民法 553 条にも信義則が投影しているといえる。

554 条 (死因贈与) 裁判所は貸金、賃料請求控訴事件において「本件で、死因贈与を民法 550 条に従って被控訴人らが取り消したことが直ちに、信義則に反し、権利の濫用であると断定することもできない」と判示した(控訴棄却)。**【判例体系 ID】** 27810726 **【裁判年月日等】** 東京高判平 3・6・27 判タ 773 号 241 頁。**【参照法令】** 民法 554 条/985 条/995 条。

相続人が被相続人の意思を無視して取消権を行使することによって贈与された財産を取り戻し、その結果相続財産の増加という形になることは、死因贈与に限らず、通常の贈与の場合にも多かれ少なかれ生ずる事態であって、このことだけを捉えて直ちに権利の濫用ということはできないとも判示されており、民法 554 条においても権利濫用・信義則が投影されているといえよう。

555 条 (売買) 裁判所は損害賠償請求控訴事件において「ユーザーと直接の契約関係に立たないメーカーが、契約締結に必要な情報を提供するという目的で製品の売買契約の交渉に関与した場合には、信義則上、ユーザーが当該製品の売買契約を締結するか否かにつき誤った意思決定を下すことがないように必要な説明をする義務を負うが、当事者間に情報や交渉力に格差がないときは、説明義務があると解することはできない」と判示した(控訴棄却)。**【判例体系 ID】** 28150094 **【裁判年月日等】** 大阪高判平 20・3・26 判タ 1283 号 132 頁。**【参照法令】** 民法 555 条。

私的自治の原則から、契約を締結するか否かを判断するために必要

な情報収集は、各人が自己の責任において行うことが求められ、それにより当該契約が自己の目的に適合するかどうかを知った上で、適合する契約を選択し、適合しない契約の選択を避けるべきことが要請されるが、現代社会においては、契約当事者間に情報や交渉力に格差があるため、劣位の当事者が必要な情報のもとに自由な意思決定ができずに自己決定権が侵害される場合があり、こうした場合には、情報や交渉力において優位な立場にある一方当事者が、信義則上、他方当事者が当該契約を締結するか否かにつき誤った意思決定を下すことがないように、必要な説明（情報提供）をする義務を負うと判示しており、このことは民法555条において信義則が投影されていることを示している。

556条（売買の一方の予約） 裁判所は仮登記に基づく所有権移転登記手続等、不当利得返還請求控訴事件において「国営八郎潟干拓地の入植者と国との間で、入植者が国の基本計画に違反したときには、国において売買の予約完結権を行使することができる旨を定めた売買予約契約のある場合において、入植者が右基本計画に示された稲作許容面積を超えて作付けしたことは重大かつ悪質な違反行為であり、これを理由とする国の予約完結権の行使は、権利の濫用ではない」と判示した（破棄自判）。【判例体系ID】27827909【裁判年月日等】仙台高判平7・7・11判時1545号26頁。【参照法令】民法1条／556条／八郎潟新農村建設事業団法20条。

過剰作付けの割合は許容面積の1割にも満たないもので違反の程度は比較的少なく、この違反を理由に生活基盤を失わせることは酷といえるかもしれないなど入植者にとって有利とみられる諸事情を考慮してもなお、本件違反行為は重大かつ悪質なものというべきであり、国のなした本件売買予約完結権の行使は適法であり、権利濫用には当たらないと判示したことからわかるように、民法556条において権利濫用の法理が投影されているといえよう。

信義則の民法条文への具体化について

557条（手付） 裁判所は所有権移転登記手続請求事件において「土地売買契約において、売主は買主の協力を得て営業活動ができる利益を得たのに、買主は土地売買契約の履行がなされないと営業活動の拠点を失い、経営上極めて重大な支障を来すことになる場合には、売主の手付倍戻しによる解除権の行使は権利の濫用であり、許されない」と判示した（認容）。【判例体系 ID】 27807696 【裁判年月日等】 大阪地判平 1・1 2・26 判時 1368 号 97 頁。【参照法令】 民法 1 条／557 条。

買主が経営上極めて重大な支障を来すことになる場合は、売主の手付倍戻しによる解除権の行使は権利の濫用になる判示されており、民法 557 条において権利濫用の法理が投影されているといえよう。

566条（地上権等がある場合等における売主の担保責任） 裁判所は配当金返還等請求事件において「建物の競売手続において、建物の敷地利用権が存在するものとされ、その価値が評価されて最低売却価額が決定されたことが明白であり、これに従って競売が行われた場合、後に当該敷地利用権が不存在であったとして競落人の敷地利用権が否定されるとすれば、債務者及び配当を受けた債権者が不当に利益を得る一方、競落人が不測の損害を被ることになり、極めて不公平、不合理な事態が生ずる結果となる。したがって、右のような場合において、後日競落人の敷地利用権が否定され、善意の競落人が競落の目的を達し得ないときは、民法 568 条 1 項、2 項及び 566 条 2 項の類推適用により、債務者又は建物所有者に敷地利用権の存在についての担保責任を負担させ、競落人は、これらの者に対し、契約の解除又は代金の減額を、債務者らが無資力な場合には配当金の受領者に対し、その返還を求めることができるものと解すべきである。ただし、本件においては敷地利用権が存在するということはできず、敷地利用権が確実に存在することを前提に進められたということもできないとして、民法 568 条 1 項、2 項及び 566 条 2 項の類推適用の余地はない」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】 2

7812033【裁判年月日等】東京地判平3・10・31判時1430号94頁。【参照法令】民法566条／568条。

後日競落人の敷地利用権が否定され、善意の競落人が競落の目的を達し得ないような極めて不公平、不合理な事態が生ずる結果となる場合は、民法568条1項、2項及び566条2項の類推適用により、債務者又は建物所有者に敷地利用権の存在についての担保責任を負担させると判示されており、民法566条においても信義則が投影しているといえよう。

568条（強制競売における担保責任） 民法566条と同判例で「後日競落人の敷地利用権が否定され、善意の競落人が競落の目的を達し得ないような極めて不公平、不合理な事態が生ずる結果となる場合において、民法568条1項、2項及び566条2項の類推適用により、債務者又は建物所有者に敷地利用権の存在についての担保責任を負担させ、競落人は、これらの者に対し、契約の解除又は代金の減額を、債務者らが無資力な場合には配当金の受領者に対し、その返還を求めることができるものと解すべきである」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】27812033【裁判年月日等】東京地判平3・10・31判時1430号94頁。【参照法令】民法566条／568条。

このことからわかるように、民法568条においても信義則が投影しているといえよう。

570条（売主の瑕疵担保責任） 裁判所は損害賠償請求事件において「土地の売買契約において、産業廃棄物などの地中埋設物が存在していたことが隠れた瑕疵に当たり、売主は瑕疵担保責任を負うとともに、説明義務違反による債務不履行責任を負うとされた事例。土地の売買契約において、地中埋設物を除去するための費用は買主が負担するとの特約がなされていたとしても、売主には地中埋設物の存在を知らなかった

信義則の民法条文への具体化について

ことにつき悪意と同視すべき重過失があるから、売主が買主に対して同特約を主張することは、信義則上許されない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28091038【裁判年月日等】東京地判平15・5・16判時1849号59頁。【参照法令】民法415条／416条／555条／570条／572条。

売主には地中埋設物の存在を知らなかったことにつき悪意と同視すべき重過失があり、売主が買主に対して同特約を主張することは、信義則上許されないと判示されており、民法570条において信義則が投影されているといえよう。

572条（担保責任を負わない旨の特約） 裁判所は原状回復等請求事件において「不動産販売・仲介業者である買主Xが、本件土地には、売主Yと隣地所有者であるYの弟Aとの共有共用の生活排水管及び浄化槽が埋設されており、同土地を造成して分譲することができなくなったとして、瑕疵担保責任又は債務不履行責任に基づく損害賠償を求めた事案において、担保責任を免除する特約を排して、Yの瑕疵担保責任が認められたが、信義則上の告知義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償責任については、否定された。瑕疵担保責任は法定責任であるから、その損害賠償の範囲は信頼利益に限るという立場に立つとしても、不動産という重要な財産の売買契約の当事者となった場合には、売主としては買主に損害を与えるような事情が存するときは信義則上当該事情を告知すべき義務を負うとXは主張するが、この見解は、瑕疵担保責任の法的性質を法定の無過失責任と解する立場とは相容れない独自の見解として採用することができない。仮に、X主張のように売主としては買主に損害を与えるような事情が存する場合には信義則上当該事情を告知すべき義務を負うべきであるとの立場に立つことができるとしても、売主がかかる告知義務を負うのは、瑕疵の内容からして買主に損害を与えることが明白であるにもかかわらず売主がそれを知悉しながら

あえて告げなかったような極めて例外的な場合に限られると解すべきところ、本件事実関係の下では、事情を告知すべき義務は認められない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28101635【裁判年月日等】東京地判平16・10・28判時1897号22頁。【参照法令】民法1条／416条／570条／572条。

売主が信義則上上記のような告知義務を負うのは、瑕疵の内容からして買主に損害を与えることが明白であるにもかかわらず売主がそれを知悉しながらあえて告げなかったような極めて例外的な場合に限られるというべきであると判示されており、民法572条においても信義則が投影されているといえよう。

578条（売主による代金の供託の請求） 裁判所は建物取去土地明渡等請求控訴事件において「売主は民法578条により買主に対して右建物の代金の供託を請求でき、買主の売主に対する建物の所有権移転登記及びその明渡しは右代金の供託と同時に履行すべきものと解するのが公平上相当である」と判示した（一部変更）。【判例体系ID】28011405【裁判年月日等】東京高判平8・7・31判時1578号60頁。【参照法令】民法1条／378条／576条／577条／578条／借地借家法14条。

建物買取請求権につき、売主（新借地人）の供託請求権と買主（土地賃貸人）の建物所有権移転登記及び明渡請求権が公平の観点から同時履行の関係にあると判示されており、民法578条にも信義則が投影されているといえよう。

579条（買戻しの特約） 裁判所は条件付所有権移転仮登記抹消登記手続請求事件において「買戻特約付売買を売渡担保と認定したうえで買主に清算義務を課した事例。受戻期間については、譲渡担保の場合と同様、買主が第三者に処分するまで、信義則上、売主は融資金を提供して担保目的物を受け戻すことができると考えられる」と判示した（一部

信義則の民法条文への具体化について

認容、一部棄却)。**【判例体系 ID】** 28010328 **【裁判年月日等】** 高知地判平7・7・14判タ902号106頁。**【参照法令】** 民法579条。

受戻期間について、買主が第三者に処分するまで、信義則上、売主は融資金を提供して担保目的物を受け戻すことができると判示されており、民法579条においても信義則が投影されているといえよう。

587条 (消費貸借) 裁判所は根抵当権抹消登記手続等請求控訴事件において「賃貸物件を建築するために土地の一部を売却してその売却代金と賃貸料収入で借入金の返済を行う計画の提案を受け、銀行と金銭消費貸借契約を締結し、建設会社と建物工事請負契約を締結した場合において、土地の一部を売却してしまうと建築確認が受けられないにもかかわらず、その旨の説明を銀行及び建設会社が怠っていたときは、それぞれが締結した契約の付随義務として存在する信義則上の説明義務違反に基づき、銀行及び建設会社は損害賠償義務を負う」と判示した(原判決変更)。**【判例体系 ID】** 28140303 **【裁判年月日等】** 大阪高判平19・9・27金判1283号42頁。**【参照法令】** 民法1条/415条/416条/587条/632条/644条/656条。

一審原告の自己資金の捻出方法にまで深く関わっていた一審被告銀行担当者は、その購入者がそこに建築物を建てる場合の法規制適合性の有無等を一審被告積水の担当者とともに十分調査を尽くして、一審原告に説明すべき本件貸付に係る消費貸借契約に附随する信義則上の義務があると判示されており、民法587条にも信義則が投影しているといえよう。

588条 (準消費貸借) 裁判所は債務不存在確認等、貸金返還反訴請求、同附帯控訴事件において「貸金業者が取引履歴を開示せず弁護士を欺罔して締結した準消費貸借契約が公序良俗違反で無効とされたという事案において、旧債務の履行遅滞による遅延損害金を借主に負わせ

ることは、履行遅滞の大部分が貸金業者の不誠実な対応によって生じたものと評価できるのであるから、貸金業者の不誠実な態度により生じた不利益を借主に一方的に負担させることになって著しく不当で、権利の濫用に当たるといふべきである」と判示した(控訴棄却)。**【判例体系 ID】** 28112437 **【裁判年月日等】** 東京高判平 18・10・25 金判 1254 号 12 頁。**【参照法令】** 民法 1 条／90 条／588 条／709 条／710 条。

貸金業者の不誠実な態度により生じた不利益を借主に一方的に負担させることは著しく不当であり、権利の濫用に当たると判示されており、民法 588 条にも信義則が投影されているといえよう。

593 条 (使用貸借) 裁判所は土地建物明渡請求事件において「先代住職の妻 Y 1 と養子縁組し、その娘 Y 2 と婚姻して寺院 X を継いだ現住職 A が、離縁・離婚後も、X の住職の地位にある場合において、A が X を代表して、Y 1・Y 2 の居住する本堂庫裏等の不動産について使用貸借の解約をして所有権に基づく明渡請求をすることは、Y ら及び Y らの先祖が X に対して貢献してきたこと、A が離縁・離婚により Y 姓を名乗らなくなり、当事者に了解されていた住職であることの条件を欠くに至ったこと、それにもかかわらず A が自力救済を図ったり、X の代表者であることを奇貨として、Y 1・Y 2 に対し、X の権利を行使するものであるなどの事情からすれば、権利の濫用に当たり許されない」と判示した(請求棄却)。**【判例体系 ID】** 28050629 **【裁判年月日等】** 千葉地判平 10・9・8 判タ 1020 号 176 頁。**【参照法令】** 民法 1 条／593 条／597 条。

現住職 A が、本件使用貸借の解約をして所有権に基づく明渡請求をすることは、権利濫用に当たると判示されており、民法 593 条にも信義則が投影されているといえよう。

597 条 (借用物の返還の時期) 裁判所は建物取去土地明渡請求控

信義則の民法条文への具体化について

訴事件において「親子間の土地の使用貸借契約の目的が、その土地の収益から貸主である親を扶養、監護することにある場合において、両当事者の信頼関係が、借主の右扶養及び監護の放棄によって完全に破壊されたときは、右貸主は借主に対し、民法 597 条 2 項但し書を類推適用して、右使用貸借契約の解約申入れをすることができる」と判示した（一部変更、一部棄却）。【判例体系 ID】 28030090【裁判年月日等】 大阪高判平 9・5・29 判時 1618 号 77 頁。【参照法令】 民法 597 条。

両当事者の信頼関係が完全に破壊されたときは、民法 597 条 2 項但し書を類推適用して、使用貸借契約の解約申入れをできると判示されており、民法 597 条にも信義則が投影されているといえよう。

599 条（借主の死亡による使用貸借の終了） 裁判所は建物収去土地明渡請求事件において「建物所有を目的とする土地の使用貸借契約においては、当事者間の個人的要素以上に建物所有の目的が重視されるべきであるから、特段の事情のない限り、建物所有の用途に従ってその使用を終えたときに返還の時期が到来するものと解すべきであり、借主が死亡したとしても、土地に関する使用貸借契約が当然に終了するということにはならない。また、本件において解約を認めないことが当事者間において著しく衡平の理念に反すると認めるに足りる証拠もない」と判示した（全請求棄却）。【判例体系 ID】 27826728【裁判年月日等】 東京地判平 5・9・14 判タ 870 号 208 頁。【参照法令】 民法 599 条。

解約を認めないことが当事者間において著しく衡平の理念に反するとは認められないと判示されており、民法 599 条にも信義則が投影しているといえよう。

601 条（賃貸借） 裁判所は損害賠償請求控訴事件において「賃貸借契約の成立を予定して折衝が続けられ、賃貸人側において賃貸借契約の成立を強く期待することに相当の理由があるときには、賃借人側に契

約準備段階における信義則上の注意義務違反があり、貸借人側は、これによって貸借人側に生じた損害を賠償する責任がある」と判示した（控訴棄却、一部原判決変更）。【判例体系ID】28140565【裁判年月日等】東京高判平20・1・31金判1287号28頁。【参照法令】民法415条／416条／418条／601条／709条。

賃貸借契約の成立に向けて折衝が続けられ、貸借人側において契約成立を強く期待することに相当の理由があるときは、貸借人側に契約準備段階における信義則上の注意義務違反があると判示されており、民法601条にも信義則が投影されているといえよう。

605条（不動産賃貸借の対抗力） 裁判所は建物明渡請求控訴事件において「最先順位の抵当権者に対抗できる賃借権者であっても、自己の債務を担保するために賃借不動産に抵当権を設定し、債務不履行により当該不動産の売却代金から弁済がされるべき事情がある場合には、その賃借権を主張することは信義則に反して許されず、当該不動産の競売による買受人に対して賃借権を対抗できず、明渡義務を負う」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】28070897【裁判年月日等】東京高判平13・11・22金判1140号53頁。【参照法令】民法605条／借地借家法31条。

自己の債務を担保するため抵当権を設定し、債務不履行により当該不動産の売却代金から弁済がされる場合に、その賃借権を主張することは信義則に反して許されないと判示されており、民法605条にも信義則が投影されているといえよう。

606条（賃貸物の修繕等） 裁判所は定額補修分担金・更新料返還請求事件において「賃借人は、原則として故意又は重過失による汚損及び損耗の回復につき負担すれば足り、賃料以外に通常損耗の回復費用を支払う必要はないから、マンション賃貸借契約に際して付された定額補

信義則の民法条文への具体化について

修分担金特約は、賃借人の義務を加重し、信義則に反してその利益を一方的に害するものであって、消費者契約法10条に違反し無効である」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28141217【裁判年月日等】京都地判平20・4・30判時2052号86頁。【参照法令】民法597条／598条／606条／616条／消費者契約法10条。

建物賃貸借契約における定額補修分担金特約が、民法の任意規定の適用による場合に比して賃借人の義務を加重し、信義則に反して賃借人の利益を一方的に害するものとして無効であると判示されており、民法606条においても信義則が投影されているといえる。

611条（賃借物の一部滅失による賃料の減額請求等） 裁判所は保証金等請求事件において「前面道路の工事のため設置された塀により、事務所・ロビー・ショールーム・会議室等に使用する目的で賃借した建物の内部が通行人から観望できなくなったとしても、建物自体の使用が不可能になったものではない場合には、契約を存続させておくことが賃借人にとって極めて過酷とはいえないため、事情変更の原則の適用を理由とする民法611条2項に基づく賃借人による契約解除は認められない」と判示した（一部認容）。【判例体系ID】28021357【裁判年月日等】大阪地判平8・7・19判タ942号154頁。【参照法令】民法90条／95条／601条／611条。

賃借した店舗の前面道路で大規模な地下街建設工事が行われ、右店舗のショールームとしての機能が減退したとしても、右店舗を訪れるための交通の便やこれを事務所及びロビーとして使用することに対する影響はほとんどないことから、事情変更の原則の適用が否定された事例であるが、このことからわかるように民法611条においても信義則が投影しているといえよう。

612条（賃借権の譲渡及び転賃の制限） 裁判所は建物収去土地明

渡請求上告事件において「罹災都市借地借家臨時処理法3条によって罹災建物敷地を譲り受けた者が借地人の承諾の下に隣接の借地に建物を築造した場合には、賃貸借契約を継続するに堪えない著しい背信的行為といえないから、民法612条の解除権が発生しない」と判示した（棄却）。

【判例体系ID】27003280【裁判年月日等】最二判昭28・9・25民集7巻9号979頁。【参照法令】民法612条／罹災都市借地借家臨時処理法4条。

賃貸借契約を継続するに堪えない著しい背信的行為といえないから、民法612条の解除権が発生しないと判示されており、民法612条においても信義則が投影されているといえよう。

616条（使用貸借の規定の準用） 裁判所は建物収去土地明渡請求事件において「土地の賃貸借において、賃料の値上げ交渉がまともらず賃借人が賃料を供託していること、及び、賃借人が賃貸人の同意を得て賃借地上の建物の一部を取り壊して駐車場として利用していることは、賃貸借契約における信頼関係を破壊するものではないため、契約の解除理由とはならない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27816456【裁判年月日等】東京地判平4・9・28判時1467号72頁。【参照法令】民法616条／617条／借地法1条。

賃貸借契約における信頼関係を破壊するものではないため、契約の解除理由にならないと判示されており、民法616条にも信義則が投影されているといえよう。

623条（雇用） 裁判所は損害賠償請求事件において「他社への長期出張中に（第1回）うつ病を発症し、右出張終了後、自社での業務従事中に再びうつ病に罹患した労働者からの両社に対する損害賠償請求が、(1)出張先企業については、信義則上、従業員の業務管理に当たりその生命及び健康等を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務

信義則の民法条文への具体化について

を、(2)出張させた雇用主については、雇用契約上の付随義務として、健康上の安全配慮義務を負っており、『客観的過重労働』に至らないまでも、相当程度過重な労働に従事させた本件では、右第1回うつ病の発生とその後の休職は予見可能性があると第1回うつ病について一部認容する」と判示した（一部認容，一部棄却）。【判例体系 ID】 28150072 【裁判年月日等】 名古屋地判平 20・10・30 労判 978 号 16 頁。【参照法令】 民法 623 条／労働基準法。

出張先企業については、信義則上、従業員の業務管理に当たりその生命・健康等を危険から保護するように配慮すべき安全配慮義務があると判示されており、民法 623 条においても信義則が投影しているといえよう。

627 条（期間の定めのない雇用の解約の申入れ） 裁判所は解雇無効確認等請求事件において「貨物の運送を業務とする会社にパソコンを使用する事務専門の従業員として勤務していた被用者が、勤務成績が不良であることを理由に解雇された場合において、被用者のパソコン操作の技術に一定の向上がみられ、日常の作業を通じて習熟することが可能であるときは、当該解雇は解雇権の濫用として無効である」と判示した（一部認容，一部却下，一部棄却）。【判例体系 ID】 28131770 【裁判年月日等】 東京地判平 19・3・13 労経速 1975 号 16 頁。【参照法令】 民法 627 条／709 条／710 条／民事訴訟法 135 条／労働基準法。

パソコン操作技術に一定の向上がみられ、日常作業を通じて習熟することが可能であるときは解雇権の濫用として判示されており、民法 627 条においても信義則が投影しているといえよう。

628 条（やむを得ない事由による雇用の解除） 裁判所は解雇無効確認等請求事件において「チョコレート、キャンディー等の製造、輸出入、販売等を業とする会社に有期雇用契約を更新して雇用され、販売促

進業務（MD 業務）に従事してきた従業員が、有期雇用契約の期間満了前に会社によって解雇され又はその後に雇止めされた場合において、当該従業員にも雇用関係継続につき合理的な期待があるとして当該解雇にも解雇権濫用の法理を適用した結果、当該解雇又は雇止めは権利濫用により無効であるとして、従業員から会社に対してなされた雇用契約上の地位確認並びに解雇以降の賃金及び遅延損害金の支払請求が認められる」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系 ID】28101295【裁判年月日等】大阪地判平 17・3・30 判労 892 号 5 頁。【参照法令】民法 1 条／627 条／628 条／710 条／労働基準法。

雇用関係継続につき合理的な期待があるとして、当該解雇にも解雇権濫用の法理を適用した結果、解雇又は雇止めは権利濫用により無効であると判示されており、民法 628 条にも信義則が投影されているといえよう。

632 条（請負） 裁判所は損害賠償請求事件において「請負人に雇用されていた労働者が検査作業中に作業台から転落して頭部を強打し、その後死亡した場合において、当該労働者が注文者の供給する設備等を用いて、注文者の指示の下に労務の提供を行うなど、注文者と請負人の雇用する労働者との間に実質的に使用従属の関係が生じていると認められるときは、信義則上、注文者は当該労働者に対して安全配慮義務を負う」と判示した（一部認容、一部棄却（23367 号）、棄却（6805 号））。【判例体系 ID】28141044【裁判年月日等】東京地判平 20・2・13 判時 200 4 号 110 頁。【参照法令】民法 415 条／632 条／709 条／労働基準法。

注文者と請負人の雇用する労働者との間に実質的に使用従属の関係が生じている場合は、信義則上、注文者は当該労働者に対して安全配慮義務を負うと判示されており、民法 632 条においても信義則が投影しているといえよう。

信義則の民法条文への具体化について

633条（報酬の支払時期） 裁判所は工事代金請求事件において「請負契約の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は、瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度等に鑑み信義則に反すると認められるときを除き、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、報酬全額の支払を拒むことができ、これについて履行遅滞の責任も負わない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28020402【裁判年月日等】最三判平9・2・14民集51巻2号337頁。【参照法令】民法1条／412条／533条／633条。

瑕疵の程度や各契約当事者の交渉態度等に鑑み、信義則に反する場合を除き、請負人から瑕疵の修補に代わる損害の賠償を受けるまでは、報酬全額の支払を拒むことができると判示されており、民法633条にも信義則が投影しているといえよう。

634条（請負人の担保責任） 裁判所は取立債権請求控訴事件において「建物建築請負契約の工事注文者が、瑕疵修補費用が未払残代金に比べて軽微であり、瑕疵の内容も建物使用と無関係で美観上違和感がなく、引渡し後2年間現状使用をしている場合において、瑕疵修補と引換えの請負残代金支払の抗弁や瑕疵修補に代わる損害賠償請求権を自働債権とする相殺を主張したことがないのに、施工業者が倒産した後、従前の態度を翻し、瑕疵修補が困難であることを認識しながら残代金支払と瑕疵修補との同時履行の抗弁権を行使することは信義則に反して許されない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28051353【裁判年月日等】東京高判平12・3・14判タ1028号295頁。【参照法令】民法1条／634条／民事訴訟法157条。

請負契約の工事注文者が、瑕疵修補費用が軽微であり、瑕疵の内容も美観上違和感がなく、引渡し後2年間現状使用をしている場合に、施工業者が倒産した後、従前の態度を翻して残代金支払と瑕疵修補との同時履行の抗弁権を行使することは信義則に反して許されないと判示され

ており、民法 634 条においても信義則が投影しているといえよう。

635 条 裁判所は請負代金返還請求事件において「書籍の印刷製本請負契約の目的物に瑕疵があった場合でも、被告が修補を拒否したものでなく、故意ないしは重大な過失によって修補を遅らせたともいいがたく、しかも、修補の過程において、被告は、原告の要求や指図を忠実に実行しており、必ずしも不誠実な対応に終始したともいえないため、相当の期間を猶予されれば瑕疵の修補を十分に行い得る可能性があった以上、契約の目的が達せられないとしてなされた契約解除は認められない」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】 27825836 【裁判年月日等】 広島地判平 5・5・28 判タ 857 号 187 頁。【参照法令】 民法 635 条。

被告は、原告の要求や指図を忠実に実行し、必ずしも不誠実な対応に終始したともいえないため、相当の期間を猶予されれば、被告において瑕疵の修補を十分に行いうる可能性があったと判示されており、民法 635 条にも信義則が投影しているといえよう。

641 条（注文者による契約の解除） 裁判所は請負代金請求控訴事件において「自宅兼アパートの建築工事に関する請負契約締結のための交渉過程において、請負人が一般建設業の許可を更新するための申請手続をしなかったために、後日再度許可を受けたところ、従前の許可番号と異なる番号が付与されていたことを理由として、注文者が無催告解除した場合において、一般建設業の許可が一時期なくなった理由が請負人の事務手続上の過失にすぎず、その経過についても請負人が注文者に対して説明を行い、請負契約が締結される時点には一般建設業の資格を有していたときは、信義則違反を理由とする注文者の無催告解除には理由がなく、注文者の事由による解除であり、注文者は損害賠償義務を負う」と判示した（変更）。【判例体系 ID】 28150194 【裁判年月日等】 東京高判平 18・12・26 判タ 1285 号 165 頁。【参照法令】 民法 418 条／541 条

信義則の民法条文への具体化について

／641条。

建築請負工事の請負人が、事務手続上の過失から一時的に一般建設業の許可を失い、その経過についても請負人が注文者に対して説明を行い、請負契約が締結される時点には一般建設業の資格を有していたときは、信義則違反を理由とする注文者の無催告解除には理由がないと判示され、民法641条にも信義則が投影しているといえよう。

644条（受任者の注意義務） 裁判所は損害賠償請求事件において「背任行為を行っていた前代表取締役を介して株式会社から監査業務及び相談業務を受任していた公認会計士及び監査法人に善管注意義務違反が認められず、仮に善管注意義務違反が認められても前記公認会計士及び監査法人のみに損害賠償請求することは信義則に反するので、株式会社が当該公認会計士及び監査法人に提起した損害賠償請求は認められない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28132042【裁判年月日等】東京地判平19・5・23判時1985号79頁。【参照法令】民法1条／415条／644条／会社法397条／423条／公認会計士法24条／24条の2。

本件においては、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社等の大会社に監査業務と相談業務を同時提供する行為が禁止されるときよりも前に、公認会計士が大会社でない会社に対し監査業務と相談業務を同時提供する行為は、公認会計士関係法令や倫理規定等に違反するものであったと断定するには無理があり、公序良俗、私法秩序の基本原則に違反するとまでいうことはできないとも判示されており、公序良俗、私法秩序の基本原則、そして信義則が問題とされており、民法644条においても投影されているといえよう。

648条（受任者の報酬） 裁判所は報酬金等請求控訴事件において「委任者Yの弁護士Xに対する土地建物の不法占有者を立退かせ不法建物を収去することを目的とする委任がXの責めに帰すべからざる事由に

より半途で終了した場合において、弁護士の報酬額は、当事者間の合意にすべて拘束されるとするのは妥当でなく、依頼された事件の難易、労力の程度、所要時間の多寡、弁護士会報酬規定の内容その他諸般の事情を総合考慮して、信義誠実の原則と衡平の原則に基づき約定の範囲内において減額することができるのと解するのが相当であるとし、民法 648 条 3 項の規定により報酬の支払を命じる」と判示した（一部認容）。【判例体系 ID】 27811598【裁判年月日等】東京高判平 3・12・4 判時 1430 号 83 頁。【参照法令】民法 1 条／648 条。

弁護士の報酬額は、依頼された事件の難易、労力の程度、所要時間の多寡、弁護士会報酬規定の内容その他諸般の事情を総合考慮して、信義則と衡平の原則に基づき約定の範囲内において減額できると判示されており、信義則・衡平の原則が民法 648 条においても投影されているといえよう。

651 条（委任の解除） 裁判所は授業料返還等請求事件において「進学塾の冬期講習受講契約及び年間模試受験契約について、申込者からの解除の時期を問わず一切許さないとする解除制限約定は、準委任契約を当事者がいつでも解除できるとする民法の規定に比し、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、無効である」と判示した（認容）。【判例体系 ID】 28090732【裁判年月日等】東京地判平 15・11・10 判時 1845 号 78 頁。【参照法令】民法 651 条／消費者契約法 10 条。

本件において、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものと判示されており、民法 651 条にも信義則が投影されているといえよう。

656 条（準委任） 裁判所は損害賠償請求事件において「医院でデイケアを受けていた高齢者が医院の送迎バスを降りた直後に転倒して骨

信義則の民法条文への具体化について

折し、その後肺炎を発症して死亡した場合において、医院の設置者は、診療契約と送迎契約が一体となった無名契約に付随する信義則上の義務として、患者を送迎するに際し、その生命及び身体の安全を確保すべき義務を負うと解すべきである」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28090945【裁判年月日等】東京地判平15・3・20判時1840号20頁。【参照法令】民法656条。

医院の設置者は、診療契約と送迎契約が一体となった無名契約に付随する信義則上の義務として、患者送迎に際して、その生命及び身体の安全を確保すべき義務を負うと判示されており、民法656条においても信義則が投影されているといえよう。

663条（寄託物の返還の時期） 裁判所は預託金返還請求控訴事件において「ゴルフクラブのゴルフ会員権の預託金返還請求につき、経済の変動は事業経営者として考慮に入れるべき事柄であって、予見不可能とまではいい難いうえ、据置期間が経過すれば会員が預託金の返還を求めることができるのは会員の基本的な当然の権利行使であるから、会員がこれを行行使することが信義則に反するとはいえず、事情変更の原則を適用して会員の預託金返還請求を阻止すべき事情を認めることができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28060123【裁判年月日等】東京高判平11・5・26東高民時報50巻1～12号6頁。【参照法令】民法1条／663条／666条。

据置期間が経過すれば会員が預託金の返還を求めることができるのは会員の基本的な当然の権利行使であるから、これを行行使することは信義則に反するとはいえないとし、事情変更の原則を適用して会員の預託金返還請求を阻止できないと判示しており、民法663条にも信義則及びその個別的な法命題の一つである事情変更の原則が投影しているといえよう。

666 条（消費寄託） 裁判所は預託金返還請求事件において「ゴルフクラブ会員の預託金据置期間を10年間延長する旨の会社取締役会及びクラブ理事会の決議が、会則上の「やむを得ない事情」に該当せず、事情変更の原則の適用もできないとして無効である」と判示した（認容）。【判例体系ID】28051341【裁判年月日等】東京地判平11・7・28判タ1026号205頁。【参照法令】民法666条。

本件において、事情変更の原則が適用できないと判示されているが、裏を返せば信義則が民法666条に投影されているといえよう。

681 条（脱退した組合員の持分の払戻し） 裁判所は持分払戻請求本訴・貸金請求反訴事件において「中小企業等協同組合法上の協同組合を脱退した組合員への持分払戻しの限度額について、協同組合の定款において時価ではなく簿価によって算定する旨を規定しても違法ではない。被告が原告について定款14条の規定に従って払戻金を主張するのが信義則に反するかどうかについては、脱退の際、被告が定款14条の規定に違反して時価で評価した持分全額を払い戻した事実は認められないから、原告の信義則違反の主張は理由がないというべきである」と判示した（本訴一部認容、反訴棄却）。【判例体系ID】28040051【裁判年月日等】熊本地判平10・2・18判タ985号292頁。【参照法令】民法681条／中小企業等協同組合法20条。

協同組合を脱退の際、被告が定款14条の規定に違反して時価で評価した持分全額を払い戻した事実はないから、原告の信義則違反の主張は理由がないと判示されており、民法681条にも信義則が投影しているといえよう。

688 条（清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法） 裁判所は求償金等請求・同反訴控訴、附帯控訴事件において「2名の渉外弁護士が共同で法律事務所を開設し運営するパートナーシップ契約が民法

信義則の民法条文への具体化について

上の組合契約であるとされ、当該事務所の解散による清算に伴う弁護士間での利益分配について債務の負担割合及び経費の負担割合とも各2分の1と定められていたにもかかわらず、配分的正義の要請あるいは信義公平によって6対4の割合でなされるべきもの」と判示した(一部取消、一部控訴棄却)。**【判例体系ID】28092420【裁判年月日等】東京高判平15・11・26判時1864号101頁。【参照法令】民法688条。**

本件において、配分的正義の要請あるいは信義公平によって6対4の割合でなされるべきと判示されており、民法688条においても信義則が投影しているといえよう。

695条(和解) 裁判所は建物収去土地明渡請求事件において「借地契約の合意解約を前提として建物収去土地明渡しをする旨の和解契約が、借地権者が真実その効果を欲していたといえず、客観的にも不当に過酷であるとして、片面的強行規定を定める借地借家法9条の趣旨及び信義則により無効である」と判示した(請求棄却)。**【判例体系ID】28020779【裁判年月日等】東京地判平8・8・29判時1606号53頁。【参照法令】民法1条/92条/95条/96条/695条/借地借家法9条。**

本件和解契約が、客観的にも不当に過酷であるとして、片面的強行規定を定める借地借家法9条の趣旨及び信義則により無効であると判示されており、民法695条においても信義則が投影されているといえよう。

696条(和解の効力) 裁判所は不当利得返還等請求事件において「貸金業者Yから借入れと返済を繰り返していたXが、Xから債務整理の依頼を受けたA弁護士とともに、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をした結果に基づく和解交渉を行ったところ、Yがみなし弁済の成立を前提とした和解案を提示し、Xがこれを拒否するや否や、Xから以前に受領していた100万円の約束手形を2日後に銀行取立てに回す旨

通知してきたため、やむなくYの和解案に従った場合であっても、YがXの窮迫状況に乘じ、社会的相当性を逸脱して本件和解契約を締結させたということではできないし、Yが本件和解契約成立の効果を主張することが信義則に反するとも認められない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28130101【裁判年月日等】東京地判平17・10・21判タ1224号263頁。【参照法令】民法1条／90条／91条／96条／404条／695条／696条／貸金業の規制等に関する法律43条／利息制限法1条。

Yが社会的相当性を逸脱して本件和解契約を締結させたということではできず、Yが本件和解契約成立の効果を主張することが信義則に反するとも認められないと判示されており、民法696条にも信義則が投影されているといえよう。

703条（不当利得の返還義務） 裁判所は損害賠償請求権行使請求事件において「市が金融機関との間で締結した損失補償協定は違法・無効なものであるから、これを前提とする損失補償金の支払は法律上の原因を欠くものである。金融機関が融資をした第三セクターの設立・運営に市が深く関与しており、その事業を推進する過程で市からの要請に基づいて損失補償協定を締結したうえで事業資金の貸付けを行ったものであること、当時、市及び金融機関が協定の有効性を疑っていた形跡はないし、その点につき双方に責められるべき点があったとはいえないこと、協定についても支払についても市議会の正式な決議を経ていること、損失補償金9億円は既に支払済みであること等の事情に照らせば、市が金融機関に対して損失補償金の返還を求めることは信義則に照らして許されない」と判示した（一部請求棄却、一部訴え却下）。【判例体系ID】28112498【裁判年月日等】横浜地判平18・11・15判タ1239号177頁。【参照法令】民法1条／446条／695条／703条／709条／法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律3条／地方自治法242条／242条の2。

信義則の民法条文への具体化について

市が金融機関に対して損失補償金の返還を求めることは信義則に照らして許されないと判示されており、民法703条にも信義則が投影しているといえよう。

704条（悪意の受益者の返還義務等） 裁判所は不当利益金返還請求控訴事件において「消費貸借契約における早期完済特約が適用されると、返済期限前に元金残額を返還しようとする場合、借入日から返還までの期間が短ければ短いほど支払うべき未経過利息が多額になり、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律所定の最高限度額を超える過大な利率になることを勘案すると、特約は信義誠実の原則に照らして不当な約款であり、公序良俗に反して無効であって、これに基づく給付は法律上の原因のないものであり、給付を受けた者は悪意の受益者として返還する義務がある」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28010921【裁判年月日等】大阪高判平8・1・23判時1569号62頁。【参照法令】民法1条／90条／92条／703条／704条／出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律5条。

本件の早期完済特約は、信義誠実の原則に照らして不当な約款であり公序良俗に反して無効であり、これに基づく給付は法律上の原因のないものであり、給付を受けた者は悪意の受益者として返還する義務があると判示されており、民法704条にも信義則が投影しているといえよう。

705条（債務の不存在を知ってした弁済） 裁判所は過払家賃返還請求事件において「地代家賃統制令違反が専ら賃貸人のみにあり、窮迫した住宅事情の下では統制令不遵守が一般化しているからといって、この事態を是認することはできず、賃借人に返還請求権を積極的に放棄する旨の意思表示がない等の事情がある場合には、非債弁済の主張を許すことはかえって実質的正義および衡平の観念に反するから、民法705条

は適用されない」と判示した（一部認容，一部棄却）。【判例体系 ID】 27424506【裁判年月日等】大阪地判昭47・7・31判時700号109頁。【参照法令】民法705条／地代家賃統制令3条。

不当利得の制度は嚴格法の適用により生じる不当な結果を実質的正義ないし衡平の観念にもとづいて是正するための制度であり，その一環としての非償弁済の規定も同様の観念に裏づけられていると判示され，それゆえ，非償弁済の規定の適用の結果かえって実質的正義，衡平の観念に反するものがあれば，その規定の適用はそれだけ狭められなければならないと裁判所が判断していることからわかるように，民法705条にも信義則が投影しているといえよう。

708条（不法原因給付） 裁判所は不当利得金返還請求事件において「豊田商事従業員が取得した歩合報酬は，詐欺的な商法を推進，実行したものであり，顧客から収奪した受入金によって支払われたことが明らかであり，破産管財人は同商法による被害者である破産債権者の被害の回復のために返還を請求していることからすると，本請求を拒むことは民法708条が目的とする正義公平の理念に反し，かえって社会的妥当性を欠く結果となる」と判示した（認容）。【判例体系 ID】 27805771【裁判年月日等】大阪地判平1・9・14判時1348号100頁。【参照法令】民法1条／90条／703条／704条／708条／出資の受入れ，預り金及び金利等の取締りに関する法律2条／破産法〔旧〕98条／104条／破産法98条／104条。

破産管財人は同商法による被害者の被害回復のために返還を請求しており，本請求を拒むことは民法708条が目的とする正義公平の理念に反し，社会的妥当性を欠く結果となると判示しており，民法708条にも信義則が投影していることがわかる。

709条（不法行為による損害賠償） 裁判所は損害賠償請求事件に

信義則の民法条文への具体化について

において「地方公共団体が市街地再開発事業計画の見直しを表明したことは、右施策の維持を内容とする契約が締結されたとは認められない場合であっても、右施策に動機づけられて活動に入った者の信頼に反し、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被るときは、当事者間に形成された信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめるものというべきである。右計画は前市長時代に樹立したものでこれに拘束されるものではないが、長年の間その施策を信頼し、協力し準備活動に入った地権者に何ら代償的措施も講ぜず、右計画を継続させたままであることから法的制限規制を受けたまま放置して置きながら、これを変更したことは、右計画の事業段階のいかんを問わず生成、発展してきた信頼関係を不当に破壊するもので違法性がみられる」と判示した（一部認容）。【判例体系 ID】 27805343【裁判年月日等】福島地判平1・6・15判時1521号59頁。【参照法令】民法709条／710条／国家賠償法1条。

地方公共団体が本件事業計画の見直しを表明したことは、同事業区域内の地権者らの信頼に反し、社会観念上看過することのできない程度の積極的損害を被るときは、信頼関係を不当に破壊するものとして違法性を帯び、地方公共団体の不法行為責任を生ぜしめると判示されており、民法709条にも信義則が投影しているといえよう。

710条（財産以外の損害の賠償） 裁判所は保険金請求控訴事件（2181号～2185号）において「保険会社と消費者との関係においては、保険会社は火災保険の勧誘に際して地震保険不付帯についての情報を提供し、説明すべき信義則上の義務違反による損害として、その違法は不作為の違法にとどまっていると解せられるから、地震保険契約を締結していたならば得られたであろう地震保険金額と保険料との差額などを総合考慮すると各差額の10分の1を慰謝料として認めるのが相当である」と判示した（一部控訴棄却、一部変更）。【判例体系 ID】 28070178【裁

判年月日等】大阪高判平13・10・31判時1782号124頁。【参照法令】民法1条／1条の2／415条／709条／710条／商法665条／保険業法283条／300条。

阪神・淡路大震災の際の建物の焼失にかかりXらが保険会社Yらに対して火災保険金の請求をしたのに対し、Yらが地震免責条項に基づき保険金の支払を拒んだという事案において、保険会社は火災保険の勧誘に際して地震保険不付帯についての情報を提供し、説明すべき信義則上の義務違反による損害として、その違法は不作為の違法にとどまっていると判示されており、民法710条においても信義則が投影しているといえよう。

711条（近親者に対する損害の賠償） 裁判所は損害賠償請求事件において「民法711条は近親者の慰謝料請求を限定的に規定しており、これは精神的損害が客観的に測定しにくい性質のものであるところから、不法行為の加害者が過大な慰謝料支払義務を負担することになって酷な結果とならないよう、衡平の見地から予め慰謝料請求の範囲に客観的な限定を設けておく必要があるものとして、右規定が定められたものと解される。したがって、第三者の不法行為によって身体を害された者の配偶者は、そのために被害者が生命を害された場合にも比肩すべき、又は右場合に比して著しく劣らない程度の精神上的苦痛を受けたときに限り、自己の権利として慰謝料を請求できるものと解するのが相当であるところ、前記認定のような本件の事実関係のもとにおいては、未だ被災原告らがそのような侵害を受けたものとはいえないから、妻たる原告らが自己の権利として慰謝料を請求できる程度の精神的苦痛を受けたものとは認められない」と判示した（一部認容）。【判例体系ID】27815922【裁判年月日等】福岡地判平5・3・26判タ822号145頁。【参照法令】民法166条／710条／711条／724条。

民法711条は衡平の見地から予め慰謝料請求の範囲に客観的な限定

信義則の民法条文への具体化について

を設けておく必要があるものとして定められたものと判示されており、民法 711 条においても信義則が投影しているといえよう。

715 条（使用者等の責任） 裁判所は売買代金請求事件において「使用者責任における相手方の重大な過失とは、わずかな注意を払いさえすれば、被用者の行為がその職務権限内において適法に行われたものでない事情を知ることができるのに、漫然これを職務権限内の行為と信じたことにより、一般人に要求される注意義務に著しく違反することであって、故意に準ずる程度の注意の欠缺であり、公平の見地上、相手方に全く保護を与えないことが相当と認められる状態をいう。旅行カバン等の販売を業とする会社の従業員が、乗車券の販売を業とする会社から換金目的で大量の新幹線回数券を購入した行為を職務権限内の行為と信じたことにつき、相手方に前記指摘のような重大な過失があったとして使用者責任が否定される」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】28131971【裁判年月日等】東京地判平 18・10・27 判時 1972 号 96 頁。【参照法令】民法 715 条。

使用者責任における相手方の重大な過失とは、一般人に要求される注意義務に著しく違反することであり、公平の見地上、相手方に全く保護を与えないことが相当と認められる状態をいうと判示しており、民法 715 条においても信義則が投影しているといえよう。

719 条（共同不法行為者の責任） 裁判所は損害賠償請求控訴事件において「いわゆる潜水橋を通行中の自動車が川に転落して運転者（長男）A と同乗者（長女）B が水死した事故において、A・B の親であり、かつ A・B を相続した X らが、橋の管理者である Y に対し、管理に瑕疵があったとして損害賠償を求めた事案につき、一方の共同不法行為者である Y が、他方の共同不法行為者 A 及び被害者 B を相続した X らに、共同不法行為者間における自己の負担部分を超えて損害を賠償すれば、自

己の負担を超える部分につき、Xらへの求償権を直ちに取得することになるのであるから、XらがYに対し、Yの負担部分を超える形で賠償請求を行うのは、いたずらにYに負担を強いるものであって不合理であり、信義誠実の原則に反する」と判示した（変更）。【判例体系ID】28111724【裁判年月日等】高松高判平16・7・22判タ1213号119頁。【参照法令】民法1条／719条／国家賠償法2条。

本件において、Yの負担部分を超える形で賠償請求を行うのは、いたずらにYに負担を強いるものであって不合理であり、信義誠実の原則に反すると判示されており、民法719条においても信義則が投影されているといえよう。

722条（損害賠償の方法及び過失相殺） 裁判所は損害賠償請求事件において「加害行為と発生した損害との間に因果関係が認められる場合であっても、その損害が加害行為によって通常生じる程度や範囲を超えるものであり、かつ、その損害の拡大についての被害者側の心因的要素等が寄与している場合には、損害の公平な分担の見地から、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用し、損害の拡大に寄与した被害者側の過失を斟酌することが相当である。会社の従業員が、上司から暴行及び暴言を受けたことにより妄想性障害に罹患した事案で、本件従業員の障害の発生及びその持続には、本人の性格的傾向による影響が大きいとして、60パーセントの素因減額が認められる」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例体系ID】28112500【裁判年月日等】名古屋地判平18・9・29勞判926号5頁。【参照法令】民法709条／715条／719条／722条／労働基準法。

損害の公平な分担の見地から、民法722条2項の過失相殺の規定を類推適用し、損害の拡大に寄与した被害者側の過失を斟酌することが相当であると判示されており、民法722条においても信義則が投影されているといえよう。

信義則の民法条文への具体化について

724条（不法行為による損害賠償請求権の期間の制限） 裁判所は損害賠償請求事件において「不法行為による損害賠償請求権が除斥期間の経過により法律上当然に消滅した場合には、裁判所は、除斥期間の性質に鑑み、当事者の主張がなくてもこれを基礎に裁判すべきであり、除斥期間の援用に対して信義則違反や権利濫用の主張をする余地はない（最一判平成1・12・21民集43巻12号2209頁）とされている。しかし、国の公務員がドミニカへの移住政策の遂行過程において調査義務及び情報提供義務を尽くさなかったため、入植者らが物心両面にわたって損害を被った事案につき、帰国した入植者らは既に入植の6年後の時点で国の責任を追及するための積極的行動をしていたこと、残留した入植者らも入植の18年後までの間に国と交渉すべく様々な取組みをしていたこと等を考慮すれば、民法724条後段の規定を適用することが著しく正義・公平に反するとはいえない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28111512【裁判年月日等】東京地判平18・6・7判時1937号3頁。【参照法令】民法1条／158条／415条／709条／724条／国家賠償法1条。

ドミニカへの移住政策において、入植者らが物心両面にわたって損害を被った事案につき、帰国した入植者らは既に入植の6年後の時点で国の責任を追及するための積極的行動をしていたこと、残留した入植者らも入植の18年後までの間に国と交渉すべく様々な取組みをしていたこと等を考慮すれば、民法724条後段の規定を適用することが著しく正義・公平に反するとはいえないと判示しており、民法724条においても信義則が投影されているといえよう。

742条（婚姻の無効） 裁判所は婚姻無効確認請求事件において「Xの父がXの意思に基づかないでXY間の婚姻届を提出し韓国の戸籍に記載されたことを知らずに、XがYとの婚姻届を提出し2人の子をもうけた後にXY間の婚姻無効確認請求をした場合、婚姻無効確認請求につき言い渡された判決は第三者に対しても効力を有することがあるから、婚

姻の無効確認請求が信義則に照らして許されないかどうかは、婚姻の効力の有無が当事者以外の利害関係人の身分上の地位に及ぼす影響等をも考慮して判断しなければならないが、本件婚姻が無効でないと言われた場合には、XとYの婚姻が重婚として取り消される等、利害関係人に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、原審の説示するところのみによって、Xが本件届出に基づく婚姻の無効確認請求をすることが信義則に反するとはいえない」と判示した（破棄自判）。【判例体系ID】28010409【裁判年月日等】最二判平8・3・8判時1571号71頁。【参照法令】民法1条／742条／法例13条／人事訴訟手続法2条。

本件婚姻が無効でないと言われた場合には、XとYの婚姻が重婚として取り消される等、利害関係人に重大な影響を及ぼすおそれがあるので、原審の説示するところのみによって、Xが本件届出に基づく婚姻の無効確認請求をすることが信義則に反するとはいえないと判示されており、民法742条にも信義則が投影しているといえよう。

748条（婚姻の取消しの効力） 裁判所は遺留分減殺等請求事件において「民法748条1項は婚姻関係が存続していることを尊重して、婚姻取消しの効果を遡及させない旨を規定したものであり、婚姻が取り消されたとしても、その間に生まれた子は嫡出子としての地位を失うことはないのであるから、本件に民法900条4号但し書前段を適用しても憲法14条違反や、権利濫用には当たらない」と判示した（一部認容）。【判例体系ID】28042477【裁判年月日等】東京地判平9・10・31判タ1008号230頁。【参照法令】日本国憲法14条／民法748条／900条。

民法748条1項は婚姻関係の存続を尊重して、婚姻取消し効果を遡及させない旨を規定したものであり、婚姻が取り消されたとしても、その間に生まれた子は嫡出子としての地位を失うことはないのであるから、民法900条4号但し書前段の「嫡出である子」が両親の婚姻が取り消された場合の嫡出子を殊更除外していると解することはできないと

信義則の民法条文への具体化について

し、本件に民法 900 条 4 号但し書前段を適用しても憲法 14 条違反や、権利濫用には当たらないと判示しており、民法 748 条にも信義則が投影されているといえよう。

760 条（婚姻費用の分担） 裁判所は婚姻費用分担申立認容審判に対する即時抗告事件において「婚姻破綻について有責である配偶者から離婚訴訟が提起されていることは、婚姻共同生活体が崩壊し、もはや夫婦間の具体的同居協力扶助義務が喪失したことを自認するものであるから、このような有責配偶者から離婚までの間の婚姻費用の分担を求めることは信義則に照らして許されない」と判示した（取消・却下）。【判例体系 ID】28110491【裁判年月日等】福岡高決平 17・3・15 家月 58 巻 3 号 98 頁。【参照法令】民法 1 条／760 条／家事審判法 9 条。

有責配偶者から離婚までの間の婚姻費用の分担を求めることは信義則に照らして許されないと判示されており、民法 760 条にも信義則が投影されているといえよう。

766 条（離婚後の子の監護に関する事項の定め等） 裁判所は子の監護に関する処分（養育費）申立事件において「離婚後に未成年の子の親権者となり監護養育に当たっている母が、父に対して養育費を請求した事案において、申立人（母）及び申立人と再婚した夫の基礎収入では子を十分に扶養できない状況にあるが、申立人は相手方から受領した離婚給付金を自己の借金返済に費消しているなどの事情を考慮すると、本件申立ては自己の借金返済による生活困窮から免れるために養育費請求の形で借金の一部肩代わりを求めるに等しく、信義則に反し権利の濫用である」と判示した（却下）。【判例体系 ID】28040856【裁判年月日等】札幌家判平 10・9・14 家月 51 巻 3 号 194 頁。【参照法令】民法 1 条／766 条／家事審判規則 53 条。

離婚後に親権者となり監護養育に当たっている母が、自己の借金返

済による生活困窮から免れるために養育費請求の形で借金の一部肩代わりを求めるのは信義則に反し権利の濫用であると判示しており、民法766条にも信義則が投影されているといえよう。

770条（裁判上の離婚） 裁判所は離婚請求控訴事件において「有責配偶者である夫からの離婚請求を棄却した原判決に対し夫が控訴した事案において、本件夫婦は既に9年以上別居状態を続けており、両者の夫婦関係は破綻していると認めざるを得ないが、夫婦間の子は成年に達しているものの、四肢麻痺の障害のために日常生活全般にわたり介護が必要な状況にあることから、実質的には未成熟の子と同視すべきであること、妻はそのような子を放置して就業することが可能とは考えられず、その年齢（54歳）からして安定した職業を見つけるのは困難であること、また、離婚した場合には現住居からの退去を余儀なくされる可能性も否定し難いことなどの事情を総合的に考慮すれば、離婚により妻が精神的・経済的に極めて過酷な状況に置かれるものというべきであり、本件離婚を認容することは著しく社会正義に反し、信義誠実の原則に照らして認容することはできない」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】28132486【裁判年月日等】東京高判平19・2・27判タ1253号235頁。【参照法令】民法770条。

本件離婚を認容することは著しく社会正義に反し、信義誠実の原則に照らして認容することはできないと判示されており、民法770条にも信義則が投影されているといえよう。

772条（嫡出の推定） 裁判所は親子関係不存在確認請求事件において「AB夫婦の婚姻成立から数年を経てB女が子を懐胎したが、当時A男は出征中でありB女がA男の子を懐胎することは不可能であったから、子は民法772条の推定を受けない嫡出子であり、A男の養子が亡A男と当該子との間の父子関係の存否を争うことが権利の濫用に当たると

信義則の民法条文への具体化について

認められる特段の事情も存しないとして、養子の提起した親子関係不存確認の訴えが適法である」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】 28032540【裁判年月日等】最二判平 10・8・31 裁時 1226 号 10 頁。【参照法令】民法 772 条／人事訴訟法／人事訴訟手続法。

子は民法 772 条の推定を受けない嫡出子であり、A 男の養子が亡 A 男と当該子との間の父子関係の存否を争うことが権利の濫用に当たると認められる特段の事情も存しないと判示されており、民法 772 条にも信義則が投影されているといえよう。

787 条（認知の訴え） 裁判所は認知請求事件において「出訴期間の起算点を「認知請求者において死後認知の訴え提起の必要性を認識し得る状態となったとき」と解する余地はないというべきであり、仮に、認知請求者が法定の期間内に死後認知の訴え提起の必要性を認識し得る状態とならなかったことにつきやむを得ない事情があるとしても、これによって左右されるものではない。補助参加人らが本件訴えについて出訴期間を徒過している旨主張することをもって権利の濫用であるとする原告の主張は採用することはできないし、補助参加人らにおいて本件訴えは出訴期間を徒過している旨主張することが信義誠実の原則に反し権利の濫用であるということとはできない」と判示した（却下）。【判例体系 ID】 27818670【裁判年月日等】東京地判平 4・9・25 家月 45 卷 5 号 90 頁。【参照法令】民法 787 条／法例 18 条。

補助参加人らにおいて本件訴えは出訴期間を徒過している旨主張することが信義誠実の原則に反し権利の濫用であるということとはできないと判示されており、民法 787 条にも信義則が投影されているといえよう。

802 条（縁組の無効） 裁判所は養子縁組無効確認請求事件において「養子縁組無効原因が存する場合に、利害関係者が、無効原因の存在

を知った時から長年月経過後に訴を提起しても、権利の濫用ではない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27450328【裁判年月日等】最一判昭31・10・4最集民23号365頁。【参照法令】民法802条。

養子縁組無効原因が存する場合に、利害関係者が、無効原因のあることを知った時から長年月経過後に提訴しても、権利の濫用ではないと判示されており、民法802条にも権利濫用・信義則が投影されているといえよう。

814条（裁判上の離縁） 裁判所は離縁請求控訴事件において「成人の養子縁組で、破綻状態が相当の長期間に及ぶ場合、離縁請求を認容することが著しく社会正義に反するといえる特段の事情が認められない限り、有責当事者（養親）からの離縁請求も認められる」と判示した（控訴棄却）。【判例体系ID】27826240【裁判年月日等】東京高判平5・8・25家月48巻6号51頁。【参照法令】民法1条／814条／民事訴訟法114条／人事訴訟法24条／25条／人事訴訟手続法9条／26条。

離縁請求を認容することが著しく社会正義に反するといえる特段の事情が認められない限り、有責当事者からの離縁請求も認められると判示されており、民法814条にも信義則が投影しているといえよう。

820条（監護及び教育の権利義務） 裁判所は養育費請求事件において「被告は、本件調停条項は単なる信義則上の努力条項にすぎず、これに基づく被告の債務は自然債務であると主張する。しかし、本件調停条項は、金額が不確定であるため、それ自体では債務名義となり得ないものであるが、子らの教育という正当な目的のもとに、被告が原告に対して一定の費用を支払う旨明記しているものであり、また、原告がその履行を訴求することが信義則に反するともいえないから、被告に一定の債務を発生させる条項であり、単なる努力条項又は自然債務を発生させる条項とは到底解されない」と判示した（一部認容、一部棄却）。【判例

信義則の民法条文への具体化について

体系 ID] 27827177【裁判年月日等】広島地判平5・8・27家月47巻9号82頁。【参照法令】民法695条／766条／771条／820条／877条／家事審判規則53条／家事審判法21条。

本件調停条項は、金額が不確定であるため、それ自体では債務名義となり得ないものであるが、子らの教育という正当な目的のもとに、被告が原告に対して一定の費用を支払う旨明記しているものであり、また、原告がその履行を訴求することが信義則に反するともいえないと判示されており、民法820条にも信義則が投影しているといえよう。

834条（親権の喪失の宣告） 裁判所は親権者の職務執行停止・職務代行者選任申立事件において「先天性心疾患のため手術が必要な乳児につき、親権者が信仰上の理由から手術への同意を拒否したため、児童相談所長が親権喪失宣告とともに、保全処分を申し立てた事案において、子の心臓手術に対する同意拒否は、親権を濫用し、子の福祉を著しく損なうものであるとして、保全処分として、親権者らの職務の執行を停止するとともに、その期間中の職務代行者を選任する」と判示した（認容）。【判例体系 ID] 28130934【裁判年月日等】名古屋家判平18・7・25家月59巻4号127頁。【参照法令】民法834条／家事審判規則74条／家事審判法9条。

子の心臓手術に対する同意拒否は、親権を濫用し、子の福祉を著しく損なうものであるとして、権利の濫用が著しい場合に親権を剥奪されると判示されており、民法834条にも権利濫用・信義則が投影しているといえよう。

842条（未成年後見人の数） 裁判所は所有権移転登記手続等請求本訴、所有権移転登記抹消登記手続請求反訴事件において「2名以上の者が、後見人として未成年者を代理してした法律行為は、無権代理行為に該当し、未成年者である本人が成年に達した後これを追認しない限

り、効力を生じない。祖父と養子縁組した子Aが祖父の死亡により相続した本件土地につき、子Aの実父母両名が後見人として譲渡した場合に、右両名の関与により子の利益が損われたわけではなく、子も成年に達した後右両名がAの財産管理をしてきたことを事実上承認していたなどの事情があるときは、Aは信義則上右両名のした無権代理行為の追認を拒絶することは許されない」と判示した（上告棄却）。【判例体系ID】27810473【裁判年月日等】最二判平3・3・22年月43巻11号44頁。
 【参照法令】民法113条／842条／843条。

祖父と養子縁組した子Aが祖父の死亡により相続した土地につき、子Aの実父母両名が後見人として譲渡した場合に、子の利益が損われたわけではなく、子も成年に達した後両名がAの財産管理をしてきたことを事実上承認していたときは、Aは信義則上両名のした無権代理行為の追認を拒絶することは許されないと判示されており、民法842条にも信義則が投影しているといえよう。

843条（成年後見人の選任） 裁判所は禁治産宣告の審判に対する抗告事件において「過去20年間本人のため、事実上の後見人（法律上は代理人）として、誠実にその療養、監護、財産の保全等に努めて来た抗告人を事件本人の後見人に選任するのが相当である」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27730142【裁判年月日等】高松高決昭41・4・26高民19巻3号258頁。【参照法令】民法840条／843条／家事審判法14条／家事審判規則27条。

20年間本人のため、事実上の後見人として、誠実にその療養、監護、財産の保全等に努めて来た抗告人を事件本人の後見人に選任するのが相当であると判示されており、成年後見人の選任に当たって誠実さに着目されており、民法843条にも信義則が投影されているといえよう。

859条（財産の管理及び代表） 裁判所は損害賠償請求事件におい

信義則の民法条文への具体化について

て「禁治産者の後見人が、その就職前に禁治産者の無権代理人によって締結された契約の追認を拒絶することが信義則に反するか否かは、(1)右契約の締結に至るまでの無権代理人と相手方との交渉の経緯及び無権代理人が無権代理人の締結前に相手方との間でした法律行為の内容と性質、(2)右契約を追認することによって禁治産者が被る経済的不利益と追認を拒絶することによって相手方が被る不利益、(3)右契約の締結から後見人が就職するまでの間に右契約の履行等をめぐってされた交渉経緯、(4)無権代理人と後見人との人的関係及び後見人がその就職前に右契約の締結に関与した行為の程度、(5)本人の意思能力について相手方が認識し又は認識し得た事実、など諸般の事情を勘案し、追認を拒絶することが取引関係に立つ当事者間の信頼を裏切り、正義の観念に反するような例外的場合に当たるか否かを判断して、決しなければならない」と判示した（破棄差戻）。【判例体系 ID】 27825601 【裁判年月日等】 最三判平6・9・13 民集 48 卷 6 号 1263 頁。【参照法令】 民法 1 条／113 条／859 条。

最高裁は、禁治産者の後見人が、その就職前に禁治産者の無権代理人によって締結された契約の追認を拒絶することが信義則に反するか否かを判断するに際して、上記の5つの判断基準を示しており、当事者間の信頼、正義の観念などもその一つに挙げられていることからわかるように、民法 859 条にも信義則が投影しているといえよう。

876 条（保佐の開始） 裁判所は保佐開始申立却下審判に対する即時抗告事件において「統合失調症の慢性期にあり、自己の財産を管理するには常に援助が必要であると認められる本人について母が申し立てた保佐開始の審判を却下した原審判に対する即時抗告審において、本人は精神疾患のために、預金や障害年金を衝動的に浪費するおそれがあり、保佐を開始することは本人の保護に資するものであり、抗告人（母）が保佐人に対して本人の行動を監視する役割を期待しているようにうかがえるとしても、申立権の濫用と判断すべきではないとして、原審判を取

り消し、保佐を開始するとともに保佐人を選任する」と判示した(取消、認容)。【判例体系ID】28130931【裁判年月日等】大阪高決平18・7・28日家月59巻4号111頁。【参照法令】民法11条/13条/876条/家事審判法9条。

本人は精神疾患のために、預金や障害年金を衝動的に浪費するおそれがあり、保佐を開始することは本人の保護に資するものであり、抗告人(母)が保佐人に対して本人の行動を監視する役割を期待しているようにうかがえるとしても、申立権の濫用と判断すべきではないと判示されており、民法876条にも信義則が投影しているといえよう。

877条(扶養義務者) 裁判所は扶養請求事件において「申立人は相手方等の父であるが、就業して収入を得ることが可能なにもかかわらず、労働意欲がないために生活費に不足を来たしているものであること、相手方が未成熟子の頃から全く没交渉の間柄にあり、父として養育の責任は全く果さなかったことなどの事情の下においては、扶養の申立は信義に反する」と判示した(却下)。【判例体系ID】27441474【裁判年月日等】新潟家判昭47・5・4家月25巻6号150頁。【参照法令】民法1条/877条/家事審判規則2条。

未成熟子に対する親としての養育を放擲し、あと離婚して後各地を放浪して子等と全く没交渉であった父が、性来の怠惰と寄る年浪のために稼働意欲をなくしたとはいえ、なお労働力がある場合には、右父の子等に対する扶養の申立は信義則に反すると判示されており、民法877条にも信義則が投影されているといえよう。

879条(扶養の程度又は方法) 裁判所は扶養申立事件において「老父母からの子らに対する扶養料請求につき、扶養料の支払の必要性を認めながら、親子間の不和を形成するについて申立人である父に相当程度帰責事由がある状況下においては、信義則上、扶養料をある程度制限さ

信義則の民法条文への具体化について

れることは申立人らにおいて受忍すべきであるとして、諸般の事情を考慮した上、子らに相当程度減額された扶養料の支払が命じる」と判示した（認容）。【判例体系ID】27804506【裁判年月日等】秋田家判昭63・1・12家月40巻6号51頁。【参照法令】民法879条。

親子間の不和を形成するについて申立人である父に相当程度帰責事由がある場合、信義則上、扶養料をある程度制限されることは申立人らにおいて受忍すべきであると判示されており、民法879条にも信義則が投影されているといえよう。

884条（相続回復請求権） 裁判所は相続回復請求控訴事件において「相続財産につき登記、占有を有する被相続人の戸籍上の嫡出子（控訴人）は実は他人夫婦の子であるとして、被相続人の甥（被控訴人）が提起した相続回復請求訴訟の控訴審において、右出生届を養子縁組届とみなすことはできないが、控訴人は昭和38年に被相続人の嫡出子として出生届を出して以来30数年間にわたり被相続人の実子として養育され、実の親子同様の生活関係を継続してきたこと、平成9年に至って被控訴人から初めて被相続人の実子ではないと知らされたこと、控訴人は相続した本件土地上に建物を完成させており、本件土地を相続できないと控訴人と家族は生活の本拠を失うこと、被控訴人は被相続人の生存中は控訴人と被相続人との親子関係の存否を争わなかったにもかかわらず、被相続人が死亡するや突如として控訴人と被相続人夫婦との親子関係を否定し、本件遺産分割協議によって控訴人が得た土地などの引渡しを求めて本訴の提起に及んだものであることなどの事実を総合すると、本訴請求は控訴人の財産上、精神上の利益を著しく害するものであり、権利濫用として許されない」と判示した（原判決取消、請求棄却）。【判例体系ID】28062167【裁判年月日等】広島高判平13・1・15家月54巻9号108頁。【参照法令】民法1条／739条／799条／802条／884条／民事訴訟法。

本訴請求は控訴人の財産上、精神上の利益を著しく害するものであり、権利濫用として許されないと判示されており、民法 884 条にも信義則が投影しているといえよう。

892 条（推定相続人の廃除） 裁判所は損害賠償請求事件において「交通事故で死亡した子の損害賠償請求権の相続について、相続人である父は子が 11 歳のときに家を出て以来、子の死亡のときまで別居しており、その間所在も分からない状態であったが、親族を介して学費や家賃を支払うなど子及びその母の生活を援助しており、相続人から廃除することが認められる客観的事情にあったとは直ちにいけないから、右父が死亡した子の損害賠償請求権の相続を主張することが権利濫用ないし信義則に反するとは認められない」と判示した（一部認容、一部棄却）。

【判例体系 ID】28071517【裁判年月日等】東京地判平 13・3・13 交民 34 卷 2 号 374 頁。【参照法令】民法 1 条／709 条／710 条／711 条／722 条／892 条。

右父が死亡した子の損害賠償請求権の相続を主張することが権利濫用ないし信義則に反するとは認められないと判示されており、民法 892 条にも信義則が投影しているといえよう。

896 条（相続の一般的効力） 裁判所は根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴、同反訴事件において「無権代理人が行った行為は、本人がその追認をしなければ本人に対してその効力を生ぜず、本人が追認を拒絶すれば無権代理行為の効力が本人に及ばないことが確定し、追認拒絶の後は本人であっても追認によって無権代理行為を有効とすることができず、右追認拒絶の後に無権代理人が本人を相続したとしても、右追認拒絶の効果に何ら影響を及ぼすものではないから、本人が無権代理行為の追認を拒絶した後に、無権代理人を限定相続した者が本人を相続したとしても、無権代理人による無権代理行為が当然有効となるものではない

信義則の民法条文への具体化について

いし、本人を相続した無権代理人が本人の追認拒絶の効果を主張することそれ自体が信義則に反するものではない」と判示した(破棄自判)。【判例体系 ID】28031946【裁判年月日等】最二判平10・7・17民集52巻5号1296頁。【参照法令】民法113条/896条。

本人を相続した無権代理人が本人の追認拒絶の効果を主張することそれ自体が信義則に反するものではないと判示されており、民法896条にも信義則が投影しているといえよう。

899条 裁判所は不当利得金返還請求事件において「被相続人の預金債権をXとともに共同相続したYが、Xの法定相続分については何ら受領権限がないのに全額払戻しを受けたため、XがYに対し、不当利得返還請求権に基づいて自己の相続分相当額の支払を求めたところ、Yが、本件預金を払い戻した金融機関には払戻しについて過失があるから、前記払戻しは民法478条の返済として有効とはいえず、Xが本件金融機関に対して相続分に相当する預金債権を有していることに変わりはなく、Xには不当利得返還請求権の成立要件である「損失」が発生していないとして争った事案において、Yが、X相続分の預金について自ら受領権限があるものとして本件金融機関から払戻しを受けておきながら、Xの提起した本件訴訟において、一転して、本件金融機関に過失があるとして、自らが受けた前記払戻しが無効であると主張して争うことは、信義誠実の原則に反して許されない」と判示した(上告棄却)。【判例体系 ID】28092692【裁判年月日等】最三判平16・10・26裁時1374号3頁。【参照法令】民法1条/478条/703条/899条。

Yが、X相続分の預金について自ら受領権限があるものとして本件金融機関から払戻しを受けておきながら、Xの提起した本件訴訟において、一転して、本件金融機関に過失があるとして、自らが受けた前記払戻しが無効であると主張して争うことは、信義則に反して許されないと判示され、民法899条にも信義則、とりわけ禁反言が投影しているとい

えよう。

902条（遺言による相続分の指定） 裁判所は不当利得返還請求事件において「遺贈割合の指定を第三者に委ねる遺言は、指定を受ける受遺者間に利害の対立がなく、指定権の濫用の余地がない場合はともかく、本件のような典型的な相続紛争が予測される相続人・受遺者間の割合の指定の場合は、深刻な対立を引き起こす可能性があり、配分（割合）の指定の委託を受けた第三者による権限の濫用の危険性が大きいから、無効である」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28033103【裁判年月日等】東京地判平9・10・28判タ980号252頁。【参照法令】民法902条／908条／960条／964条／1006条。

典型的な相続紛争が予測される相続人・受遺者間の割合の指定の場合は、深刻な対立を引き起こす可能性があり、配分（割合）の指定の委託を受けた第三者による権限の濫用の危険性が大きいから、無効であると判示されており、民法902条にも信義則が投影されているといえよう。

903条（特別受益者の相続分） 裁判所は遺産分割及び寄与分を定める処分申立事件において「簡易保険契約に基づき保険金受取人とされた共同相続人が取得した死亡保険金428万円余は、被相続人の相続財産総額の6パーセント余にすぎないことや、同人が長年被相続人と生活を共にし、入退院時の世話をしていたことなどの事情にかんがみると、同人と他の相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らして到底是認できないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情は認め難いから、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきではない」と判示した（認容（574号）、却下（1900号））。【判例体系ID】28112001【裁判年月日等】大阪家判平18・3・22家月58巻10号84頁。【参照法令】民法903条／家事審判法9条。

信義則の民法条文への具体化について

本件では、同人と他の相続人との間に生ずる不公平が民法 903 条の趣旨に照らして到底是認できないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情は認め難いから、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきではないと判示されており、民法 903 条にも信義則が投影されているといえよう。

904 条の 2（寄与分） 裁判所は扶養料等申し立て却下審判に対する即時抗告事件において「被相続人を生前扶養した相続人の 1 人が同一順位の扶養義務者である他の相続人に対して過去の扶養料の求償を求める申立てにつき、当該扶養が特別の寄与に当たらないとして寄与分を否定した審判が既に確定しているとしても、同申立ては紛争の蒸し返しには当たらず、信義則に反しないとして、同申立てを却下した原審判を取り消して原審に差し戻す」ように判示した（一部取消差戻、一部棄却）。

【判例体系 ID】28091033【裁判年月日等】大阪高決平 15・5・22 家月 56 卷 1 号 112 頁。【参照法令】民法 877 条／879 条／904 条の 2／家事審判法 9 条／家事審判規則 19 条。

寄与分を否定した審判が既に確定しているとしても、同申立ては紛争の蒸し返しには当たらず、信義則に反しないと判示されており、904 条の 2 にも信義則が投影されているといえよう。

907 条（遺産の分割の協議又は審判等） 裁判所は所有権移転登記手続請求事件において「共同相続人の 1 人及びその配偶者が、他の共同相続人から遺産分割について一任する旨の書面を提出させたうえで、年長順に 1 人ずつを呼び出し、公平を欠く分割案を提示してその場で相続財産を選択させた事案において、このような遺産分割協議は協議という名に値しない不公平なものであり、信義則に反するため効力を有しない」と判示した（棄却）。【判例体系 ID】28021819【裁判年月日等】大阪地判平 8・2・20 判タ 947 号 263 頁。【参照法令】民法 1 条／108 条

／643条／907条。

本件のような遺産分割協議は協議という名に値しない不公平なものであり、信義則に反すると判示されており、民法907条にも信義則が投影されているといえよう。

908条（遺産の分割の方法の指定及び遺産の分割の禁止） 前出902条と同事件。裁判所は不当利得返還請求事件において「本件のような典型的な相続紛争が予測される相続人・受遺者間の割合の指定の場合は、深刻な対立を引き起こす可能性があり、配分（割合）の指定の委託を受けた第三者による権限の濫用の危険性が大きいから、無効である」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28033103【裁判年月日等】東京地判平9・10・28判タ980号252頁。【参照法令】民法902条／908条／960条／964条／1006条。

民法902条と同様に、民法908条にも信義則が投影されているといえよう。

922条（限定承認） 裁判所は請求異議事件において「不動産の死因贈与の受贈者が贈与者の相続人である場合において、限定承認がされたときは、死因贈与に基づく限定承認者への所有権移転登記が相続債権者による差押登記よりも先にされたとしても、信義則に照らし、限定承認者は相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28030503【裁判年月日等】最二判平10・2・13民集52巻1号38頁。【参照法令】民法1条／177条／554条／922条／931条。

本件においては、信義則に照らし、限定承認者は相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができないと判示されており、民法922条にも信義則が投影されているといえよう。

信義則の民法条文への具体化について

931条（受遺者に対する弁済） 裁判所は請求異議事件において「不動産の死因贈与の受贈者が贈与者の相続人である場合において、限定承認がされたときは、死因贈与に基づく限定承認者への所有権移転登記が相続債権者による差押登記よりも先にされたとしても、信義則に照らし、限定承認者は相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】28030503【裁判年月日等】最二判平10・2・13民集52巻1号38頁。【参照法令】民法1条／177条／554条／922条／931条。

死因贈与に基づく限定承認者への所有権移転登記が相続債権者による差押登記よりも先にされたとしても、信義則に照らし、限定承認者は相続債権者に対して不動産の所有権取得を対抗することができないと判示されており、民法931条にも信義側が投影しているといえよう。

960条（遺言の方式） 裁判所は遺言無効確認請求事件において「自筆証書による遺言はその性質上方式について厳格に解さなければならないが、一概に形式論をもってすることも遺言者の真意に反する結果をもたらし、無用の紛争を惹起しかえって法の意図するところに合致しない結果に立至ることもあるから、その解釈に当っては個々の案件について具体的妥当性を発見するように努めなければならない」と判示した（棄却）。【判例体系ID】27450019【裁判年月日等】静岡地判昭25・4・27判時40号24頁。【参照法令】民法960条／968条／民事訴訟法40条。

自筆証書による遺言はその性質上方式について厳格に解さなければならないが、その解釈に当っては個々の案件について具体的妥当性を発見するように努めなければならないと判示されていることから、民法960条にも信義側が投影しているといえよう。

964条（包括遺贈及び特定遺贈） 裁判所は相続税更正処分等取消請求事件において「被相続人所有の不動産を相続人らに即時に贈与する

旨の公正証書が作成されたが、これは租税回避の方便として作成されたものであり、本件不動産は、真実は「贈与者の死亡により効力を生ずる贈与」（遺贈）によって取得した財産に当たり、相続税の課税財産に含まれる」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】22005781【裁判年月日等】名古屋地判平5・3・24家月46巻12号67頁。【参照法令】国税通則法15条／相続税法2条／民法554条／964条。

本件公正証書が租税回避の方便として作成されたものであり、真実は「贈与者の死亡により効力を生ずる贈与」（遺贈）によって取得した財産に当たり、相続税の課税財産に含まれると判示されているが、租税回避という悪意的法律状態を創出していることから、民法964条にも信義側が投影しているといえよう。

1010条（遺言執行者の選任） 裁判所は遺言執行者選任申立却下審判に対する即時抗告申立事件において「選任の申立につき、これを必要とすべき事情が全く認められず、不法な目的による申立であることがうかがわれる等、いわば右申立権の濫用と目される場合は格別、そうでない限り、原則として、死因贈与においても、民法1010条に基づく執行者の選任は許される」と判示した（取消、認容）。【判例体系ID】27807987【裁判年月日等】名古屋高決平1・11・21家月42巻4号45頁。【参照法令】民法554条／1010条／家事審判法9条。

申立権の濫用と目される場合は格別、そうでない限り、原則として、死因贈与においても、民法1010条に基づく執行者の選任は許されると判示されており、民法1010条にも権利濫用・信義側が投影されているといえよう。

1012条（遺言執行者の権利義務） 裁判所は土地持分移転登記手続請求事件において「相続させる旨の遺言があるにもかかわらず、共同相続人が、遺言の趣旨とは異なる遺産分割協議をし、登記を経由した事案

信義則の民法条文への具体化について

において、右の協議は、遺産分割方法の指定のない財産について遺産分割協議をするとともに、遺産分割方法の指定がなされている土地については、相続人のひとりが本件遺言によって取得した取得分を相続人間で贈与ないし交換的に譲渡する旨の合意をしたものと解するのが相当であり、その合意は、遺言執行者の権利義務を定め、相続人による遺言執行を妨げる行為を禁じた民法の規定に抵触するものではない。本件のように、相続人全員の意思及び利益に反することが明らかである場合にまで、遺言執行者が遺言の執行を強要することは権利濫用にあたり許されない」と判示した（請求棄却）。【判例体系 ID】28071059【裁判年月日等】東京地判平13・6・28判タ1086号279頁。【参照法令】民法908条／1012条／1013条／1015条。

相続人全員の意思及び利益に反することが明らかである場合にまで、遺言執行者が遺言の執行を強要することは権利濫用にあたり許されないと判示されており、民法1012条にも信義則が投影されているといえよう。

1027条（負担付遺贈に係る遺言の取消し） 裁判所は土地所有権移転登記等抹消登記請求、更正登記手続反訴請求事件において「負担付死因贈与契約が、贈与者の判断力の衰退に乗じてなされたもので公序良俗、信義則に反し無効であるとの主張を退け、負担と贈与財産の価値の相関関係も不均衡とはいえず、負担の全部に類する程度の履行がなされている本件では、負担付死因贈与契約を取り消すことがやむを得ないと認められる特段の事情はない」と判示した（本訴棄却、反訴認容）。【判例体系 ID】27819884【裁判年月日等】東京地判平5・5・7判時1490号97頁。【参照法令】民法553条／1027条。

負担と贈与財産の価値の相関関係が不均衡とはいえず、負担付死因贈与契約が公序良俗、信義則に反し無効であるとの主張を退けると判示されており、民法1027条にも信義則が投影されているといえよう。

1029 条（遺留分の算定） 裁判所は貸金庫在庫物搬出禁止等請求事件において「遺留分減殺請求権を行使した遺留分権利者が、相続人に対し、遺産を構成する貸金庫の内容物について、貸金庫契約に基づく引渡請求権の準共有持分権を有することの確認を求める訴えにおいて、相続人が、合理的な理由なく双方立会の下での貸金庫内容物の確認を拒絶しながら、遺留分算定の基礎となる財産額が特定されていないことを主張して、右持分権について争うことは、訴訟上の信義則に反し許されない」と判示した（認容）。【判例体系 ID】 28090094 【裁判年月日等】 東京地判平 15・5・22 金法 1694 号 67 頁。【参照法令】 民法 249 条／264 条／902 条／964 条／1028 条／1029 条／民事訴訟法 2 条／134 条。

相続人が、合理的な理由なく貸金庫内容物の確認を拒絶しながら、遺留分算定の基礎となる財産額が特定されていないことを主張して、持分権について争うことは、訴訟上の信義則に反し許されないと判示されており、民法 1029 条においても信義則が投影されているといえよう。

1031 条（遺贈又は贈与の減殺請求） 裁判所は遺留分減殺請求控訴事件において「遺留分減殺請求権も私法上の権利であるから、民法の一般原則に従い、信義に従い誠実にそれを行使することを要し、その濫用は許されない。権利濫用に当る」と判示した（取消、請求棄却）。【判例体系 ID】 27811368 【裁判年月日等】 東京高判平 4・2・24 判時 1418 号 81 頁。【参照法令】 民法 1 条／1031 条。

遺留分減殺請求権も信義に従い誠実にそれを行使することを要し、その濫用は許されないと判示されており、民法 1031 条においても信義則が投影しているといえよう。

1041 条（遺留分権利者に対する価額による弁償） 裁判所は持分権移転登記等請求控訴事件において「民法 1041 条 1 項に基づくその弁償すべき価額は、公平の理念に照らし、弁償が現実になされるべき時、す

信義則の民法条文への具体化について

なわち口頭弁論終結時における取引価額によるべきが相当である」と判示した（一部認容，一部棄却）。【判例体系 ID】27200632【裁判年月日等】大阪高判昭49・12・19民集30巻7号778頁。【参照法令】民法709条／1040条／1041条。

民法1041条1項に基づく弁償すべき価額は、公平の理念に照らし、口頭弁論終結時における取引価額によるべきが相当であると判示されており、民法1041条にも信義則が投影されているといえよう。

1042条（減殺請求権の期間の制限） 裁判所は損害賠償請求控訴事件において「非嫡出子から相続問題の処理を受任した弁護士が、消滅時効完成前に遺留分減殺請求権を行使せずに委任者に損害を被らせたのは債務不履行であるとして、遺留分相当額の損害賠償が命じられた事例。本件遺言書が作成されてから長期間が経過していることをもって、本件遺言により被控訴人の相続分が零であることを主張することが信義則に反するということはできない。その他、右主張が信義則に反すると評価すべき事情を認めるに足る証拠はない」と判示した（一部認容，控訴棄却）。【判例体系 ID】28070389【裁判年月日等】高松高判平12・12・14判時1769号76頁。【参照法令】民法644条／1042条。

本件遺言書が作成されてから長期間が経過していることをもって、本件遺言により被控訴人の相続分が零であることを主張することが信義則に反するということはできないと判示されており、民法1042条においても信義則が投影しているといえよう。

1043条（遺留分の放棄） 裁判所は遺留分減殺請求事件において「裁判上の和解において遺留分の放棄に合意した原告が、右放棄について家庭裁判所の許可を得ていないとして、遺留分減殺請求権を行使した事案において、遺留分減殺請求権の放棄は家庭裁判所の許可がなければ効力のない要式行為であるから、本件和解をもって右許可に代替しうること

はできないが、本件において、家庭裁判所の許可手続が履践されていないことを奇貨として遺留分減殺請求権を行使することは、和解の合意に反して原告らに二重取りを許すことになり、著しく信義に反する」と判示した（請求棄却）。【判例体系ID】28051706【裁判年月日等】東京地判平11・8・27判タ1030号242頁。【参照法令】民法1条／1043条。

家庭裁判所の許可手続が履践されていないことを奇貨として遺留分減殺請求権を行使することは、和解の合意に反して原告らに二重取りを許すことになり、著しく信義に反すると判示されており、民法1043条においても信義則が投影されているといえよう。

3 まとめ

はじめに述べたように、信義則が民法全体を通じて各条文にどのように投影・具体化されているのかを検討してきた。なるべく新しい判例を取り上げ、限られた紙面の中でできる限り多くの情報を盛り込むように心がけたつもりである。民法の条文の後に、裁判所がどういった事案で、当該条文と信義則をどのように関連付けて判断したのかが分かるように表記を統一し（事件名、裁判結果、判例体系ID、裁判年月日・出典、参照法令）、しかる後に、条文ごとに考察を加えていった。

同じ判例でも、先例としての力、言い換えれば実務を支配する力には自ずと差があり、最高裁（戦前であれば大審院）の判例が最も強い力を持っていることは言うまでもない。しかし、下級裁判所における判例にも学ぶべき点が多いという印象を、今回の分析を通じて強く受けた。高裁・地裁等の裁判官は当然のことながら最高裁の判例のみならず、法体系を熟知しており、そうした背景知をベースにして具体的事案において判断している。したがって、最高裁の判例のみならず、高裁・地裁等の下級裁判所の判例の中から学ぶべきことは多いと確信している。

最初に挙げた法命題1「信義則は、明示・黙示を問わず、すべての条文の但し書きの中に存在する」、法命題2「信義則は、明示・黙示を問

信義則の民法条文への具体化について

わず、常に各条文に存在する特別規定である」は、今回の分析でかなり検証できたと考える。そして、法命題3「一般条項による解決こそが、大陸法において具体的妥当性と、論理の整合性を調和しうる最も特色ある解釈方法である」についても、判例の中で、「具体的妥当性」という形で判示されているものもあった。特定の事案の中で、裁判官が条文を用いて判断する際に、信義則が判断基準としてどのように関わってきているのかを、民法の全条文に照らし合わせて考察する作業を通していえることは、信義則、権利濫用、公平・衡平、禁反言、失権、事情変更の原則、クリーンハンズの原則、悪意的な法律状態の創出、具体的妥当性、正義（配分的正義等）、信頼の保護等、表現は違っても信義則が民法の多くの条文に投影されていることを実証しており、大変参考になる点が多かった。そして、信義則が民法全体を通じて各条文に投影・具体化されていることを明らかにすることができたのではないかと考えている。

注

- [1] 平田勇人「信義則とその基層にあるもの」(成文堂, 2006)。
- [2] 平田・前掲注[1] 289頁。
- [3] 平田・前掲注[1] 290頁。
- [4] 民法522条に関して、加賀山茂「契約法講義」58頁(日本評論社, 2007)。
我妻榮・有泉亨・清水誠・田山輝明著「我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—」938頁(日本評論社, 2005)。

参考文献

- ・第一法規法情報総合データベース(D1-Law.com)をメインにして今回は分析した。
- ・法務省：法制審議会 民法(債権関係)部会資料11-1 民法(債権関係)の改正に関する検討事項(6)も参考にした。
- ・末川博「権利濫用の研究」(岩波書店, 1949)。
- ・末川先生古稀記念「権利の濫用(上・中・下巻)」(有斐閣, 1962)。
- ・山本卓「民事訴訟における信義誠実の原則」司法研究報告書14集1号(1962)。

- ・川島武宜「法律学全集 17 卷・民法総則」(有斐閣, 1965)。
- ・中野貞一郎「過失の推認」(弘文堂, 1978)。
- ・加賀山茂「民法体系 I 総則・物権」(信山社, 1996)。
- ・加賀山茂「契約法講義」(日本評論社, 2007)。
- ・加賀山茂「現代民法 学習法入門」(信山社, 2007)。
- ・加賀山茂「現代民法 担保法」(信山社, 2009)。
- ・後藤静思「商法及び信義則の研究」(信山社, 1993)。
- ・菅野耕毅「信義則および権利濫用の研究」(信山社, 1994)。
- ・C. W. カナリス (木村弘之亮代表訳)「法律学における体系思考と体系概念 - 価値判断法学とトピック法学の懸け橋 -」(慶應義塾大学法学研究会, 1996)。
- ・加藤雅信「新民法大系 I 民法総則 (第 2 版)」(有斐閣, 2005 年)。
- ・加藤雅信「新民法大系 II 物権法 (第 2 版)」(有斐閣, 2005 年)。
- ・加藤雅信「新民法大系 III 債権総論」(有斐閣, 2005 年)。
- ・加藤雅信「新民法大系 IV 契約法」(有斐閣, 2007 年)。
- ・加藤雅信「新民法大系 V 事務管理・不当利得・不法行為 (第 2 版)」(有斐閣, 2005 年)。
- ・ヤン・シュレーダー (石部雅亮編訳)「トピック・類推・衡平 - 法解釈方法論史の基本概念」40 頁 (信山社, 2000)。
- ・河上正二「民法学入門 - 民法総則講義・序論」103 頁 (日本評論社, 2004)。
- ・我妻榮・有泉亨ほか著・前掲「我妻・有泉コンメンタール民法 - 総則・物権・債権 -」(日本評論社, 2005)。